

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和３年９月30日

【発行者名】 シーエス（ケイマン）リミテッド
（CS (Cayman) Limited）

【代表者の役職氏名】 授権署名人 ジュリー・ヒューズ
（Julie Hughes, Authorized Signatory）
授権署名人 クリスティーン・フレッチャー
（Christine Fletcher, Authorized Signatory）

【本店の所在の場所】 ケイマン諸島、KY1-9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワ
ン・ネクサス・ウェイ、インタートラスト・コーポレート・サービ
シズ（ケイマン）リミテッド
（Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited, One Nexus
Way, Camana Bay, Grand Cayman, KY1-9005, Cayman Islands）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト -
GS米国フォーカス・グロース
（Goldman Sachs (Cayman Islands) Unit Trust -
Goldman Sachs US Focused Growth Equity Sub-Trust）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
米ドルクラス受益証券：
50億米ドル（5,447億円）
（注１）アメリカ合衆国ドル（以下「アメリカ合衆国ドル」を「米
ドル」という。）の円貨換算は、特別の記載がない限り、
2021年４月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電
信売買相場の仲値である、１米ドル＝108.93円による。
（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入して
ある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。
また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につ
き所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入し
てある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円
貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、2021年6月30日に提出した有価証券届出書(2021年9月16日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。以下「原届出書」といいます。)の関係情報を新たな情報により追加・更新するため、また、投資リスクの参考情報等を更新するため、本訂正届出書を提出するものであります。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いることがあり、原届出書の換算レートとは異なる場合があります。

2【訂正箇所および訂正事項】

(1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正内容は、下記のとおりです。

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容*と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況 資産別及び 地域別の投資 状況	更新
	(2) 投資資産		投資資産	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加・更新
	(4) 販売及び買 戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
第3 1 ファンドの経理状況 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 1 管理会社の概況 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容 及び営業の 状況	更新
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		追加

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラスト - G S米国フォーカス・グロース(以下「ファンド」という。)の運用状況は、以下のとおりである。

(1) 投資状況

資産別及び地域別の投資状況

(2021年7月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	アメリカ合衆国	928,887,616.08	94.33
	ケイマン諸島	32,364,188.08	3.29
	小計	961,251,804.16	97.62
投資信託	アイルランド	28,068,079.84	2.85
小計		989,319,884.00	100.47
現金およびその他の純資産(負債控除後)		- 4,618,928.06	- 0.47
合計(純資産価額)		984,700,955.94 (約107,815百万円)	100.00

(注1) 投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

(注2) アメリカ合衆国ドル(以下「アメリカ合衆国ドル」を「米ドル」という。)の円貨換算は、別段の記載がない限り、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル=109.49円による。以下同じ。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

投資資産

() 投資有価証券の主要銘柄

(株式)

(2021年 7 月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	保有株数 (株)	取得原価 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
1	ALPHABET INC-CL A	アメリカ合衆国	インターネット	34,789	1,392.81	48,454,524.93	2,694.53	93,740,004.17	9.52%
2	MASTERCARD INC - A	アメリカ合衆国	総合金融サービス	226,313	376.80	85,273,981.13	385.94	87,343,239.22	8.87%
3	ADOBE INC	アメリカ合衆国	ソフトウェア	103,983	311.38	32,378,529.40	621.63	64,638,952.29	6.56%
4	NETFLIX INC	アメリカ合衆国	インターネット	112,622	518.56	58,401,679.67	517.57	58,289,768.54	5.92%
5	MARVELL TECHNOLOGY INC	アメリカ合衆国	半導体	952,035	42.05	40,028,625.59	60.51	57,607,637.85	5.85%
6	NVIDIA CORP	アメリカ合衆国	半導体	288,240	132.91	38,311,112.73	194.99	56,203,917.60	5.71%
7	ROSS STORES INC	アメリカ合衆国	小売	428,001	92.79	39,714,450.54	122.69	52,511,442.69	5.33%
8	WORKDAY INC-CLASS A	アメリカ合衆国	ソフトウェア	212,416	169.32	35,965,778.68	234.40	49,790,310.40	5.06%
9	NIKE INC -CL B	アメリカ合衆国	衣料	296,714	83.88	24,887,270.57	167.51	49,702,562.14	5.05%
10	BOSTON SCIENTIFIC CORP	アメリカ合衆国	ヘルスケア製品	1,022,367	34.51	35,282,213.92	45.60	46,619,935.20	4.73%
11	CSX CORP	アメリカ合衆国	運輸	1,341,202	25.10	33,666,195.05	32.32	43,347,648.64	4.40%
12	ELI LILLY & CO	アメリカ合衆国	医薬品	171,580	156.08	26,780,857.59	243.50	41,779,730.00	4.24%
13	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	アメリカ合衆国	ソフトウェア	106,682	246.02	26,245,589.79	332.71	35,494,168.22	3.60%
14	SPLUNK INC	アメリカ合衆国	ソフトウェア	241,030	156.23	37,656,392.63	141.98	34,221,439.40	3.48%
15	INSULET CORP	アメリカ合衆国	ヘルスケア製品	121,757	193.44	23,552,121.67	279.69	34,054,215.33	3.46%
16	MONSTER BEVERAGE CORP	アメリカ合衆国	飲料	359,789	61.36	22,076,979.91	94.32	33,935,298.48	3.45%
17	AMERICAN TOWER CORP	アメリカ合衆国	不動産投資信託	117,116	151.31	17,720,487.23	282.80	33,120,404.80	3.36%
18	FARFETCH LTD-CLASS A	ケイマン諸島	インターネット	645,734	42.02	27,132,159.71	50.12	32,364,188.08	3.29%
19	BOEING CO/THE	アメリカ合衆国	航空宇宙・防衛	128,889	176.55	22,755,957.92	226.48	29,190,780.72	2.96%
21	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	アメリカ合衆国	バイオテクノロジー	355,743	84.35	30,007,274.29	76.73	27,296,160.39	2.77%

(投資信託)

(2021年 7 月末日現在)

順位	銘柄名	国・地域名	業種	数量	取得価格 (米ドル)		時価 (米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	金額	単価	金額	
20	GOLDMAN SACHS PLC - US\$ TREASURY LIQUID RESERVES FUND CL X	アイルランド	投資信託	28,068,080	1.00	28,068,079.84	1.00	28,068,079.84	2.85%

() 投資不動産物件

2021年7月末日現在、該当事項なし。

() その他投資資産の主要なもの

2021年7月末日現在、該当事項なし。

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年7月末日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

<米ドルクラス受益証券>

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年8月末日	250,938,700.40	27,475,278,307	20.96	2,295
9月末日	259,318,854.55	28,392,821,385	19.99	2,189
10月末日	256,720,510.82	28,108,328,730	19.28	2,111
11月末日	295,422,182.48	32,345,774,760	21.42	2,345
12月末日	319,150,736.00	34,943,814,085	22.29	2,441
2021年1月末日	325,437,490.89	35,632,150,878	21.82	2,389
2月末日	343,541,125.00	37,614,317,776	22.53	2,467
3月末日	353,709,379.92	38,727,640,007	22.88	2,505
4月末日	356,789,839.23	39,064,919,497	24.00	2,628
5月末日	348,821,700.24	38,192,487,959	24.11	2,640
6月末日	358,556,375.75	39,258,337,581	25.82	2,827
7月末日	336,926,256.33	36,890,055,806	26.47	2,898

(注) 2021年6月末日には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる。

分配の推移

<米ドルクラス受益証券>

	1口当たりの分配金	
	米ドル	円
2020年9月	0.00	0
2020年12月	0.00	0
2021年3月	0.00	0
2021年6月	0.00	0

収益率の推移

2021年7月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

<米ドルクラス受益証券>

計算期間	収益率（％）（注）
2020年8月1日～2021年7月末日	36.80

（注）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年7月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2020年7月末日現在の1口当たり純資産価格

2 販売及び買戻しの実績

2021年7月末日前1年間における販売および買戻しの実績、ならびに2021年7月末日現在の受益証券の発行済口数は、以下のとおりである。

<米ドルクラス受益証券>

販売口数	買戻し口数	発行済口数
8,248,139.138 (8,248,139.138)	7,736,569.955 (7,736,569.955)	12,729,173.000 (12,729,173.000)

（注）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。

< 参考情報 >

投資有価証券の主要銘柄 (2021年7月末日現在)

< 株式 >

順位	銘柄名	業種	投資比率
1	ALPHABET INC-CL A	インターネット	9.52%
2	MASTERCARD INC - A	総合金融サービス	8.87%
3	ADOBE INC	ソフトウェア	6.56%
4	NETFLIX INC	インターネット	5.92%
5	MARVELL TECHNOLOGY INC	半導体	5.85%
6	NVIDIA CORP	半導体	5.71%
7	ROSS STORES INC	小売	5.33%
8	WORKDAY INC-CLASS A	ソフトウェア	5.06%
9	NIKE INC -CL B	衣料	5.05%
10	BOSTON SCIENTIFIC CORP	ヘルスケア製品	4.73%

● 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移



● 分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引前)とを合計した金額です。

分配の推移 (1口当たり、税引前)

分配日	2020/9/10	2020/12/10	2021/3/10	2021/6/10
分配金(米ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00

分配日	第4会計年度(2016/12)	第5会計年度(2017/12)	第6会計年度(2018/12)	第7会計年度(2019/12)	第8会計年度(2020/12)	設定来累計
分配金(米ドル)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00

● 運用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



● 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 暦年末の1口当たり純資産価格(当該期間の税引前分配金の合計額を加えた額)

b = 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配額の額)(ただし、2013年の場合は当初発行価格(10.00米ドル))

● 2013年は設定日(8月2日)から年末まで、2021年は1月から7月末日までの収益率を表示しています。

● ファンド内にベンチマークはありませんので、ファンド設定日前の年間収益率については記載していません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a. ファンドの日本語の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文(英文)の中間財務書類を日本語に翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b. ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等(公認会計士法(昭和23年法律第103号)第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。)の監査を受けていない。
- c. ファンドの原文の中間財務書類は、ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストおよび全てのサブ・ファンドにつき一括して作成されている。本書において日本語の作成にあたっては、関係するサブ・ファンド(GS米国フォーカス・グロース)に関する部分のみを翻訳している。ただし、「財務書類に対する注記」については、全文を記載している。
- d. ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=109.49円)で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S 米国フォーカス・グロース

財政状態計算書（無監査）

2021年 6 月30日現在

		2021年 6 月30日		2020年12月31日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
流動資産					
損益を通じて公正価値で測定する金融資産	3 (c) , 4	956,971,518	104,778,812	782,064,610	85,628,254
未収金：					
配当金		167,605	18,351	213,156	23,338
投資対象売却	2	10,662,195	1,167,404	-	-
受益証券販売	3 (f) , 8	7,437,318	814,312	7,513,561	822,660
その他の資産		799	87	-	-
現金および現金等価物	3 (d) , 12	581,859	63,708	578,237	63,311
資産合計		975,821,294	106,842,673	790,369,564	86,537,564
負債					
流動負債					
損益を通じて公正価値で測定する金融負債	3 (c) , 4	44,247	4,845	-	-
銀行に対する債務		66	7	63	7
未払金：					
投資対象購入	2	22,105,532	2,420,335	-	-
受益証券買戻し	3 (f) , 8	1,820,844	199,364	1,631,363	178,618
投資顧問報酬	7 (a)	309,940	33,935	289,423	31,689
販売会社報酬	7 (d)	244,085	26,725	218,498	23,923
管理事務代行報酬	7 (c)	44,882	4,914	41,289	4,521
監査報酬		32,639	3,574	48,399	5,299
代行協会員報酬	7 (g)	26,309	2,881	21,353	2,338
管理報酬	7 (b)	22,762	2,492	4,862	532
弁護士報酬		15,882	1,739	16,232	1,777
印刷費用		14,216	1,557	3,304	362
受託報酬	7 (c)	12,346	1,352	10,942	1,198
名義書換事務代行報酬	7 (f)	12,198	1,336	16,912	1,852
保管報酬	7 (c)	9,123	999	10,922	1,196
受益者サービス報酬	7 (h)	1,622	178	1,698	186
その他の報酬		-	-	850	93
負債合計（買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産を除く）		24,716,693	2,706,231	2,316,110	253,591
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		951,104,601	104,136,443	788,053,454	86,283,973

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S 米国フォーカス・グロース

包括利益計算書（無監査）

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

	注記	2021年6月30日		2020年6月30日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当金	3 (b)	1,835,672	200,988	2,406,787	263,519
受取利息	3 (b)	13	1	4,293	470
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る実現純(損)益：					
投資対象		86,231,579	9,441,496	26,667,224	2,919,794
外国為替契約		(172,228)	(18,857)	40,283	4,411
損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債に係る未実現(損)益の純変動：					
投資対象		47,571,929	5,208,651	(7,495,481)	(820,680)
外国為替契約		(56,605)	(6,198)	9,069	993
純収益		135,410,360	14,826,080	21,632,175	2,368,507
運営費用					
投資顧問報酬	7 (a)	1,858,946	203,536	1,318,552	144,368
販売会社報酬	7 (d)	1,454,318	159,233	877,343	96,060
管理事務代行報酬	7 (c)	135,702	14,858	103,767	11,361
代行協会員報酬	7 (g)	51,329	5,620	30,965	3,390
受託報酬	7 (c)	41,709	4,567	30,246	3,312
名義書換事務代行報酬	7 (f)	24,625	2,696	10,177	1,114
保管報酬	7 (c)	23,864	2,613	22,769	2,493
監査報酬		23,240	2,545	25,305	2,771
管理報酬	7 (b)	17,900	1,960	26,790	2,933
印刷費用		13,418	1,469	13,428	1,470
受益者サービス報酬	7 (h)	9,895	1,083	9,972	1,092
その他の報酬		2,984	327	4,666	511
運営費用合計		3,657,930	400,507	2,473,980	270,876
運営による純利益		131,752,430	14,425,574	19,158,195	2,097,631
財務費用：					
参加受益証券保有者に対する分配金	3 (g), 10	8,291,458	907,832	6,147,039	673,039
分配金控除後源泉徴収税引前利益 / (損失)		123,460,972	13,517,742	13,011,156	1,424,591
源泉徴収税	6	(508,045)	(55,626)	(466,928)	(51,124)
運営による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		122,952,927	13,462,116	12,544,228	1,373,468

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S米国フォーカス・グロース

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産変動計算書（無監査）

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

	注記	2021年6月30日		2020年12月31日	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		788,053,454	86,283,973	591,074,153	64,716,709
買戻可能参加受益証券の発行による受取額合計	8	172,648,257	18,903,258	315,086,905	34,498,865
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払額合計	8	(132,550,037)	(14,512,904)	(248,089,831)	(27,163,356)
運営による買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産の変動額		122,952,927	13,462,116	129,982,227	14,231,754
期末における買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産		951,104,601	104,136,443	788,053,454	86,283,973

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S 米国フォーカス・グロース

キャッシュ・フロー計算書（無監査）

2021年1月1日から2021年6月30日までの期間

注記	2021年6月30日		2020年6月30日	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運営活動による キャッシュ・フロー				
運営による買戻可能参加受益証券保有者に 帰属する純資産の変動額	122,952,927	13,462,116	12,544,228	1,373,468
調整：				
現金に係る為替差損（益）	-	-	7,590	831
参加受益証券保有者に対する 分配金	3 (g), 10	8,291,458	907,832	673,039
受取利息	3 (b)	(13)	(4,293)	(470)
受取配当金	3 (b)	(1,835,672)	(2,406,787)	(263,519)
源泉徴収税	6	508,045	466,928	51,124
合計		129,916,745	16,754,705	1,834,473
運営資産の純増加／（減少）額：				
未収金：				
投資対象売却	2	(10,662,195)	-	-
その他の資産		(799)	-	-
損益を通じて公正価値で測定する金融資産		(174,906,908)	(104,189,173)	(11,407,673)
運営負債の純増加／（減少）額：				
銀行に対する債務	3	0	3,209,899	351,452
未払金：				
投資対象購入	2	22,105,532	6,463,385	707,676
販売会社報酬	7 (d)	25,587	326,471	35,745
投資顧問報酬	7 (a)	20,517	460,730	50,445
管理報酬	7 (b)	17,900	26,790	2,933
印刷費用		10,912	13,427	1,470
代行協会員報酬	7 (g)	4,956	2,924	320
管理事務代行報酬	7 (c)	3,593	(255)	(28)
受託報酬	7 (c)	1,404	(8,189)	(897)
受益者サービス報酬	7 (h)	(76)	1,644	180
弁護士報酬		(350)	(39,140)	(4,285)
保管報酬	7 (c)	(1,799)	1,895	207
名義書換事務代行報酬	7 (f)	(4,714)	4,546	498
監査報酬		(15,760)	(13,695)	(1,499)
その他の報酬		(850)	(195)	(21)
損益を通じて公正価値で測定する金融負債		44,247	26,217	2,870
運営活動により生じた ／（に使用した）現金		(33,442,055)	(76,958,014)	(8,426,133)
利息の受取額（源泉徴収税控除後）	3 (b)	13	4,293	470
配当金の受取額（源泉徴収税控除後）	3 (b)	1,373,178	1,937,804	212,170
運営活動により生じた ／（に使用した）現金純額		(32,068,864)	(75,015,917)	(8,213,493)

財務活動による キャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の 発行による受取額	166,479,096	18,227,796	172,768,833	18,916,460
買戻可能参加受益証券の 買戻しによる支払額	(132,360,556)	(14,492,157)	(96,799,105)	(10,598,534)
参加受益証券保有者に対する 分配金	(2,046,054)	(224,022)	(994,745)	(108,915)
財務活動により生じた ／（に使用した）現金純額	32,072,486	3,511,616	74,974,983	8,209,011
現金に係る為替差（損）益	-	-	(7,590)	(831)
現金の純増（減）額	3,622	397	(48,524)	(5,313)
期首における現金および 現金等価物	578,237	63,311	548,530	60,059
期末における現金および 現金等価物	581,859	63,708	500,006	54,746
非現金取引 分配金の再投資	6,245,404	683,809	5,152,294	564,125

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

財務書類に対する注記（無監査）

2021年6月30日終了期間

1. 組織

GS米国フォーカス・グロースおよびnetWINGテクノロジー株式ファンドは、それぞれ、ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト（以下「トラスト」という。）の個別のサブ・ファンド（以下、個別に、または総称して「ファンド」という。）である。トラストは、アンブレラ・ファンドであり、各ファンドがその資産および負債について分別された勘定を保つことを認めている。各ファンドは、他のファンドに対する議決権を保有せず、また、他のファンドの負債に対する責任を負わず、あらゆる目的上、分別されたファンドである。各ファンドは、期限前に他の終了条件を満たすことがない場合、永続期間（150年）満了の30日前に終了する。netWINGテクノロジー株式ファンドは、「マスター・フィーダー」構造の一部として組織されている。

トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「受託会社」という。）およびシーエス（ケイマン）リミテッド（その役割により、以下「管理会社」という。）の間の2013年3月11日付信託証書に従ってケイマン諸島の法律に基づきユニット・トラストとして設立された。GS米国フォーカス・グロースは、2013年3月11日付補遺信託証書によって設立され、netWINGテクノロジー株式ファンドは、2020年9月9日付補遺信託証書によって設立された。

ファンドの関係会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「GSAM」という。）は、投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従い投資顧問会社として従事している。投資顧問会社は、その投資に関連するファンドの日々の運用状況を監督し、モニターする責任を負う。投資顧問会社は、マスター・インターカンパニー・サブ・アドバイザリー・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory Agreement）およびマスター・インターカンパニー・サブ・アドバイザリー・アンド・パーティシペーティング・アフィリエート・サービシズ・アグリーメント（Master Intercompany Sub-Advisory and Participating Affiliate Services Agreement）（以下総称して「副投資顧問契約」という。）に従い、関係会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「GSAMI」という。）を副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約の下、GSAMIはファンドに継続的かつ専門的な投資アドバイスを提供し、ファンドに代わってすべての取引を実行および管理している。

ファンドは以下の日に運用を開始した。

ファンド	運用開始日
GS米国フォーカス・グロース	
クラスI（半期分配型）（米ドル）受益証券	2013年3月28日
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）受益証券	2013年5月23日
米ドルクラス受益証券	2013年8月2日
クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券*	2013年8月15日
クラスI（累積投資型）（米ドル）受益証券	2013年8月15日
クラスF（半期分配型）（日本円）受益証券	2013年9月30日
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ）受益証券	2013年9月30日
netWINGテクノロジー株式ファンド	
米ドルクラス受益証券	2020年10月30日
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	2020年10月30日

* クラスP(累積投資型)(米ドル)受益証券は2021年6月2日付で全額買い戻された。

財務書類は、ファンドの機能通貨および表示通貨であるUSD(以下「米ドル」という。)で表示される。投資顧問会社は、当該通貨が、ファンドの対象となる取引、事象および状況についての経済的な影響を最も正確に表わしていると思料する。

2. 投資目的

GS米国フォーカス・グロース

GS米国フォーカス・グロースの投資目的は、主に、成長が期待でき、本来の企業価値に対して現在の株価が割安であると投資顧問会社が判断する比較的少数の米国の企業の株式を中心に、直接的または間接的に投資することにより、長期的な投資元本の成長をめざすことである。

netWIN GSテクノロジー株式ファンド

netWIN GSテクノロジー株式ファンドの投資目的は、ゴールドマン・サックス・ファンズS.I.C.A.V.のサブ・ファンドのポートフォリオであるゴールドマン・サックス米国テクノロジー・オパチュニティーズ・エクイティ・ポートフォリオ(以下「マスター・ファンド」という。)への投資を通じて、主として米国のテクノロジー関連企業の大型および中型株式に投資することにより、長期的な投資元本の成長をめざす。マスター・ファンドは、ルクセンブルク大公国の法律に基づき組成された集団投資スキームであり、複数のポートフォリオにより構成されるアンブレラ・ファンドとして設立された。マスター・ファンドの現行の投資目的は、実質的にファンドの投資目的と同じである。マスター・ファンドへの投資を通して、ファンドは、市場環境に応じて、大型または中型株式を有する米国のテクノロジー関連企業を通じて長期的な元本の成長を目指すために間接的に資本を配分し、リターンを追求するか、またはリスクを管理するために金融デリバティブ商品に投資することがある。

マスター・ファンドは、投資方針の一環として、または、ヘッジ目的で、金融デリバティブ商品取引を行うことがある。これには、外国為替先渡取引、(株式・市場の)先物およびオプション契約ならびにスワップ(エクイティ・スワップおよびトータル・リターン・スワップを含む。)が含まれるが、これらに限定されるものではない。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、ファンドはマスター・ファンドの純資産をそれぞれ95%および98%保有している。

ファンドはマスター・ファンドに投資する。2021年6月30日終了期間中、ファンドによるマスター・ファンドへの申込みおよび買戻しの総額は、それぞれ212,551,752米ドルおよび42,669,999米ドルであった。2021年6月30日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなかったが、ファンドには、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金2,223,167米ドルおよび未決済の売却未収金59,716米ドルがあった。2020年12月31日終了期間中、ファンドによるマスター・ファンドへの申込みおよび買戻しの総額は、それぞれ140,807,946米ドルおよび2,546,600米ドルであった。2020年12月31日現在、キャピタル・コミットメントの債務はなかったが、ファンドには、マスター・ファンドに対する未決済の購入未払金5,071,219米ドルおよび未決済の売却未収金2,546,600米ドルがあった。

ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加投資証券を購入することによってマスター・ファンドに投資する。マスター・ファンドは、いずれの営業日においても当該投資証券の買戻しを認める。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値の変動およびそれに伴うマスター・ファンドの公正価値の変動は、ファンドを損失のリスクにさらす可能性がある。

3. 重要な会計方針の概要

(a) 財務書類

財務書類作成の基礎

本財務書類は、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成されている。本財務書類は取得原価主義に基づいて作成されているが、損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債(デリバティブを含む)の再評価による修正が加えられている。本財務書類の作成にあたり、経営陣は、本財務書類および添付の注記の報告額に影響を与えうる一定の見積りおよび仮定を行うことが要求される。実際の結果は、かかる見積りと異なることがある。

netWINGSテクノロジー株式ファンドに関して2021年6月30日終了期間は初回の半期報告期間であるため、包括利益計算書およびキャッシュ・フロー計算書の比較対象はない。

1. 2021年1月1日以降に開始する年度から効力を生じ、トラストに効力を生じた、または適用可能であった新基準、修正基準および解釈指針

トラストが採用している基準、既存の基準に対する修正および解釈指針はない。

2. 効力が生じておらず、トラストが早期適用していない公表済の新基準、修正基準および解釈指針

トラストに重大な影響を及ぼすと予想される効力を生じていない新基準、既存の基準に対する解釈指針または修正はない。

(b) 投資取引、関連投資収益および運営費用

ファンドは投資取引を取引日基準で計上している。実現損益は先入先出法(以下「FIFO」という。)に基づく。受取配当金および支払分配金は分配落ち日に計上され、利息および支払利息は投資の年数にわたり計上される。発生時に付利される当座借越費用(もしあれば)は、支払利息に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの利息は市場割引および当初発行割引の増加、ならびにプレミアムの償却を含み、対象投資の年数にわたり収益に計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産からの利息および受取配当金は、包括利益計算書において源泉徴収税控除前(課税される場合)の総額ベースで認識および表示される。受取利息には現金および現金等価物からの利息が含まれる。

運営費用および設立費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

ファンドは、その募集および設立費用ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じる当初費用および継続的費用を負担することになる。かかる費用には、印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、募集契約および関連書類の検討に関連して生じる費用ならびにファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、総販売会社および管理事務代行会社によるその他の費用が含まれる。ファンドごとの募集および設立費用は、該当する場合、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間の包括利益計算書に開示される。

投資顧問会社は、年次ベースでファンドの日々の平均純資産価額に基づき、受益証券クラスに対してファンドが負担する費用の合計額を限度として、各ファンドに任意の上限（投資顧問報酬、販売会社報酬および代行協会員報酬を除く。）を設けている。かかる費用上限は、投資顧問会社の単独の裁量によりいつでも引き上げ、引き下げ、放棄または廃止することができる。

ファンド	費用上限(bps)
G S米国フォーカス・グロース	50
n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンド	50

ストラクチャード・エンティティとは、議決権が管理業務にのみ関連し、関連する取引が契約上の取決めによって指示される場合など、議決権または類似の権利が、誰が事業体を支配するかを決定するための有力な要因とはならないように設計された事業体である。ストラクチャード・エンティティは、以下の特徴または特性の一部またはすべてを有する。(a) 制限された取引、(b) ストラクチャード・エンティティの資産に関連するリスクと報酬を投資者に譲渡することによって投資機会を投資者に提供するといった狭く明確に定義された目的、(c) ストラクチャード・エンティティが劣後的な財務支援なしに、その取引の資金を調達するには不十分な資本、および(d) 信用リスクまたはその他のリスクの集中(トランシェ)を生み出すような、投資者への複数の契約上結び付いた商品の形での資金調達。

マスター・ファンドは、保有者の選択で売り戻し可能な買戻可能投資証券を発行することにより、n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンドの運営資金を調達し、保有者にファンドの純資産の持分に比例した権利を与える。ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能投資証券を保有している。

マスター・ファンドの持分からの損失に対するn e t W I N G Sテクノロジー株式ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドへの投資の公正価値の合計相当額である。

n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンドがマスター・ファンドの投資証券を売却すると、ファンドが晒されていたマスター・ファンドのリスクは消滅する。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、マスター・ファンドの純資産価額（以下「NAV」という。）は、それぞれ372,754,452米ドルおよび146,634,025米ドルであった。

(c) 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債 分類

ファンドは、当該金融資産を管理するためのファンドのビジネスモデルおよび金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性の両方に基づきその投資を分類する。金融資産のポートフォリオは管理され、パフォーマンスは公正価値基準で評価される。ファンドは、主に公正価値情報に着目し、その情

報を資産のパフォーマンスを評価し、決定することに使用する。ファンドは、持分証券をその他の包括利益を通じた公正価値として取消不能で指定することを選択していない。ファンドの債券の契約上のキャッシュ・フローは、もっぱら元本および利息であるが、当該債券は、契約上のキャッシュ・フローの回収目的で保有するものではなく、契約上のキャッシュ・フローを回収し、売却するために保有するものでもない。契約上のキャッシュ・フローの回収は、ファンドのビジネスモデルの目的を達成するためにのみ付随して生じる。その結果、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定される。

認識および認識の中止

ファンドは、金融資産および金融負債を、ファンドが当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準で認識される。取引日より、金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益はすべて包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した場合、およびファンドが所有によるリスクと利益を実質的にすべて譲渡した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定の原則

2014年7月に公表されたIFRS第9号は、IAS第39号の従前のガイダンスに置き換わるものであり、金融商品の分類および測定に関する修正ガイダンスが含まれる。2018年1月1日以降に開始する報告期間から効力を生じ、IAS第39号からの金融商品の認識および認識の中止に関するガイダンスは引き継がれる。

IFRS第9号に基づき、負債性資産の分類および測定は、金融資産を管理する事業体のビジネスモデルと金融資産の契約上のキャッシュ・フローの特性に起因する。負債性商品は、ビジネスモデルの目的が契約上のキャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有し、当該商品に基づく契約上のキャッシュ・フローが元本および金利の支払いのみ(以下「SPPI」という。)を表す場合、償却原価で測定される。

負債性商品は、ビジネスモデルの目的がSPPIによる契約上のキャッシュ・フローの回収および売却の両方のために金融資産を保有する場合、包括利益を通じて公正価値で測定される。その他すべての負債性商品は、損益を通じて公正価値で認識されなければならない。ただし、事業体は、測定または認識の不一致を排除もしくは大幅に減らすことができる場合、当初の認識時に損益を通じて公正価値で測定する金融資産を取消不能に指定することができる。

トレーディング目的で保有していない資本性商品について、その他の包括利益を通じて公正価値で測定するという取消不能のオプションを選択しない限り、デリバティブおよび資本性商品は、損益を通じて公正価値で測定される。

IFRS第9号に基づき、ファンドの投資ポートフォリオは引き続き当初の取引価格で計上され、当初の認識後は公正価値で測定される。損益を通じて公正価値で測定する金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる損益は、これらが発生した期間の包括利益計算書に表示される。

受取勘定に分類される金融資産がある場合は、償却原価で計上される。損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定される。ファンドが発行した買戻可能受益証券から生じる金融負債は、買戻可能参加受益証券保有者に帰属するファンドの純資産(以下「純資産価額」という。)の残存価額に対する受益者の権利を表す買戻価額で計上される。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の原則に従い決定される。

(1) 取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引されている金融投資の公正価値は、期末日現在の取引市場価格(見積将来取引費用控除前)に基づく。

(2) マネー・マーケット商品

マネー・マーケット商品は、公正価値に近似する償却原価に基づき公正価値で評価される。

(3) 集団投資スキームの持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資信託への投資の公正価値は、それぞれの英文目論見書に要約されているとおり、適用されるファンドの評価方針に従い、そのファンドの管理事務代行会社により提供される受益証券1口当たり純資産価格(以下「NAV」という。)に基づいている。

(4) デリバティブ

デリバティブは、その公正価値が、裏付けとなる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組合せから派生した金融商品である。デリバティブは、しばしば店頭(以下「OTC」という。)デリバティブと称される取引所以外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品またはコモディティを売買する、あるいは想定元本または契約額に基づいて利息の受払いまたは通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書に金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に未実現利益/(損失)の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時または定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(4 a) 先渡為替契約

先渡為替契約において、ファンドは、将来の特定の日付に、定められた量のある通貨をあらかじめ定められた価格で受取りまたは受渡して他の通貨と交換することに同意する。想定元本、決済日、取引相手方および差金決済権が同じ先渡為替契約の購入および売却は、一般に相殺され(これにより、その取引相手方との正味先渡為替契約はゼロとなる)、実現損益はすべて取引日に認識される。

先渡為替契約は、第三者の値付機関による仲値で評価される。

(5) すべての有価証券およびデリバティブ

第三者の値付機関またはディーラーから取引市場価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなす場合、投資の公正価値は評価手法を用いて算定される。評価方法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析または実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券およびデリバティブは、評価者により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度中の評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーであり、その評価の役割は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ(以下「AMDコントローラーズ」という。)によって実行された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度中に、評価者が公正価値を決定するために用いられた有価証券はなかった。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動

公正価値ヒエラルキーのレベル間の移動(もしあれば)は、報告期間の期首に生じたとみなされる。

(d) 現金および現金等価物

定期預金および譲渡性預金証書を含む現金および現金等価物(既知の金額に容易に換金可能であり、かつ価値の変動リスクが僅少な短期で流動性の高い投資)は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

譲渡性預金証書および定期預金は、それらが短期で流動性が高く、既知の金額に容易に換金可能であり、かつ価値の変動リスクが僅少であるため、損益を通じて公正価値で測定する金融資産から現金および現金等価物に再分類されている。

2021年6月30日

ファンド	現金 (米ドル)	定期預金 (米ドル)	現金および 現金等価物合計 (米ドル)
G S 米国フォーカス・グロース	2	581,857	581,859
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	111	243,463	243,574

2020年12月31日

ファンド	現金 (米ドル)	定期預金 (米ドル)	現金および 現金等価物合計 (米ドル)
G S 米国フォーカス・グロース	5	578,232	578,237
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	169,438	-	169,438

(e) 外貨の換算

外貨建て取引は、取引日現在の実勢為替レートで換算される。ファンドの外貨建ての資産および負債は、期末日現在における実勢為替レートでファンドの機能通貨に換算される。

換算から生じる為替差額ならびに資産および負債の売却または清算に係る実現損益は、包括利益計算書に認識される。損益を通じて公正価値で測定する投資に係る為替差損益および現金を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、包括利益計算書の投資に係る実現純利益 / (損失) または投資に係る未実現利益 / (損失) の純変動額に反映される。

(f) 買戻可能受益証券

ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日における該当するファンドの純資産に対する受益者の持分投資割合の現金で買い戻す権利を受益者に提供する。IAS第32号に準拠し、同一の特性を有していない買戻可能参加受益証券は、買戻価格で財政状態計算書に金融負債として分類される。ファンドは、それぞれの英文目論見書に従い受益証券の買戻しを行う契約責任を負っている。

(g) 買戻可能受益証券保有者に支払われる分配金

買戻可能参加受益証券保有者に対する分配金は、投資顧問会社の裁量ではなく正式に承認された時点で包括利益計算書に認識される。分配金は包括利益計算書に財務費用として認識され、ファンドのプット可能な金融商品は負債として分類される。

4. 損益を通じて公正価値で測定する金融資産および金融負債

IFRS第13号「公正価値測定」の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルを以下に示す。

- レベル1 - 同一の制限のない資産または負債について、測定日に入手可能な活発な市場における無調整の相場価格。
- レベル2 - 活発でない市場における相場価格、または重要なインプットが直接的にまたは間接的に観察可能（類似証券の相場価格、金利、為替レート、ボラティリティおよびクレジット・スプレッドを含むがこれらに限らない。）な金融商品。これには、公正価値測定を決定する評価者の仮定が含まれる。
- レベル3 - 重要な観察不可能なインプット（公正価値測定を決定する評価者の仮定を含む。）を必要とする価格または評価額。

全体としての公正価値測定が分類される公正価値ヒエラルキーのレベルは、全体としての公正価値測定に対して重要である最も低いレベルのインプットに基づき決定される。この目的のため、インプットの重要性は全体としての公正価値測定に対して評価される。公正価値測定が観測可能なインプットを使用する

場合であっても、当該インプットが観測不可能なインプットに基づく重要な調整を必要とする場合、当該測定はレベル3の測定である。全体としての公正価値測定に対する特定のインプットの重要性の評価では、資産または負債に特有な要素を考慮した判断が要求される。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定するファンドの金融資産（以下、総称して「投資者資金」という。）には、上記の方針に従って公正に評価される投資先ファンドへの投資が含まれる。投資先ファンドの受益証券は、非公開取引であるため、買戻しは、買戻日に投資者資金によってのみ行われるもので、英文目論見書に規定される通知期間が課される。その結果、投資先ファンドの簿価が、買戻し時における最終的に実現される価値とはならないことがある。

投資先ファンドへの投資の公正価値は、主として、投資先ファンドの管理事務代行会社により報告される最新の入手可能な買戻価格に基づく。投資者資金は、投資先ファンドまたは裏づけとなる投資の投資者資金の保有高の流動性や提供される純資産価額の評価日および買戻しに係る制限などについての留意に基づく価額に調整されることがある。

以下の表は、公正価値で認識される金融資産および金融負債を、前述の3つのレベル別に示している。

公正価値で測定する金融資産

2021年6月30日

G S米国フォーカス・グロース

	2021年6月30日現在 公正価値測定			
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
普通株式	934,927,238	-	-	934,927,238
投資信託	22,044,280	-	-	22,044,280
合計	956,971,518	-	-	956,971,518

公正価値で測定する金融負債

2021年6月30日

G S 米国フォーカス・グロース

	2021年6月30日現在		公正価値測定	
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	-	44,247	-	44,247
合計	-	44,247	-	44,247

公正価値で測定する金融資産

2020年12月31日

G S 米国フォーカス・グロース

	2020年12月31日現在		公正価値測定	
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
普通株式	769,872,938	-	-	769,872,938
投資信託	12,179,313	-	-	12,179,313
先渡為替契約	-	12,359	-	12,359
合計	782,052,251	12,359	-	782,064,610

公正価値で測定する金融資産

2021年6月30日

n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド

	2021年6月30日現在		公正価値測定	
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	354,389,307	-	-	354,389,307
先渡為替契約	-	33,620	-	33,620
合計	354,389,307	33,620	-	354,422,927

公正価値で測定する金融負債

2021年6月30日

n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド

	2021年6月30日現在		公正価値測定	
	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	-	2,033,773	-	2,033,773
合計	-	2,033,773	-	2,033,773

公正価値で測定する金融資産

2020年12月31日

n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド

2020年12月31日現在 公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
投資信託	143,744,975	-	-	143,744,975
先渡為替契約	-	693,437	-	693,437
合計	143,744,975	693,437	-	144,438,412

公正価値で測定する金融負債

2020年12月31日

netWINGSテクノロジー株式ファンド

2020年12月31日現在 公正価値測定

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計 米ドル
損益を通じて公正価値で測定する金融負債				
先渡為替契約	-	320	-	320
合計	-	320	-	320

有価証券の特徴に関する詳細情報については、投資有価証券明細表を参照のこと。

2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度中、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル1、レベル2およびレベル3の間で振替はなかった。

公正価値で計上されないが公正価値が開示される金融資産および金融負債

現金および現金等価物ならびに銀行当座借越(もしあれば)はレベル1に分類される。公正価値で測定されないが、公正価値が開示されるその他すべての他の資産および負債は、レベル2に分類される。資産および負債の内訳については財政状態計算書を参照し、評価技法の詳細については注記3(c)を参照のこと。

金融負債として分類される買戻可能参加受益証券のプット可能な価額は、ファンドの英文目論見書に従い、ファンドの資産総額とその他すべての負債との差額純額に基づき計算される。当該受益証券は、活発な市場で取引されていない。受益証券は受益者の意向で買戻しが可能であり、受益証券クラスに帰属するファンドの純資産価額の受益証券の割合に等しい現金でいずれの取引日においてもファンドに戻すことができるため、要求払条項が当該受益証券に付されている。公正価値は、要求払い金額(当該金額の支払いを要求できる最初の日から割引される)に基づいている。この事例の割引に対する影響は重大ではない。レベル2は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に対する最良のカテゴリー化とみなされている。

5. 金融資産および金融負債の相殺

デリバティブ

ファンドの取引相手方リスクの軽減に有用である契約上の権利をより明確に定義し、かつ当該権利を保証するため、ファンドは、デリバティブ契約の取引相手方と国際スワップ・デリバティブ協会マスター・アグリーメント(以下「ISDAマスター・アグリーメント」という。)または類似の契約を締結することができる。ISDAマスター・アグリーメントは、外国為替契約を含むOTCデリバティブを規定するファンドと取引相手方との二当事者間の契約で、とりわけ債務不履行事由および/または解約事由の担保差入条件およびネットティング条項を一般的に含んでいる。ISDAマスター・アグリーメントの条項は、通常、債務不履行または取引相手方の倒産あるいは支払不能状態を含む類似の事由が生じた場合に支払純額の1本化(一括清算ネットティング法)を認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブとOTCデリバティブとは異なる。証拠金要件は、商品の種類に対する契約に従い、上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ(金融先物契約、オプションおよび中央清算されるスワップ)についてブローカーまたは決済機関によって設定される。ブローカーは、特定の状況下において、最低額を超える証拠金を要求できる。担保の条件は、OTCデリバティブ(外国為替契約、オプションおよび特定のスワップ)に対し個別の契約である。ISDAマスター・アグリーメントの下で取引されるデリバティブについて、担保要件は、通常、かかる契約の下で取引ごとに値洗い金額を相殺すること、ならびにファンドおよび取引相手方によって差入れられている担保の評価額を比較することで計算される。さらに、ファンドは、OTC取引の確認書において概要で説明されている条件で、取引相手方に当初証拠金の形態で追加担保の差入れを求められることがある。

財務報告の目的のため、ファンドの債務をカバーするために差入れられたOTCデリバティブの現金担保および取引相手方から受領した現金担保(もしあれば)は、ブローカーに対する債権/債務として財政状態計算書に個別に報告される。ファンドが差入れた非現金担保(もしあれば)は、投資有価証券明細表に記載される。一般に、取引相手方に対する債権または債務の金額は、引渡し要求がなされる前に、最低引渡担保額の極度額を超えていなければならない。取引相手方がファンドに支払うべき金額が、完全に担保されていない範囲について、契約上またはその他の方法で、ファンドは取引相手方の債務不履行による損失リスクを負担する。ファンドは、優良であると確信する取引相手方と契約を締結し、かつ当該取引相手方の財政の安定性を監視することでのみ取引相手方リスクを緩和するよう努める。

さらに、資産および負債の純額決済ならびにOTCデリバティブの差入担保または受領担保の相殺は、ISDAマスター・アグリーメントあるいは類似の契約において契約上の純額決済/相殺の条項に基づいている。しかし、取引相手方の債務不履行または倒産状態が生じた場合、裁判所が、かかる権利については特定の管轄区の破産法が課される相殺権に対して制限または禁止しているため、法的強制力はないと判断することがある。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、OTCデリバティブ商品に対するファンドのネット・エクスポージャーは1%未満であった。

6．税金

現在ケイマン諸島には、ファンドの利益に課される法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはその他の税金はない。ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税も存在しない。受託会社は、マスター・トラストの設定日から50年の間、所得や資本資産、利益または評価益に係る税金、あるいはその他の遺産税または相続税の性質を有する税金を課す、その後に制定されたケイマン諸島の法律が、ファンドを構成する資産またはファンドで発生する収益に適用されない旨、またはかかる資産または収益についてファンドもしくは受託会社または受益者に適用されない旨の信託法（改正）第81条に基づく保証を申請し、これをケイマン諸島の総督から受領している。ただし、ケイマン諸島にいずれかの時点で居住または所在する受益者（ケイマン諸島で設立された慈善信託もしくは権利の対象、免税会社もしくは一般非居住会社を除く。）は、かかる保証が付与されなかったものとして、当該時に、および当該時について、あらゆる税金および課徴金を課されるものとし、信託法の当該項目における、ケイマン諸島に居住または所在する者に対し信託法に記載される税金または課徴金を課す法律の適用を除外するものとして解釈されないものとする。

netWINGSテクノロジー株式ファンドについて、マスター・ファンドの受託会社はマスター・ファンドについて同様の保証を受領している。

ファンドには特定の国による投資収益およびキャピタル・ゲインに課される源泉徴収税が発生することがある。かかる所得または利益は、包括利益計算書において源泉徴収税の総額で計上される。源泉徴収税（もしあれば）は、包括利益計算書の個別項目として表示される。

ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に所在する事業体が発行する有価証券に投資する。かかる諸外国の多くは、ファンドのような非居住者に対し、キャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示唆する税法を有する。特に、かかるキャピタル・ゲイン税は、自己評価基準で決定することを要求されるため、当該税金は、ファンドのブローカーにより源泉徴収ベースで控除されないことがある。

管轄の税務当局がすべての事実および状況について十分認識していることを前提に、諸外国の税法が、当該国を源泉とするファンドのキャピタル・ゲインについて税金負債を見積もることを要求する場合には、ファンドは、IAS第12号「法人所得税」に準拠して、税金負債を認識することが要求される。

税金負債は、報告期間末までに適用されるか、または実質的に適用されている税法および税率を使用して、管轄税務当局に支払われる予定額で算定される。オフショア投資ファンドに適用される当該税法の適用方法が、ときに不確実な場合があり、税金負債がファンドにより最終的に支払われるか否かについて不確実性が生じる。したがって、不確実な税金負債を算定する際に、経営陣は、管轄税務当局の公式または非公式な慣行を含む、その時点で入手可能な、納税に影響を及ぼす可能性がある関連するすべての事実および状況を検討する。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、ファンドは、外国キャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息およびペナルティーを該当なしで算定した。かかる算定は、経営陣が行う最善の見積りを示しているが、外国の税務当局がファンドが稼得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクが存在する。これは、事前の警告なく遡及的に起こる可能性があり、ファンドに重大な損失をもたらす可能性がある。

7．重要な契約および関連会社*

(a) 投資顧問報酬および副投資顧問報酬

副投資顧問契約に基づき提供される業務に対する報酬として、GSAMIは報酬を受け取る。通常の運用活動において、ファンドは、ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの関連会社と有価証

券、通貨またはその他の投資の取引を締結することがある。2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について、ゴールドマン・サックスの関連会社と締結した取引に関連して支払われた報酬はなかった。

投資顧問契約の規定に基づき、投資顧問会社は、ファンドの資産から報酬を受け取る。かかる報酬は、月の最終営業日に決定され、該当月中の発行、買戻しおよび分配金を反映するために調整した上で、ファンドの報酬が生じる受益証券の平均純資産価額に基づいて日々発生し、毎月後払いで支払われる。投資顧問会社または受託会社の同意を条件に、投資顧問会社または受託会社は、報酬を放棄する権利、より多額もしくは少額の報酬を課す権利、または投資顧問報酬のすべてもしくは一部を、投資顧問会社、受託会社および適切な受益者により認められる、投資顧問会社の関連会社を含む受益者に割り戻す権利を留保する。以下の表は、報酬が生じる受益証券の料率を規定している。

ファンド	報酬年率%
G S 米国フォーカス・グロース	
クラスI（半期分配型）（米ドル）受益証券	0.80
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）受益証券	0.00
米ドルクラス受益証券	0.85
クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券*	1.25
クラスI（累積投資型）（米ドル）受益証券	0.80
クラスF（半期分配型）（日本円）受益証券	0.65
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ）受益証券	0.65
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	
米ドルクラス受益証券	0.80
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	0.80

* クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券は2021年6月2日付で全額買い戻された。

いずれの受益証券クラスについてもファンドが支払う投資顧問会社報酬は、公式であるかないかにかかわらず、投資顧問会社が適切とみなす適用ある測定日に第三者によって決定された為替レートに基づき米ドルで支払われる。

2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について、ファンドごとの投資顧問報酬は、包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

n e t W I N G S テクノロジー株式ファンドは、マスター・ファンドの投資証券へ投資しているが、この管理報酬は課されない。

ファンドは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシーのサブ・ファンドである、ゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「リキッド・リザーブズ・ファンド」という。）およびUS\$トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド（以下「トレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンド」という。）に投資することがある。これは、副投資顧問会社が主催する集団投資スキームであり、2003年欧州連合規則（改訂済）に従い、譲渡可能証券への集合投資事業として金融規制当局によって組織されている。ファンドは、リキッド・リザーブズ・ファンドおよびトレジャリー・リキッド・リザーブズ・ファンドによって支払われるすべての報酬の投資割合に応じた部分を負担する。

副投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス・インターナショナルおよびゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーを含む多くの取引相手方と投資取引を行う。G S 関係会社との取引を含む当該取引のすべては、通常の業務において、標準的な商業条件で締結された。

(b) 管理報酬

管理会社、あるいは権限を委譲された場合は、投資顧問会社、総販売会社または代行協会員は、() ファンドの資産を管理し、() 募集を受けて受益証券を発行し、() 受益証券に係る分配を行い、() 受益証券の買戻しを実行し、() 金融商品取引法に基づく提出および報告を行い、() その他、信託証書に記載されている、もしくはファンドの運用に関連して要求されることがある義務を履行し、対応する。

管理会社は、投資判断を行う権限とファンドに適用される投資制限等の義務を投資顧問会社に委譲し、他の一部の機能を投資顧問会社、総販売会社、副販売会社および代行協会員に委譲する予定である。

管理会社は、インタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッドによって最終的に保有されている。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島の銀行・信託会社法(改訂済)に従い、ケイマン諸島の金融庁によって発行された信託業務免許を有する。インタートラスト・エス・ピー・ヴィー(ケイマン)リミテッドは、インタートラスト・グループの一員である。

管理会社は、該当するファンドの資産から、年間37,500米ドルの固定報酬を毎年前払いで受け取るほか、年間17,250米ドルを上限とするファンドに課される追加の変動報酬を四半期ごとに後払いで支払われる。管理会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、該当するファンドの資産からのみ、払戻しを受ける。かかる報酬は、通知することなく変更されることがある。管理報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

(c) 受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬

受託会社および/またはブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーを含むその関係会社(その役割により、以下「管理事務代行会社」およびその役割により、以下「保管会社」という。)(総称して、以下「ブラウン・ブラザーズ・ハリマン」という。)ならびにそれぞれの委託先は、該当するファンドの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービス報酬およびその他の報酬が支払われる。かかる取決めは、ファンドの純資産総額が規定の閾値を下回る場合に適用する最低報酬額を規定する。受託会社、保管会社および管理事務代行会社は、その義務の履行に関連して立て替えた経費について、該当するファンドの資産からのみ、払戻しを受ける。かかる報酬の取決めは、ファンドの信託証書の規定に従って、または随時、通知することなく(規定通りに)各契約の当事者間による合意に従って変更されることがある。

受託報酬、保管報酬および管理事務代行報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

(d) 販売会社報酬

管理会社は、受益証券総販売契約(以下「受益証券総販売契約」という。)に従い、ゴールドマン・サックス・インターナショナルを受益証券の総販売会社に任命した(その役割により、以下「総販売会社」という。)

総販売会社は、ファンドの資産からのみ、報酬を受け取る。かかる報酬は計算され、毎月後払いされる。

ファンドの以下のクラスには、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について販売報酬が課された。

ファンド	報酬年率%
G S 米国フォーカス・グロース	
米ドルクラス受益証券	0.85
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	
米ドルクラス受益証券	0.80
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	0.80

総販売会社に支払われた報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

(e) 副販売会社報酬

報酬が発生する受益証券の発行には、販売手数料が課され、申込みの際に総販売会社または副販売会社に支払われる。かかる料率は、購入価格の下記料率、または、裁量により、総販売会社もしくは副販売会社および該当する受益者により合意された、より低い金額とする。

ファンドの以下のクラスには、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について副販売報酬が課された。

ファンド	報酬年率%
G S 米国フォーカス・グロース	
米ドルクラス受益証券	4.0
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	
米ドルクラス受益証券	3.0
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	3.0

(f) 登録・名義書換事務代行報酬

RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エーは、ファンドの登録・名義書換事務代行会社として従事する。登録・名義書換事務代行会社には、ファンドの資産からのみ、投資顧問会社と随時合意された、資産ベースの取引報酬、サービス報酬およびその他の報酬が支払われる。かかる取決めは、ファンドの純資産総額が規定の閾値を下回る場合に適用する最低報酬額を規定する。登録・名義書換事務代行会社は、その義務の履行に関連して合理的な範囲で立て替えた経費について、ファンドの資産からのみ、払戻しを受ける。登録・名義書換事務代行の報酬契約およびファンドが負担し、登録・名義書換事務代行会社に支払われる報酬総額の年間限度額は、随時、投資顧問会社および代行協会の同意の上、登録・名義書換事務代行会社および受託会社による合意に従って、変更されることがある。登録・名義書換事務代行会社に支払われた報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

管理会社は、代行協会員契約（以下「代行協会員契約」という。）に従い、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社を日本証券業協会（以下「JSDA」という。）によるファンドの「代行協会員」として従事するよう任命している（以下「代行協会員」という。）。

代行協会員は、金融商品取引法に基づき登録された第一種金融商品取引業者であり、投資運用業務および金融商品取引業務に従事している。代行協会員契約に基づき、管理会社は、日本の法律の中でも特にJSDAが採用している外国証券の取引に関する規則を遵守するために代行協会員を任命している。

代行協会員契約の条項に基づき、代行協会員は、ファンドの純資産価額の公表およびファンドの財務書類の日本国内での提供を含む、JSDAによる当該規則および代行協会員契約で規定されているこうした活動について責任を負う。

ファンドの以下のクラスは、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について代行協会員報酬が課された。また、ファンドは要求があれば、代行協会員が代行協会員としての役割において実施したサービスに関連して合理的な範囲で立て替えた経費を支払う。代行協会員報酬の支払いは該当クラスの資産からのみ行われる。

ファンド	報酬年率%
G S 米国フォーカス・グロース	
米ドルクラス受益証券	0.03
n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド	
米ドルクラス受益証券	0.03
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	0.03

代行協会員報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

(h) 受益者サービス報酬

ゴールドマン・サックス・インターナショナルは、受益者サービス代行会社として従事する。各ファンドの純資産価額の年率0.05%を上限とする報酬または年間20,000米ドルの報酬のいずれか低い報酬額で、ファンドに受益者サービスを提供する。これらのサービス報酬は、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間について包括利益計算書にそれぞれ開示されている。

* n e t W I N G S テクノロジー株式ファンドは、2020年10月30日に運用を開始した。

8. 資本および買戻可能参加受益証券

G S 米国フォーカス・グロース

クラス名	当初申込最低額 (米ドル)
クラスI（半期分配型）（米ドル）受益証券	5,000,000
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）受益証券	10
米ドルクラス受益証券	10
クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券*	100,000
クラスI（累積投資型）（米ドル）受益証券	5,000,000
クラスF（半期分配型）（日本円）受益証券	50,000,000
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ）受益証券	50,000,000

* クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券は2021年6月2日付で全額買い戻された。

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券1口当たりの純資産価格で販売のための募集が行われる。

以下は、ファンドの受益証券の取引を要約したものである。

	受益証券口数				
	クラスⅠ （半期分配型） （米ドル）	クラスⅠⅡ （毎月分配型） （米ドル）	米ドルクラス 受益証券	クラスⅢ （累積投資型） （米ドル）*	クラスⅣ （累積投資型） （米ドル）
2019年12月31日現在残高	1,950,480	15,305,343	10,539,288	61,652	814,501
買戻可能参加受益証券の発行	-	5,853,008	11,424,774	-	73,552
買戻可能参加受益証券の買戻し	-	(3,427,033)	(7,646,874)	-	(176,432)
2020年12月31日現在残高	1,950,480	17,731,318	14,317,188	61,652	711,621
買戻可能参加受益証券の発行	-	5,103,615	2,836,345	-	5,209
買戻可能参加受益証券の買戻し	-	(1,805,607)	(3,301,361)	(61,652)	(88,618)
2021年 6 月30日現在残高	1,950,480	21,029,326	13,852,172	-	628,212

	受益証券口数	
	クラスⅤ （半期分配型） （日本円）	クラスⅥ （半期分配型） （日本円ヘッジ）
2019年12月31日現在残高	4,925,094,910	203,957,144
買戻可能参加受益証券の発行	37,067,859	1,524,497
買戻可能参加受益証券の買戻し	(1,683,611,828)	(49,666,919)
2020年12月31日現在残高	3,278,550,941	155,814,722
買戻可能参加受益証券の発行	8,966,518	7,474,716
買戻可能参加受益証券の買戻し	(566,937,886)	(20,275,077)
2021年 6 月30日現在残高	2,720,579,573	143,014,361

* クラスⅢ（累積投資型）（米ドル）受益証券は2021年 6 月 2 日付で全額買い戻された。

netWIN GSテクノロジー株式ファンド

ファンド名	当初申込最低額
米ドルクラス受益証券	10 米ドル
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	10 豪ドル

受益証券は、各営業日に該当クラスの受益証券 1 口当たりの純資産価格で販売のための募集が行われる。

また、マスター・ファンドの投資証券も受益者の選択によりファンドの英文目論見書の条項に従ってなされた通知による要求に基づき買戻し可能である。

以下は、ファンドの受益証券の取引を要約したものである。

受益証券口数

	米ドルクラス*	豪ドルクラス (為替ヘッジあり)*
2019年12月31日現在残高	-	-
買戻可能参加受益証券の発行	10,290,131	3,540,790
買戻可能参加受益証券の買戻し	(32,727)	-
2020年12月31日現在残高	10,257,404	3,540,790
買戻可能参加受益証券の発行	16,891,560	5,579,174
買戻可能参加受益証券の買戻し	(5,557,229)	(1,467,154)
2021年6月30日現在残高	21,591,735	7,652,810

* 当該クラスは、2020年10月30日に運用を開始した。

9. 受益証券1口当たりNAV（純資産価格）

買戻可能参加受益証券の発行または買戻しに関して受け取る、あるいは支払われる対価は、それぞれ取引日現在のファンドの買戻可能参加受益証券1口当たり純資産価格の価値に基づく。

ファンドのそれぞれの発行済受益証券クラスの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格は以下のとおりである。

受益証券クラス	2021年6月30日		2020年12月31日	
	純資産価額 (米ドル)	受益証券 1口当たり 純資産価格 (米ドル)	純資産価額 (米ドル)	受益証券 1口当たり 純資産価格 (米ドル)
G S米国フォーカス・グロース				
クラスI（半期分配型）（米ドル）	24,765,105	12.697	23,315,488	11.954
クラスIO（毎月分配型）（米ドル）	476,282,224	22.648	349,396,076	19.705
米ドルクラス受益証券	357,603,356	25.816	319,150,736	22.291
クラスP（累積投資型）（米ドル）*	-	-	1,462,736	23.726
クラスI（累積投資型）（米ドル）	17,930,395	28.542	17,457,609	24.532
クラスF（半期分配型）（日本円）	71,459,137	0.0263	74,171,452	0.0226
クラスF（半期分配型）（日本円ヘッジ）	3,064,384	0.0214	3,099,357	0.0199

受益証券クラス	2021年6月30日		2020年12月31日	
	純資産価額 (米ドル)	受益証券 1口当たり 純資産価格 (米ドル)	純資産価額 (米ドル)	受益証券 1口当たり 純資産価格 (米ドル)
n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンド				
米ドルクラス受益証券	278,407,039	12.894	116,273,504	11.336
豪ドルクラス（為替ヘッジあり）受益証券	73,646,873	9.624	30,898,118	8.726

* クラスP（累積投資型）（米ドル）受益証券は2021年6月2日付で全額買い戻された。

希薄化の調整

ファンドの受益証券取引は、希薄化の調整の対象となることがある。発行または買戻しが行われる取引日において、受託会社は、受益証券1口当たり純資産価格に希薄化の調整を適用するため、現在の市況およびファンドの規模に関連する受益者または潜在的な受益者により要求される発行または買戻しレベルを含むがこれらに限定されない要因を(適切であるとみなす合理的な要因に基づき)判断することがある。かかる調整は、関連する受益証券クラスの純資産価格を調整することにより、ファンドの対象となる投資取引の見積取得原価を現在の受益者に提供し、ファンドの長期保有の受益者を継続的な発行および買戻し取引に関連する費用から保護することを意図している。希薄化の調整には、ファンドの投資にかかる取引スプレッド、取引の結果生じる義務および変動の評価を考慮し、市場の影響に対する引当金も含まれる。希薄化の調整は、これらの要素の変動によって随時変更されることがある。2021年6月30日および2020年12月31日現在、ファンドは希薄化の調整を行わなかった。

10. 分配金

買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産が、金融負債に分類された際に、投資顧問会社の選択により分配が実施され、2021年6月30日および2020年6月30日終了期間中に宣言され支払われた分配金は、包括利益計算書に開示される。

11. 金融投資および関連リスク

トラストの投資活動により、トラストおよび投資先ファンドが投資する金融投資および金融市場に付随するさまざまな種類のリスクにさらされている。これは、デリバティブとデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。期末におけるトラストの投資先ファンドのポートフォリオは、株式、集団投資スキームおよびデリバティブ投資からなる。受託会社は、ファンドの投資リスクを管理するため副投資顧問会社を任命している。ファンドがさらされる金融リスクのうちで重要なものは、市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。英文目論見書には、これらのリスクやその他のリスクの詳細が記載されており、その一部は本財務書類に記載の内容に対する追加情報である。

資産配分はトラストの副投資顧問会社によって決定され、副投資顧問会社は注記2に詳述されている投資目的を達成するために資産配分を管理する。当該投資目的の達成は、リスクを伴うものである。副投資顧問会社は、投資決定に際し、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび/または資産配分目標からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、トラストのリスク管理方針に従って監視される。

マスター・フィーダー構造、特に同一ポートフォリオに投資する複数の投資ビークルの存在は、投資者に特定の固有のリスクをもたらす。ファンドは、マスター・ファンドに投資する他の事業体の行為により重大な影響を受ける可能性がある。例えば、マスター・ファンドの他の受益者がマスター・ファンドの持分の一部またはすべてを買い戻す場合、マスター・ファンド、ひいてはファンドに、より高い割合の運営費用が発生する可能性があり、その結果、リターンが低下することがある。同様に、マスター・ファンドは他の受益証者からの買戻しにより多様性が低下し、ポートフォリオ・リスクが増大する可能性がある。マスター・ファンドは、直接的または間接的な投資者または他の特定のものに対する規制により、その投資取引を制限するか、あるいは特定の商品への投資を除外される可能性があり、それによりマスター・ファンド、ひいてはファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす可能性がある。

ファンドに関して採用しているリスク管理方針は、以下に詳述される。

(a) 市場リスク

ファンドの投資ポートフォリオの公正価値が変動する可能性を市場リスクという。一般に用いられる市場リスクのカテゴリーには、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれる。

- ・ 通貨リスクは、スポット価格、先渡価格および為替レートの変動に対するエクスポージャーによって生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、多様なイールド・カーブの水準、勾配および曲率の変化、金利の変動、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる以外の市場価格の変動の結果、商品の価値が変動するリスクであり、個別の株式、エクイティ・バスケット、株式インデックスおよびコモディティの価格変動およびボラティリティに対するエクスポージャーにより生じる可能性がある。

トラストの市場リスク戦略は、ファンドの投資リスクとリターンの目標による。

市場リスクは、リスク予算編成方針の原則の適用を通じて管理される。副投資顧問会社は、リスク予算編成フレームワークを用いて、トラッキング・エラーと一般に称される適切なリスク・ターゲットを決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ(以下「IMD MRA」という。)は、副投資顧問会社を取り上げた市場リスクを独立的にモニター、分析および報告する責任を負う。IMD MRAは、感応度のモニターおよびトラッキング・エラーを含む複数のリスク・メトリックスを使用して市場リスクをモニターする。

報告日現在のファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資有価証券明細表に開示されている。すべての株式、個別の負債、集団投資スキームおよびデリバティブ投資は、別々に開示されている。

() 通貨リスク

ファンドは、金融投資を行い、機能通貨以外の通貨建て取引を締結することができる。したがってファンドは、外貨に対する機能通貨の為替レートが変動し、機能通貨以外の通貨建てのファンドの資産または負債の一部の価値がマイナスの影響を受けるリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建てへの投資を詳述している各ファンドの投資有価証券明細表を参照すること。

投資者が、ファンドが投資しているファンドの基準通貨と異なる通貨建てのクラス受益証券に投資する場合、投資者の通貨リスクはファンドの通貨リスクと異なる可能性がある。

投資者が、ファンドが投資するファンドの基準通貨と異なる通貨建ての為替取引付クラス受益証券に投資する場合、ファンドは為替取引付クラス受益証券のために通貨リスクをヘッジする。当該ヘッジは、為替取引付クラス受益証券の通貨リスクのヘッジにのみ使用されるため、ファンドの感応度分析に含まれていない。ヘッジ取引に起因する実現損益は、関連する為替取引付クラスへ割当てられる。ファンドの特定のクラスは、該当クラスの通貨に対してヘッジされる。しかし、関連クラス通貨のヘッジは必ずしも完全なものではなく、各通貨は、当該投資が発行されている通貨の為替変動の影響を受けることがある。

以下の表は、為替市場の変動に伴う損益を表章した感応度分析を示している。この感応度分析では、他のすべての通貨を一定に保ちつつ、ある通貨に対するファンドの基準通貨の変動に基づくものである。ポートフォリオ全体、貨幣および非貨幣については、すべての通貨がファンドの基準通貨に対して同時に変動することを前提としている。

ファンドの受益証券クラスレベルの先渡しおよびマスター・ファンドによる為替ヘッジは、ファンドの主要な戦略部分でも、期末時点で関連する重要な未実現評価損益でもない限り、感応度分析から除外される。

G S 米国フォーカス・グロース

2021年6月30日および2020年12月31日現在、ファンドは、重要な外貨リスク・エクスポージャーを有していなかった。

n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド

以下の分析には、マスター・ファンドの投資対象に対する間接的なエクスポージャーが含まれる。

通貨	通貨（評価益／評価損）20%の 純資産価額への影響 2021年6月30日		通貨（評価益／評価損）20%の 純資産価額への影響 2020年12月31日	
	評価益	評価損	評価益	評価損
台湾ドル	0.5%	(0.5%)	0.4%	(0.4%)
香港ドル	0.2%	(0.2%)	0.2%	(0.2%)
ポートフォリオ合計	0.7%	(0.7%)	0.6%	(0.6%)

上記の分析は、1年間にわたる合理的に可能性がある為替市場の変動に伴う損益を表したものであり、市場の推移や変動による相関関係および流動性がより多くの全体的な損益となる場合のストレスシナリオは含まれていない。

ファンドは、2021年6月30日および／または2020年12月31日現在、純資産の＋／－5%超えを示す以下の（ヘッジ付取引を含む）通貨への集中があった。

通貨	通貨の集中	
	2021年6月30日	2020年12月31日
豪ドル	20.81%	21.05%

マスター・ファンドは、2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度について、純資産価額の5%を超える（ヘッジ付を含む）通貨の集中はなかった。

() 金利リスク

2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度について、ファンドは、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していなかった。

ファンドの金融資産および負債の金利の構成は以下のとおりである。

G S 米国フォーカス・グロース

2021年6月30日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	581,257	-	-	2	581,859
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	956,971,518	956,971,518
投資売却未収金	-	-	-	10,662,195	10,662,195
その他の資産	-	-	-	7,605,722	7,605,722
資産合計	581,257	-	-	975,239,437	975,821,294
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債				44,247	44,247
銀行に対する債務	-	-	-	66	66
投資購入未払金				22,105,532	22,105,532
その他の負債	-	-	-	2,566,848	2,566,848
負債合計（受益者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	24,716,693	24,716,693

2020年12月31日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	578,232	-	-	5	578,237
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	782,064,610	782,064,610
その他の資産	-	-	-	7,726,717	7,726,717
資産合計	578,232	-	-	789,791,332	790,369,564
負債					
銀行に対する債務	-	-	-	63	63
その他の負債	-	-	-	2,316,047	2,316,047
負債合計（受益者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	2,316,110	2,316,110

n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンド

2021年6月30日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	243,574	-	-	-	243,574
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	354,422,927	354,422,927
投資売却未収金	-	-	-	59,719	59,719
その他の資産	-	-	-	3,774,138	3,774,138
資産合計	243,574	-	-	358,256,784	358,500,358
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	2,033,773	2,033,773
投資購入未払金	-	-	-	2,223,674	2,223,674
その他の負債	-	-	-	2,188,999	2,188,999
負債合計（受益者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	6,446,446	6,446,446

2020年12月31日現在	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無金利	合計
資産					
現金および現金等価物	-	-	-	169,438	169,438
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融資産	-	-	-	144,438,412	144,438,412
投資売却未収金	-	-	-	2,546,600	2,546,600
その他の資産	-	-	-	7,889,723	7,889,723
資産合計	-	-	-	155,044,173	155,044,173
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的で保有する金融負債	-	-	-	320	320
銀行に対する債務	-	-	-	2,470,343	2,470,343
投資購入未払金	-	-	-	5,084,406	5,084,406
その他の負債	-	-	-	317,482	317,482
負債合計（受益者に帰属する 純資産を除く）	-	-	-	7,872,551	7,872,551

2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度について、マスター・ファンドは、金利リスクに対する重要なエクスポージャーを有していなかった。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果、金融投資の価値が変動するリスクであり、個々の投資またはその発行体に固有の要因、あるいは市場で取引されている金融投資に影響を及ぼす何らかの要因により発生する。

ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動を包括利益計算書に認識しているため、すべての市況の変動は買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産に直接影響を及ぼす。

ファンドの集団投資スキームへの投資は、英文目論見書で述べられているとおり、適用のあるファンドの評価方針に従い、かかる対象のファンドが提供する純資産価額に基づく。集団投資スキームの資産は、通常、独立した第三者である管理事務代行会社または他のサービス提供者によって評価されると見込まれるが、集団投資スキームの一部の有価証券またはその他の資産が、容易に確認することができる市場価格を有していない状況にある場合がある。かかる状況下においては、該当する集団投資スキームの管理会社が、かかる有価証券または商品の評価を要求されることがある。

以下の表は、株式市場の変動に伴う損益を示した感応度分析である。感応度分析は、他のすべての業種の株価が一定である場合のある業種の株価の変動に基づく。ポートフォリオの合計において、仮定では、すべての業種の株価が同じ割合で同時に下落 / 上昇する。

2021年6月30日および2020年12月31日現在におけるすべての株式市場の変動は、+ / - 20%の変動で示される。

GS 米国フォーカス・グロース

分野	その他の価格リスク			
	株価の変動（上昇 / 下落）に対する純資産価額の影響			
	2021年6月30日		2020年12月31日	
	上昇	下落	上昇	下落
通信サービス	2.9%	(2.9%)	2.9%	(2.9%)
一般消費財・サービス	2.6%	(2.6%)	2.3%	(2.3%)
ヘルスケア	3.8%	(3.8%)	4.0%	(4.0%)
資本財・サービス	1.5%	(1.5%)	1.6%	(1.6%)
情報技術	7.3%	(7.3%)	7.1%	(7.1%)
その他	1.4%	(1.4%)	1.6%	(1.6%)
ポートフォリオ合計	19.5%	(19.5%)	19.5%	(19.5%)

以下のファンドの分析は、投資先マスター・ファンドの投資対象に対する間接的なエクスポージャーに基づいて示されている。

netWING Sテクノロジー株式ファンド

その他の価格リスク

株価の変動（上昇／下落）に対する純資産価額の影響

分野	2021年6月30日		2020年12月31日	
	上昇	下落	上昇	下落
通信サービス	3.7%	(3.7%)	3.8%	(3.8%)
一般消費財・サービス	1.9%	(1.9%)	1.2%	(1.2%)
資本財・サービス	0.3%	(0.3%)	-	-
情報技術	12.9%	(12.9%)	13.3%	(13.3%)
不動産	0.9%	(0.9%)	0.9%	(0.9%)
ポートフォリオ合計	19.7%	(19.7%)	19.2%	(19.2%)

通貨、金利およびその他の価格リスクは、上述の総合的な市場リスク管理プロセスの一環としてファンドの副投資顧問会社によって管理される。

() 感応度分析の限界

上述の感応度分析には、以下のいくつかの限界がある。

- ・当該分析は過去のデータに基づいており、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性の水準が過去の傾向と異なる可能性があるという事実を考慮に入れることができない。
- ・当該分析は正確な数値というよりはむしろ、リスクについての相対的な見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すもので、予測を意図したものではない。
- ・将来における市場の諸条件は、過去の経験と著しく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが現金またはその他の金融資産の受渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行が困難となるリスクである。特に流動性が低下する恐れがあるのは、担保付および／または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産が売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、あるいは取引相手方またはブライムブローカーの条件または条項に対する違反があった場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはファンドまたは第三者に影響を与えるオペレーション上の問題など、ファンドの管理の及ばない状況により発生することがある。さらに、資産売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下することがある。

ファンドの投資には、買戻しに関してファンドが課す制限以上の制限を課している集団投資スキームが含まれる。これには、ファンドによって受益者に提供されている買戻し日より少ない可能性が含まれる。

ファンドの金融資産および金融負債には、店頭デリバティブ契約への投資で、組織化された公設市場で取引されず、流動性が低い可能性のある投資および発行規模の相当な割合を占める可能性のある投資が含まれる。したがって、ファンドは流動性要件を満たすため、あるいは特定の発行体の信用度の低下等の特定の事象に対応するために、投資の一部を公正価値に近似する金額で速やかに流動化することができない可能性がある。投資ポジションの強制的な流動化によって金融損失が生じることがある。

ファンドは、受益証券の発行および買戻しを行うため、英文目論見書の条項に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクを負っている。ファンドは、一般的な流動性のニーズを満たすのに十分なだけの流動性の高い投資対象を含めるよう管理されているが、ファンドの受益証券の大規模な買戻しにより、ファンドおよびマスター・ファンドは、通常の買戻用資金の調達として望ましいレベルよりさらに

迅速な投資対象の流動化が要求される可能性がある。買戻しに対応するために流動性の高い資産がさらに売却された場合、これらの要因により、買い戻される受益証券の価値、残存する受益証券の評価およびファンドの残存資産の流動性にマイナスの影響を与える可能性がある。

ファンドの英文目論見書にて、日々の受益証券の申込みおよび買戻しを規定している。ファンドは、受益証券保有者の買戻しに対応するための、流動性リスクにさらされる。

以下の表は、ファンドの純資産の10%を超えて保有する受益者の内訳を示している。

G S 米国フォーカス・グロース

2021年6月30日		2020年12月31日	
受益者	保有率(%)	受益者	保有率(%)
受益者1	37	受益者1*	31
受益者2*	27	受益者2	29
受益者3*	10	受益者3	11
その他の受益者	26	その他の受益者**	29
合計	100	合計	100

* 受益者は販売会社である。

** トラストまたは販売会社の関連当事者を含むことがある。

netWIN G Sテクノロジー株式ファンド

2021年6月30日		2020年12月31日	
受益者	保有率(%)	受益者	保有率(%)
受益者1	46	受益者1	57
受益者2*	31	受益者2*	42
受益者3	23	-	-
その他の受益者**	0^	その他の受益者**	1
合計	100	合計	100

* 受益者は販売会社である。

** トラストまたは販売会社の関連当事者を含むことがある。

^ 1%未満。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、ファンドの負債額のすべては、3か月以内に支払期日が到来する。

2021年6月30日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、以下のとおりであった。

ファンド	インフロー総額	アウトフロー総額
G S米国フォーカス・グロース	3,081,931 米ドル	3,126,178 米ドル
n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンド	77,777,589 米ドル	79,777,742 米ドル

2020年12月31日現在、先渡為替契約のインフロー総額およびアウトフロー総額は、以下のとおりであった。

ファンド	インフロー総額	アウトフロー総額
G S米国フォーカス・グロース	3,038,050 米ドル	3,025,691 米ドル
n e t W I N G Sテクノロジー株式ファンド	30,407,005 米ドル	29,713,888 米ドル

先渡為替契約は、通常、差金決済である。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれる。

利用可能なレバレッジ・ポジション向け資金調達の満了または終了、およびレバレッジ・エクスポージャーの公正価値の変動もしくはファンドの資金調達契約に係るアドバンス・レートまたはその他の条件の変更に関する担保設定要件は、ファンドの流動性の向上やレバレッジ・ポジションを維持する能力にマイナスの影響をもたらし、ファンドに重大な損失を発生させる可能性がある。ファンドは、投資拡大、運用費用への充当または取引の決済等の目的で、借入を行う、またはレバレッジの他の形式（担保付または無担保）を利用することができる。ただし、レバレッジを獲得するいかなる取決ても利用可能であるという保証はなく、利用可能な場合でも、ファンドが受入可能な条件で利用できるという保証はない。経済状況の悪化により、調達コストが増加し、資本市場へのアクセスが制限される、または貸手がファンドに信用供与を行わない決定をする可能性もある。

レバレッジの利用もまた、ファンドの資本に係る公正価値のボラティリティの影響を拡大するため、リスクを増加させる。

ファンドの資産の時価の下落は、当該資産の時価を基に借入を行った場合に特定のマイナス影響を及ぼすことがある。当該資産の時価の下落により、貸し手（デリバティブの取引相手方を含む）がファンドに対して追加担保の設定を求めるか、あるいはファンドにとって最善ではないタイミングで資産の売却を求める可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務の履行を行わないために、もう一方の当事者に金融損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手方またはファンドの発行体との取引に関連した信用リスクを軽減するための対策をとっている。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、取引相手方、その事業および評判の信用分析を行い、信用度と評判の双方を評価する。承認された取引相手方または発行体の信用リスクは以後継続的にモニターされ、必要に応じて財務書類および期中財務報告のレビューが定期的に行われる。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するため、ファンドにより締結された店頭デリバティブ契約の中には、スポットの為替契約のみを扱う取引相手方を除き、かかる契約の下で生じる取引の差金決済を認めているものがある。かかる差金決済権によって資産および負債の報告額が相殺されることはないが、債務不履行または解約事象が生じた場合はその取引相手方との間の当該契約に基づく店頭契約がすべて解約されてその取引相手方との未収金額および未払金額が純額ベースで清算されるため、かかる

契約によって単一の取引相手方との不利な店頭取引の価値の範囲内で、同取引相手方との有利な店頭取引に係る信用リスクは軽減される。

債務証券は、発行体または保証人が元本および利息を支払う義務を果たすことができないリスクにさらされ、かつ金利感応度、発行体の信用度に関する市場の認識および一般的な市場の流動性などの要因による価格変動にもさらされる。

ファンドは、保管会社もしくは副保管会社または受託会社の債務超過、管理、清算またはその他の債権者からの保全手続(すなわち倒産手続)に関連する多くのリスクにさらされる。かかるリスクは以下を含むが、これらに限定されない。

- i. 保管会社もしくは副保管会社または受託会社で顧客資金として扱われていない、保管会社もしくは副保管会社または受託会社に保有するすべての現金(すなわち顧客資金)の喪失。
 - ・ 保管会社もしくは副保管会社または受託会社が、ファンドと合意した手続(もしあれば)に従って顧客資金として取り扱うことを怠ったすべての現金の喪失。
 - ・ 保管会社側もしくは副保管会社または受託会社で適切に分別管理されておらず、またそのように認識されていなかったトラストの保有していた有価証券(すなわちトラスト資産)、または保管会社もしくは副保管会社または受託会社により保有されていた顧客資金の一部もしくはすべての喪失。
 - ・ 保管会社もしくは副保管会社または受託会社による口座の不正運用、または、倒産処理経費に見合う減額を含む、ファンド資産および/または顧客資金の認識および振替処理による一部もしくはすべての資産の喪失。
 - ・ 残高振替の受領および関連資産に対する支配の回復の長期の遅れによる損失。

支払不能状態が、ファンドの投資活動に深刻な混乱を招く可能性がある。状況次第では、投資顧問会社は純資産価額の計算および受益証券の取引を一時的に停止する可能性がある。

2021年6月30日および2020年12月31日現在、以下の金融資産(その他のファンドへの投資、デリバティブ金融資産、現金および現金等価物ならびにその他の未収金)は信用リスクにさらされていた。金融資産の簿価は、報告日現在の最大信用リスクを最もよく反映している。

ファンドの証券取引の清算および預託業務は、主に保管会社に集中している。2021年6月30日および2020年12月31日現在、ほぼすべての現金および現金同等物、ブローカー預け金および投資残高は保管会社に保管されている。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は、以下のとおりである。

2021年6月30日

商品タイプ	G S 米国フォーカス・グロース	n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド
	米ドル	米ドル
現金および現金等価物	581,859	243,574
投資信託	22,044,280	354,389,307
未収配当金	167,605	-
先渡為替契約	-	33,620
投資売却未収金	10,662,195	59,719
受益証券販売未収金	7,437,318	3,638,596
費用払戻未収金	-	7,787
その他の資産	799	127,755
合計	40,894,056	358,500,358

2020年12月31日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャーの内訳は、以下のとおりである。

2020年12月31日

商品タイプ	G S 米国フォーカス・グロース	n e t W I N G S テクノロジー株式ファンド
	米ドル	米ドル
現金および現金等価物	578,237	169,438
投資信託	12,179,313	143,744,975
未収配当金	213,156	-
先渡為替契約	12,359	693,437
投資売却未収金	-	2,546,600
受益証券販売未収金	7,513,561	7,779,618
費用払戻未収金	-	7,787
その他の資産	-	102,318
合計	20,496,626	155,044,173

(d) 追加的リスク

追加的リスクを含むが、以下に限定されない。

() 資本リスク管理

ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産で表される。買戻可能参加受益証券の保有者に帰属する純資産額は、ファンドが受益証券保有者の裁量に基づく日々の申込みおよび買戻しの対象となるため、日々大幅に変動することがある。資本管理におけるファンドの目的は、受益証券保有者にリターンを提供し他の関係者に利益を供与するため、およびファンドの投資活動の展開を支える確固たる資本基盤を維持するため、継続事業としてファンドが継続していく力を確保することである。

() 集中リスク

ファンドは、限定された数の投資対象および投資テーマに投資することがある。投資対象の数が限定されている結果、ファンドの実績が、個々の投資の実績による有利または不利な影響をより大きく受けることがある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、情報、通信、取引の処理手続および決済、ならびに会計処理システムの欠陥によって生じる潜在的損失である。独立監査人を除き、2 ページ(訳者注:原文のページ)に記載されているファンドのサービス提供会社は、オペレーショナル・リスク管理を支援するための統制および手続を維持している。サービス提供会社のサービスレベルの見直しは、副投資顧問会社により定期的に行われる。これらの措置が100パーセント有効であるという保証はない。

() 法律、税制および規制リスク

法律、税制および規制の変更により、ファンドは、ファンドの継続期間中にマイナスの影響を受ける可能性がある。

税金について、ファンドは、ファンドが投資する一部の税務管轄地においてキャピタル・ゲイン、利息および配当金に係る税金を課されることがある。

税務当局による税法の解釈および適用は、明確性や一貫性に欠けることがある。課税される可能性が高く、かつ見積可能な税金は、負債として計上されている。しかし、一部の税金は不確定であるため、当年度および過年度の税務ポジションを担当している税務当局が将来行う措置、解釈または判断によっては、税金負債の追加、利息および罰金が生じる可能性がある。会計基準が変わり、それに伴い、潜在的な税金負債に対してファンドの債務が発生または消滅する可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が低い一定の潜在的な課税によって、将来ファンドに追加の税金負債が生じる可能性があり、こうした追加負債は重大なものとなる可能性がある。前述の不確定性により、純資産価額はファンドの申込時、買戻時または持分交換時を含め、ファンドが最終的に負担すべき税金負債を反映していない可能性があり、これはその時点において投資者に悪影響を及ぼす場合がある。

本財務書類中に開示されていないリスクの詳細は、それぞれのファンドの英文目論見書から入手できる。

12. 金融機関

2021年6月30日および2020年12月31日現在、すべての現金および現金等価物は、信用格付けがAまたはそれ以上を有する以下の金融機関に保管されていた。金融機関の格付けは、S&P/ムーディーズ・インベスターズ・サービス/フィッチ・レーティングスから入手され、監査の対象ではない。

G S 米国フォーカス・グロース

資産	2021年 6 月30日		2020年12月31日	
取引相手方	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
Brown Brothers Harriman & Co. ⁽¹⁾	2	0.00 ⁽³⁾	5	0.00 ⁽³⁾
JPMorgan Chase & Co. ⁽²⁾	581,857	0.06	578,232	0.07
現金および現金等価物合計	581,859	0.06	578,237	0.07
負債				
銀行に対する債務:				
Brown Brothers Harriman & Co.	66	0.00 ⁽³⁾	63	0.00 ⁽³⁾
銀行に対する債務合計	66	0.00 ⁽³⁾	63	0.00 ⁽³⁾

(1) 制限なし - 保管会社の現金勘定。

(2) 定期預金。

(3) 0.005%未満の切り捨ての実際の数値を反映。

netWING Sテクノロジー株式ファンド

資産	2021年 6 月30日		2020年12月31日	
取引相手方	米ドル	純資産比率 (%)	米ドル	純資産比率 (%)
Australia and New Zealand Banking Group Ltd ⁽¹⁾	164,614	0.05	-	-
Brown Brothers Harriman & Co. ⁽²⁾	111	0.00 ⁽³⁾	169,438	0.12
JPMorgan Chase & Co. ⁽¹⁾	78,849	0.02	-	-
現金および現金等価物合計	243,574	0.07	169,438	0.12
負債				
銀行に対する債務:				
Brown Brothers Harriman & Co.	-	-	2,470,343	1.68
銀行に対する債務合計	-	-	2,470,343	1.68

(1) 定期預金。

(2) 制限なし - 保管会社の現金勘定。

(3) 0.005%未満の切り捨ての実際の数値を反映。

13. 為替レート

以下の為替レート(対米ドル)が、米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に使用されていた。

	2021年 6 月30日	2020年12月31日
日本円 (JPY)	110.99000	103.24500
豪ドル (AUD)	1.33200	1.29592

14. ソフト・コミッション

ファンドは、履行のみに関して、および/または履行および投資調査に関してコミッションを支払うことがある。2021年6月30日終了期間および2020年12月31日終了年度について、ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約の締結はなかった。

15. 偶発債務

2021年6月30日および2020年12月31日現在、偶発債務はなかった。

16. その他の事項

グローバル金融市場は、新型コロナウイルスの感染拡大により著しいボラティリティを経験しており、この状態は継続するおそれがある。ファンドのパフォーマンスに与える新型コロナウイルスの影響の程度は、継続的な感染拡大の期間を含む将来の展開次第である。

17. 後発事象

2021年6月30日以降に本財務書類に調整または開示を必要とする事象はなかった。

18. 補償

ファンドは、さまざまな補償を含む契約を締結する場合がある。当該契約に基づくファンドの最大エクスポージャーは不明である。しかし、ファンドでは当該契約による請求または損失が過去に発生したことはない。

19. 財務書類の承認

経営陣は、2021年9月10日で本財務書類を承認し、公表後に本財務書類が修正されることはない。

[次へ](#)

（２）投資有価証券明細表等

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S 米国フォーカス・グロース

投資有価証券明細表（無監査）

2021年 6 月30日現在

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	普通株式 米ドル		
101,781	Adobe Inc	59,607,025	6.27
36,753	Alphabet Inc, Class A	89,743,108	9.44
114,638	American Tower Corp	30,968,309	3.26
348,215	BioMarin Pharmaceutical Inc	29,055,060	3.05
126,162	Boeing Co	30,223,369	3.18
1,000,729	Boston Scientific Corp	42,791,172	4.50
1,312,815	CSX Corp	42,115,105	4.43
167,949	Eli Lilly & Co	38,547,654	4.05
567,937	Farfetch Ltd, Class A	28,601,307	3.01
119,181	Insulet Corp	32,716,376	3.44
931,885	Marvell Technology Inc	54,356,852	5.71
221,522	Mastercard Inc, Class A	80,875,467	8.50
352,175	Monster Beverage Corp	32,171,186	3.38
101,079	Netflix Inc	53,390,939	5.61
290,435	NIKE Inc, Class B	44,869,303	4.72
95,895	NVIDIA Corp	76,725,590	8.07
418,943	Ross Stores Inc	51,948,932	5.46
235,928	Splunk Inc	34,110,470	3.59
104,425	Veeva Systems Inc, Class A	32,470,954	3.41
207,921	Workday Inc, Class A	49,639,060	5.22
	普通株式合計	934,927,238	98.30
保有高 / 口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資信託*		
	米ドル		
22,044,280	Goldman Sachs Funds, plc - US\$ Treasury Liquid Reserves Fund, Class X, 0.02%	22,044,280	2.32
	投資信託合計	22,044,280	2.32

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
26/08/2021	JPY	8,063,000	USD	72,850	Standard Chartered Bank	(170)	(0.00)
26/08/2021	JPY	8,176,000	USD	74,499	Bank of America NA	(801)	(0.00)
26/08/2021	JPY	157,135,436	USD	1,437,547	Citibank NA	(21,123)	(0.00)
26/08/2021	JPY	163,620,436	USD	1,497,033	JPMorgan Chase & Co	(22,153)	(0.00)
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計						(44,247)	(0.00)

	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資合計		
普通株式合計	934,927,238	98.30
投資信託合計	22,044,280	2.32
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現損失合計	(44,247)	(0.00)
その他の資産および負債	(5,822,670)	(0.62)
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	951,104,601	100.00

2021年6月30日

産業集中	評価額 (米ドル)
通信	171,735,354
景気連動型消費財	44,869,303
景気非連動型消費財	136,733,794
一般消費財・サービス	51,948,932
金融	30,968,309
ヘルスケア	38,547,654
資本財・サービス	72,338,474
情報技術	80,875,467
テクノロジー	306,909,951
合計	934,927,238

*関係ファンド保有高。

通貨略称：

JPY 日本円

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

ゴールドマン・サックス（ケイマン諸島）ユニット・トラスト

G S 米国フォーカス・グロース

投資有価証券明細表

2020年12月31日現在

保有高	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	普通株式		
	米ドル		
98,523	Adobe Inc	49,273,323	6.25
39,308	Alphabet Inc, Class A	68,892,773	8.74
92,190	American Tower Corp	20,692,967	2.63
257,034	BioMarin Pharmaceutical Inc	22,539,311	2.86
130,880	Boeing Co	28,016,173	3.55
1,064,272	Boston Scientific Corp	38,260,578	4.85
185,970	Choe Global Markets Inc	17,317,526	2.20
369,690	CSX Corp	33,549,368	4.26
234,597	Eli Lilly and Co	39,609,358	5.03
162,677	Facebook Inc, Class A	44,436,849	5.64
115,368	Insulet Corp	29,491,522	3.74
739,541	Marvell Technology Group Ltd	35,157,779	4.46
340,906	Monster Beverage Corp	31,526,987	4.00
281,140	NIKE Inc, Class B	39,772,876	5.05
283,265	NXP Semiconductors NV	45,041,968	5.71
405,538	Ross Stores Inc	49,804,122	6.32
168,194	Splunk Inc	28,574,479	3.63
101,083	Veeva Systems Inc	27,519,847	3.49
329,947	Visa Inc, Class A	72,169,307	9.16
201,268	Workday Inc, Class A	48,225,825	6.12
	普通株式合計	769,872,938	97.69
保有高 / 口数	銘柄	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
	投資信託*		
	米ドル		
12,179,313	Goldman Sachs US\$ Liquid Reserves Fund, Class X, 0.17%	12,179,313	1.55
	投資信託合計	12,179,313	1.55

受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約

満期日 (日/月/年)	購入通貨	購入額	売却通貨	売却額	取引相手方	未実現利益 (米ドル)	純資産比率 (%)
18/03/2021	JPY	157,344,473	USD	1,518,110	UBS AG	7,095	0.00
18/03/2021	JPY	157,344,474	USD	1,519,940	Citibank NA	5,264	0.00
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計						12,359	0.00

	評価額 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資合計		
普通株式合計	769,872,938	97.69
投資信託合計	12,179,313	1.55
受益証券クラスのヘッジ目的で保有する先渡為替契約に係る未実現利益合計	12,359	0.00
その他の資産および負債	5,988,844	0.76
買戻可能参加受益証券保有者に帰属する純資産	788,053,454	100.00

	2020年12月31日 評価額 (米ドル)
産業集中	
景気非連動型消費財	29,491,522
一般消費財・サービス	89,576,998
生活必需品	31,526,987
金融	38,010,493
ヘルスケア	100,409,247
資本財・サービス	61,565,541
情報技術	279,814,220
テクノロジー	139,477,930
合計	769,872,938

*関係ファンド。

通貨略称：

JPY 日本円

USD 米ドル

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2021年7月末日現在

払込済資本金の額 682,400米ドル（約7,472万円）

発行済株式総数 682,400株

管理会社の設立（2010年3月10日）後の資本金の増減は以下のとおりである。

2010年3月10日	582,400米ドル
2011年1月28日	682,400米ドル

（注）米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、1米ドル＝109.49円による。

（２）事業の内容及び営業の状況

管理会社の目的には、ケイマン諸島の会社法（改正済）により禁止されている事項の他は、制限がない。

管理会社が投資信託の運営を行うにあたり、制限は存在しない。

管理会社は、2021年7月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別（設立国）	種類別（基本的性格）	本数	純資産価格の合計（通貨別）
ケイマン諸島	契約型投資信託（アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。）	3	1,654,743,220米ドル

（３）その他

半期報告書提出前6か月以内において、管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の日本文の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成された原文（英文）の中間財務書類を日本語に翻訳したものである。（ただし、円換算部分を除く。）これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．管理会社の原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.49円）で換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

シーエス（ケイマン）リミテッド
貸借対照表
2021年 6 月30日現在
(米ドルで表示される無監査財務書類)

		2021年 6 月30日		2020年 6 月30日	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
親会社に対する債権	5	682,400	74,716	682,400	74,716
資産合計		682,400	74,716	682,400	74,716
株主資本					
株式資本	6	682,400	74,716	682,400	74,716
株主資本合計		682,400	74,716	682,400	74,716

財務書類に対する注記を参照のこと。

（２）損益の状況

シーエス（ケイマン）リミテッド
包括利益計算書
2021年６月30日に終了した６か月間
（米ドルで表示される無監査財務書類）

	注記	2021年		2020年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
管理報酬		67,500	7,391	48,750	5,338
費用					
専門家報酬		33,178	3,633	23,834	2,610
管理事務代行報酬		30,626	3,353	22,000	2,409
監査報酬		3,696	405	2,916	319
		67,500	7,391	48,750	5,338
包括利益合計		0	0	0	0

財務書類に対する注記を参照のこと。

シーエス（ケイマン）リミテッド
財務書類に対する注記
2021年6月30日に終了した6か月間
（米ドルで表示される無監査財務書類）

1．設立および主たる事業活動

シーエス（ケイマン）リミテッド（以下「当社」という。）は、ケイマン諸島の会社法に基づき一般事業会社として2010年3月10日に設立された。当社はまた、ケイマン諸島の証券投資業法に基づき、登記名義人として登録された。当社は、ケイマン諸島の会社法に基づき設立された会社であるインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッド（以下「親会社」という。）の完全所有子会社である。2013年12月31日に終了した年度中、親会社は、インタートラスト・トラステーズ（ケイマン）リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドに変更された。

当社の登記上の事務所の所在地は、ケイマン諸島 KY 1 - 9005、グランド・ケイマン、カマナ・ベイ、ワン・ネクサス・ウェイである。当社には、直接の従業員はいない。

当社は、主として日本で公募されている投資信託の管理会社として従事している。

2．作成の基礎

遵守の表明

本財務書類は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）によって公表された国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠して作成されている。

現在までに公表された一定の新基準、既存の基準に対する修正および解釈は、本財務書類を作成するに当たり適用も早期採用も行われていない。経営陣は新基準を評価し、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすことはない予想している。

測定の基礎

本財務書類は、取得原価主義および継続企業の前提に基づき作成されている。

機能通貨および表示通貨

本財務書類は、当社の機能通貨である米ドル（USD）で表示されている。

財務書類

2021年6月30日に終了した6か月間についての株主資本変動計算書およびキャッシュ・フロー計算書は、株主資本の変動はなく、また当社が現金および現金等価物を有していないため、表示されていない。これらの計算書が、他の有用な情報を提供するものではないと経営陣が判断していることから、表示されていない。

3．重要な会計方針

以下に記載されている会計方針が一貫して適用され、当社が採用する重要な会計方針は以下のとおりである。

(a) 金融商品

() 分類

金融資産とは、現金、現金または他の金融資産を受取る契約上の権利、もしくは潜在的に有利な条件で金融商品を交換する契約上の権利、または他の企業の持分金融商品のいずれかの資産をいう。償却原価として分類される当社の金融資産は、親会社に対する債権からなる。

金融負債とは、現金または他の金融資産を引渡す契約上の義務、または潜在的に不利な条件で他の企業と金融商品を交換する契約上の義務のいずれかの負債をいう。当社は金融負債を有していない。

() 認識および測定

当社は、金融資産および金融負債を金融商品の契約条項の当事者となった日付に認識する。金融商品は、当初、公正価値に取引に直接起因する取引費用を加算して測定される。

償却原価として分類される金融資産は、その後、実効金利法を用いて、減損損失（もしあれば）を控除して測定される。

() 認識の中止

金融資産は、売却または譲渡された時点および当社が当該資産を構成するいずれかの権利を喪失した時点で、認識を中止される。金融負債は、金融負債が消滅した時点で認識を中止される。

4．収益

商品およびサービスの性質

当社では、信託管理を行うサービスラインを1つ設けている。

5．金融商品

2021年6月30日現在、当社は親会社に対する関係会社債権682,400米ドル(2020年6月30日：682,400米ドル)を有していた。親会社に対する債権残高は無担保、無利息で要求に応じて返済される。親会社に対する債権の簿価は、それが要求払いであるため公正価値に近似する。

6．株式資本

2021年6月30日 2020年6月30日

授權資本：

1株当たり1.00米ドルの普通株式2,000,000株

発行済株式：

普通株式682,400株

682,400

682,400

2013年5月1日付で、当社の発行済普通株式のすべてがインタートラスト・トラスティーズ（ケイマン）リミテッドからインタートラスト・エス・ピー・ヴィー（ケイマン）リミテッドに譲渡された。当社の最終的な実質株主の変更はなかった。

7. 財務リスクの管理

本注記は、各リスクに対する当社のエクスポージャー、リスクの測定および管理に対する当社の目的、方針および手順、ならびに当社の資本管理についての情報を記載している。取締役会は、当社の財務リスクの管理体制の確立と監視について全体的な責任を負う。

当社は、金融商品を用いることから生じる信用リスクについてエクスポージャーを有する。信用リスクは、取引相手方が契約義務の履行を怠った場合の当社に対する金融損失リスクである。関連当事者の債権とは、親会社に対する債権である。経営陣は、かかる関係の結果生じる金融損失を見込んではいない。流動性リスクとは、期日に、当社が財務上の支払債務を履行することができないリスクである。当社は、いかなる流動性リスクにも晒されていない。当社は、金融資産および金融負債が無利息であるため、金利リスクに晒されていない。当社は通貨リスクに晒されていない。

8. 資本リスクの管理

当社は、当社が継続企業として確実に存続できるように資本の管理を行っている。

当社の資本は発行済株式資本からなる。当社は日本証券業協会により最低5,000万円の純資産（または日本銀行の公式為替レート使用で同等額の米ドル）を維持することが要求される。当社は、2021年6月30日に終了した6か月間について当該要件に従った。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

(注) _____ 部分は訂正箇所を示します。

第一部 証券情報

(9) 払込期日

<訂正前>

投資者による払込みの方法については下記「(12) その他 (8) 申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、総販売会社であるゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)(以下「総販売会社」または文脈により「販売会社」という。)に、適用される取得申込日(各ファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議の上、取得申込みを受け付ける日として定めたその他の日をいう。以下同じ。)から起算して4ファンド営業日目の日までに(以下「払込期日」という。)米ドル貨で払い込まれる。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

投資者による払込みの方法については下記「(12) その他 (8) 申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、登録・名義書換事務代行会社に対して、適用される取得申込日の3ファンド営業日後の日の午後3時(中央ヨーロッパ時間)(以下「申込代金締切時点」という。)までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

(注)「取得申込日」とは、各取引日または管理会社が投資顧問会社と協議の上で受益証券の取得申込みの受付を決定するその他の日をいう。

<訂正後>

投資者による払込みの方法については下記「(12) その他 (8) 申込みの方法」を参照のこと。

日本における販売会社に支払われた申込金額の総額は、登録・名義書換事務代行会社に対して、適用される取得申込日の3ファンド営業日後の日の午後3時(中央ヨーロッパ時間)(以下「申込代金締切時点」という。)までに各クラスの表示通貨で払い込まれる。

(注)「取得申込日」とは、各取引日または管理会社が投資顧問会社と協議の上で受益証券の取得申込みの受付を決定するその他の日をいう。

(12) その他

(口) 引受等の概要

<訂正前>

管理会社は、総販売会社との間で受益証券総販売契約を2013年3月27日付で締結し、総販売会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券販売契約を2013年7月1日付および2014年12月18日付で締結している。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社(以下「販売取扱会社」という。)

日本における販売会社が直接日本の受益者に販売する場合については、日本における販売会社も含むものとする。)を通じて間接的に受けたクラス証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)販売取扱会社とは、日本における販売会社とクラス証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのクラス証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、

投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等
を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社^(注)(以下、日本における販売会社とあわせて「販売取扱会社」という。)を通じて間接的に受けたクラス証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)日本における販売会社とクラス証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのクラス証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドに関して代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、クラス証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またクラス証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

<訂正後>

管理会社は、日本における販売会社との間で日本における受益証券の販売および買戻しに関する受益証券販売・買戻契約を締結している。

日本における販売会社は、他の販売・買戻し取扱会社^(注)(以下、日本における販売会社とあわせて「販売取扱会社」という。)を通じて間接的に受けたクラス証券の販売・買戻請求の管理会社への取次ぎを行う。

(注)日本における販売会社とクラス証券の取次ぎ業務にかかる契約を締結し、投資者からのクラス証券の申込または買戻請求を日本における販売会社に取り次ぎ、投資者からの申込金額の受入れまたは投資者に対する買戻代金の支払い等にかかる事務等を取り扱う取次ぎ金融商品取引業者および取次ぎ登録金融機関をいう。

管理会社は、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社をファンドに関して代行協会員に指定している。

(注)代行協会員とは、外国投資信託受益証券の発行者と契約を締結し、クラス証券1口当たりの純資産価格の公表を行い、またクラス証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類を販売会社に交付する等の業務を行う協会員をいう。

(八) 申込みの方法

<訂正前>

クラス証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または米ドル貨で支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。申込金額は、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)投資者から販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は払込期日に総販売会社に米ドル貨で払い込む。

日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たり純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途

取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たり純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

クラス証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または米ドル貨で支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。申込金額は、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。以下同じ。)投資者から販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は申込代金締切時点までに登録・名義書換事務代行会社に米ドル貨で払い込む。

日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

<訂正後>

クラス証券の申込みを行う日本における投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は、「外国証券取引口座約款」その他所定の約款(以下「口座約款」という。)を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。申込金額は、口座約款に従い円貨または米ドル貨で支払われる。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は、申込注文の成立を日本における販売会社が確認した日(以下「国内約定日」という。)における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとする(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。申込金額は、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。なお、「国内営業日」とは、東京において銀行が営業している日をいう。以下同じ。)投資者から販売取扱会社に対して支払われ、日本における販売会社は申込代金締切時点までに登録・名義書換事務代行会社に米ドル貨で払い込む。

日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

第二部 ファンド情報

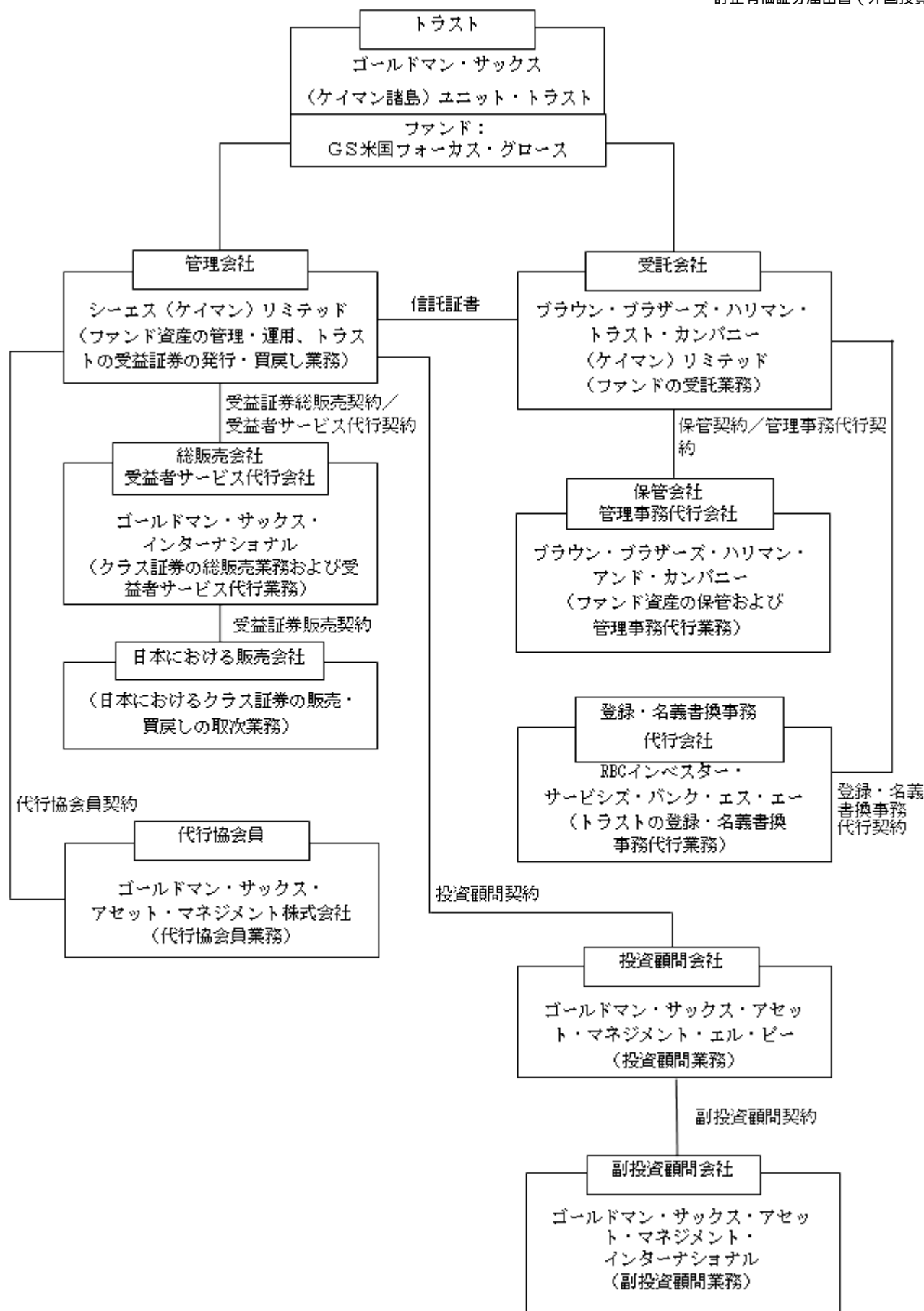
第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

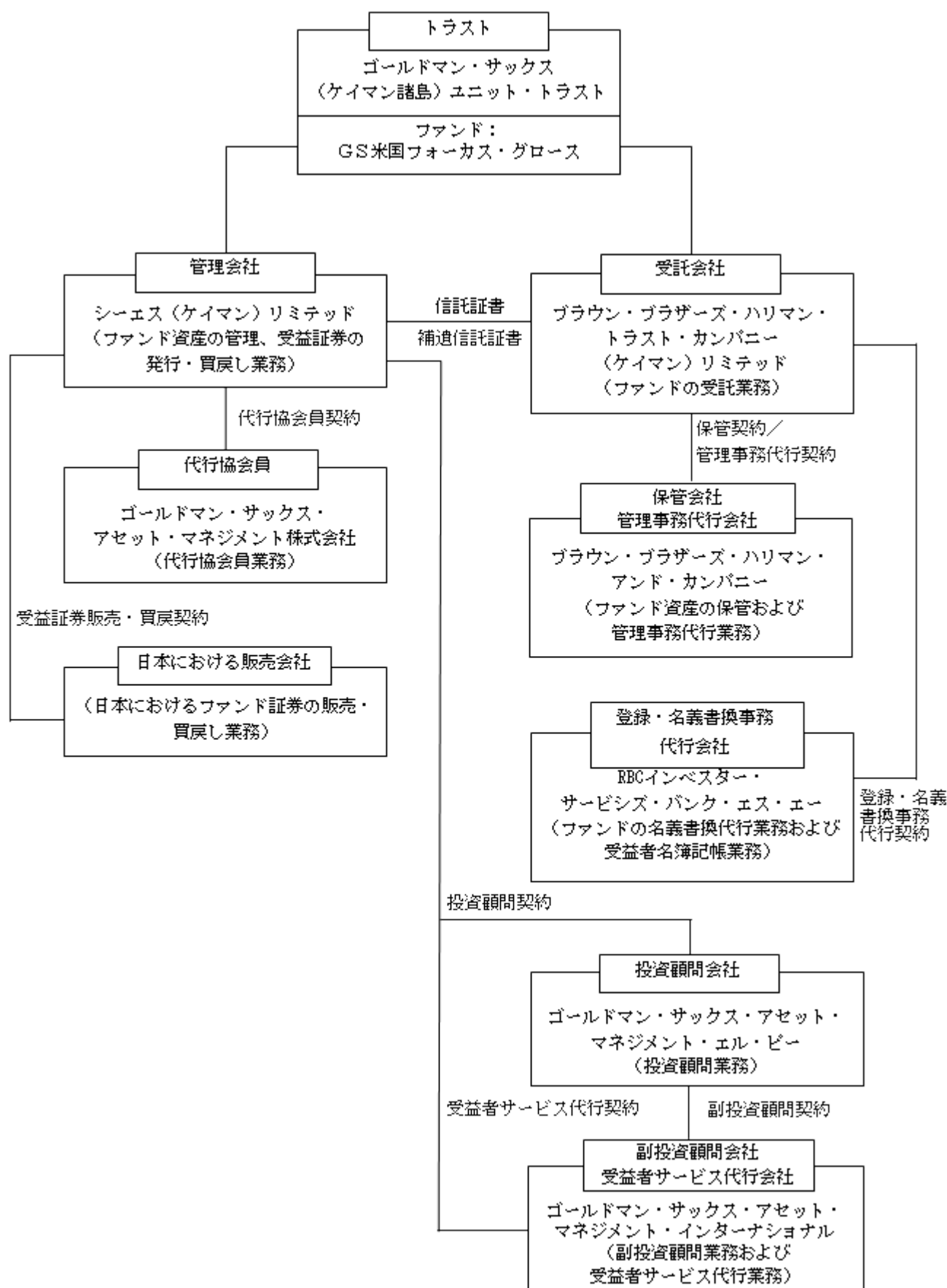
(3) ファンドの仕組み

ファンドの仕組み

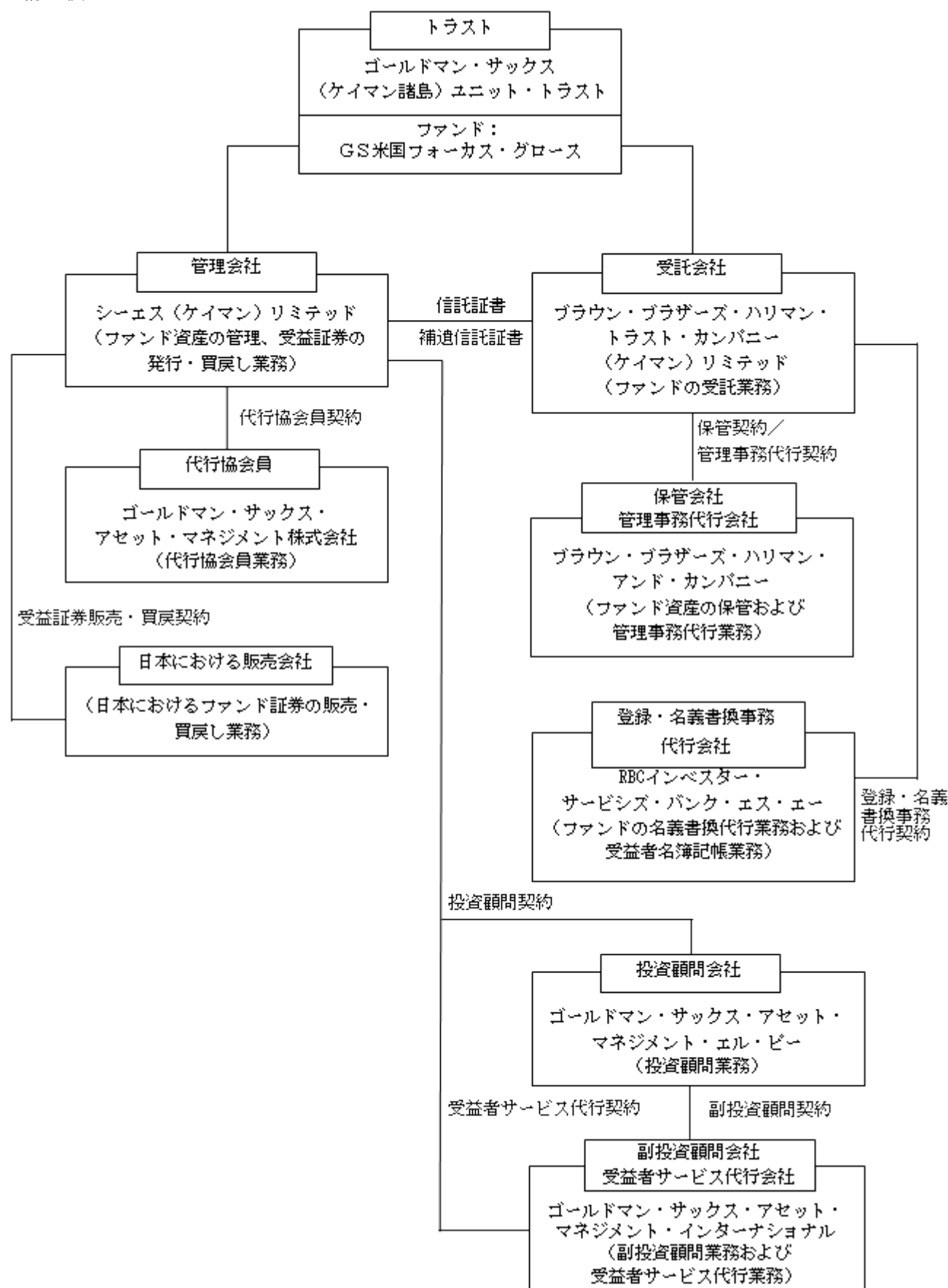
<訂正前>



2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。



<訂正後>



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

<訂正前>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シーエス（ケイマン）リミテッド (CS (Cayman) Limited)	管理会社	2013年3月11日付で信託証書を受託会社と締結（以下「信託証書」という。）。2015年6月10日付および2021年5月14日（効力発生日：2021年7月1日）の変更証書により改訂済。信託証書は、ファンド資産の管理・運用、クラス証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド (Brown Brothers Harriman Trust Company (Cayman) Limited)	受託会社	2013年3月11日付で信託証書を管理会社と締結。同日付で補遺信託証書を締結。2015年6月10日付および2021年5月14日（効力発生日：2021年7月1日）の変更証書により改訂済。信託証書は、ファンドの資産の管理・運用、クラス証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー (Brown Brothers Harriman & Co.)	保管会社 管理事務代行会社	2013年3月27日付で保管契約（注1）および管理事務代行契約（注2）を受託会社と締結。同契約は、ファンド資産の保管業務および管理事務代行業務について規定している。
RBCインベスター・サービス・バンク・エス・エー (RBC Investor Services Bank SA)	登録・名義書換事務代行会社	2013年3月27日付で登録・名義書換事務代行契約（注3）を受託会社と締結。同契約は、ファンドの受益証券の登録・名義書換事務代行業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.)	投資顧問会社	2013年3月27日付で投資顧問契約（注4）を管理会社と締結。同契約は、投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル (Goldman Sachs Asset Management International)	副投資顧問会社	2007年6月29日付で副投資顧問契約（注5）を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社	代行協会員	2013年6月28日付で代行協会員契約（注6）を管理会社と締結（2015年6月10日付変更契約により変更済）。同契約は、代行協会員業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・インターナショナル (Goldman Sachs International)	総販売会社 受益者サービス代行会社	2013年3月27日付で受益証券総販売契約（注7）を締結。同契約は、総販売会社としての業務について規定している。2013年3月27日付けで受益者サービス代行契約（注8）を管理会社と締結。同契約は、ファンドの受益者サービス代行業務について規定している。

- （注１）保管契約とは、受託会社によって任命された保管会社が、ファンド資産の保管業務の提供を約する契約である。
- （注２）管理事務代行契約とは、受託会社によって任命された管理事務代行会社がファンドの管理事務代行業務の提供を約する契約である。
- （注３）登録・名義書換事務代行契約とは、受託会社によって任命された登録・各名義書換代行会社が、ファンドの登録・名義書換事務代行業務の提供を約する契約である。
- （注４）投資顧問契約とは、管理会社によって任命された投資顧問会社が、ファンドに対し、投資運用サービスを提供することを約する契約である。
- （注５）副投資顧問契約とは、投資顧問会社によって任命された各副投資顧問会社が副投資運用業務を提供することを約する契約である。
- （注６）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、クラス証券１口当たり純資産価格の公表およびクラス証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する交付等、代行協会員業務を提供することを約する契約である。
- （注７）受益証券総販売契約とは、管理会社によって任命された総販売会社が、クラス証券の募集の目的で管理会社から交付を受けたクラス証券を適用法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。
- （注８）受益者サービス代行契約とは、管理会社によって任命された受益者サービス代行会社が、受益者サービス代行業務の提供を約する契約である。

2021年７月１日以降、以下の内容に更新される。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シーエス（ケイマン）リミテッド （CS (Cayman) Limited）	管理会社	2013年３月11日付で信託証書を受託会社と締結（以下「信託証書」という。）。2015年６月10日付および2021年５月14日（効力発生日：2021年7月1日）の変更証書により改訂済。信託証書は、ファンド資産の管理・運用、クラス証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

（後略）

<訂正後>

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
シーエス(ケイマン)リミテッド (CS (Cayman) Limited)	管理会社	2013年3月11日付で信託証書を受託会社と締結(以下「信託証書」という。)。2015年6月10日付および2021年5月14日(効力発生日:2021年7月1日)の変更証書により改訂済。信託証書は、ファンド資産の管理・運用、クラス証券の発行、買戻しおよびファンドの終了等について規定している。

(後略)

管理会社の概況

<訂正前>

(前略)

() 資本金の額(2021年4月末日現在)

払込済資本金の額 682,400米ドル(約7,433万円)

発行済株式総数 682,400株

授權株式数は、額面1米ドルの株式200万株に分割される200万米ドルである。

資本金の額は、変更される予定はない。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
 売買相場の仲値である、1米ドル=108.93円による。

(後略)

<訂正後>

(前略)

() 資本金の額(2021年7月末日現在)

払込済資本金の額 682,400米ドル(約7,472万円)

発行済株式総数 682,400株

授權株式数は、額面1米ドルの株式200万株に分割される200万米ドルである。

資本金の額は、変更される予定はない。

(注) 米ドルの円貨換算は、便宜上、2021年7月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信
 売買相場の仲値である、1米ドル=109.49円による。

(後略)

2 投資方針

(1) 投資方針

投資方針および投資ガイドライン

<訂正前>

ファンドは、主に、米国の企業を中心とした株式に投資することにより、長期的な投資目的の達成をめざすが、非流動証券、債務証券、米国以外の発行体の証券および米ドル以外の通貨で値付けされた証券に投資し、投資目的および投資制限に合致するその他の投資技法(オプション戦略を含む。)を活用することができる。ファンドが投資することができる証券および証書については、後記「(2)投資対象」に記載の通りであるが、後記「投資制限」に定める制限に服する点に留意のこと。

株式には、普通株式、優先株式、ワラントおよびその他の株式を取得する権利、米国預託証券(以下「ADR」という。)、ヨーロッパ預託証券(以下「EDR」という。)およびグローバル預託証券(以下「GDR」という。)を含むが、これらに限られないものとする。

ファンドは、原則として、常時15から20銘柄程度の投資ポジションを保有することをめざすが、実際に保有するポジションの数は、投資顧問会社が、関連あるとみなす要因(とりわけ、魅力的な投資機会の利用可能性および利用可能な現金を含む。)に基づき望ましいと判断する場合は常に、上記の範囲を超える可能性がある。

ファンドは、通常、証券の集中型ポートフォリオを保有することが規定されている。投資顧問会社が用いる投資手法は、原則として、独自のファンダメンタル・リサーチおよび財務分析に基づくものである。投資顧問会社は、ファンドのための投資銘柄を選択する際、通常、個別企業の選別を重視し(いわゆる「ボトム・アップ」投資)、特定の発行体の証券に投資するか否かを判断する際には、幅広い要因を考慮することができる。

さらに、ファンド投資顧問会社の単独裁量において、資金を1つまたは複数の投資対象に配分するまでの間、運営上の必要を満たし、流動性を保ち、ファンドの予想される買戻代金もしくは費用を調達するため、またはその他の目的のために、現金を保有するか、または現金残高を、適切と判断される時および適切と判断される金融商品(現金等価物および短期金融商品を含むがこれらに限られない。)に、投資することができる。

ファンドは、絶対収益追求型の投資対象であると考えられるべきではない。ファンドはロングに限定された投資アプローチをとるため、絶対収益追求型の投資対象とは分類されない。

借入れおよびレバレッジ

投資顧問会社は、通常、ファンドの投資方針でレバレッジを利用する予定はない。ただし、適用法により認められる範囲で、ファンドは、投資のため、運営上の必要性からまたはファンドの予想される買戻しもしくは諸費用の資金を調達するため行う場合を含むが、これらに限らず、投資顧問会社がその裁量により適切とみなす場合にゴールドマン・サックスまたはその他の当事者から借入れを行うことができる。

キャッシュ運用

ファンドは、投資顧問会社の単独裁量において、投資プログラムに含まれる投資を行うまでの間、予想される買戻代金、費用もしくはその他の運営上の必要を満たすための資金を調達するため、またはその他の目的のために、現金を保有するか、または現金残高を投資顧問会社が適切と判断する金融商品(現金等価物および短期金融商品を含むがこれらに限られない。)に投資することができる。

合同運用ビークル

ファンドは、自己の総資産(投資時点の市場価値を差し引いた上で測定される。)の5%を上限として、投資顧問会社またはその関連会社により管理されているか否かを問わない合同運用投資ビークル(あらゆるミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラストを含むがこれに限られない。)に投資することができる。かかる制限は、取引所に上場している上場投資信託(以下「ETF」という。)のうち、通常の市況下で当該取引所においていつでも取引可能なものには適用されない。ファンドは、現金管理の目的以外のために合同運用ビークルに投資することはない。現在、ファンドが投資する合同運用投資ビークルは、ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピー・エル・シーのサブ・ファンドであるゴールドマン・サックスUS\$リキッド・リザーブズ・ファンドのみとなることが予想されている。ファンドによるかかる投資信託への投資は、投資運用報酬の対象ではない株式クラスで行われるものの、ファンドは、かかる投資信託の投資者として、かかる投資信託のその他の費用のうち自己の配分可能額を負担する。

管理会社、投資顧問会社および受託会社の一定業務

管理会社、投資顧問会社および受託会社は各々、常に、ファンドの運用に際しファンドおよびその受益者に対する各々の義務を考慮する。管理会社および投資顧問会社は、ファンドの資産を自らの利益のためまたはファンドおよびその受益者以外の第三者の利益のためのみに投資しない。管理会社または投資顧問会社は、その時々管理会社および投資顧問会社としてのその資格またはその他の資格においてファンドとの間で取引を行うことができるが、当該取引は、管理会社および投資顧問会社の信託義務と合致し、ファンドの最善の利益となるものであり、かつ管理会社または投資

顧問会社のいずれか適切な者がその裁量で判断するところにより対等に交渉された通常の商業条件で実行されることを条件とする。

投資顧問会社は、管理会社との協議により、ファンドの投資目的、投資戦略、投資方針または投資制限をファンドの受益者にとって不利なものでない限り、ファンドの受益者の合意を得ることなく変更することがある。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

ファンドは、主に、米国の企業を中心とした株式に投資することにより、長期的な投資目的の達成をめざすが、非流動証券、債務証券、米国以外の発行体の証券および米ドル以外の通貨で値付けされた証券に投資し、投資目的および投資制限に合致するその他の投資技法(オプション戦略を含む。)を活用することができる。ファンドが投資することができる証券および証書については、後記「(2)投資対象」に記載の通りであるが、後記「投資制限」に定める制限に服する点に留意のこと。

(後略)

<訂正後>

ファンドは、主に、米国の企業を中心とした株式に投資することにより、長期的な投資目的の達成をめざすが、非流動証券、債務証券、米国以外の発行体の証券および米ドル以外の通貨で値付けされた証券に投資し、投資目的および投資制限に合致するその他の投資技法(オプション戦略を含む。)を活用することができる。ファンドが投資することができる証券および証書については、後記「(2)投資対象」に記載の通りであるが、後記「投資制限」に定める制限に服する点に留意のこと。

(後略)

(3)運用体制

<訂正前>

管理会社は、ファンドの運用を、投資顧問会社に委託している。

ファンドの運用は、投資顧問会社の米国株式運用チームが主に担当する。同チームは40年超の米国株式の運用実績があり、約363億米ドル(約4.0兆円)の資産を運用している。

(注)運用資産額は2021年3月末現在。米ドルの円貨換算は、2021年3月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.71円)による。

<訂正後>

管理会社は、ファンドの運用を、投資顧問会社に委託している。

ファンドの運用は、投資顧問会社の米国株式運用チームが主に担当する。同チームは40年超の米国株式の運用実績があり、約379億米ドル(約4.2兆円)の資産を運用している。

(注)運用資産額は2021年6月末現在。米ドルの円貨換算は、2021年6月末現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=110.58円)による。

3 投資リスク

(1) リスク要因

リスク要因

<訂正前>

(前略)

法務、税務および規制上のリスク、受益者に関する情報開示

法務、税務および規制上の変更は、ファンドの存続期間中に起こることも予想され、ファンド(ファンドがその投資目的を達成し、その投資戦略を遂行する能力を含む。)に重大な悪影響を及ぼすこともある。ドッド・フランク法の制定および欧州評議会のAIFM通達(それぞれ、以下に定義

する。)の採択を含む法律ならびに提案されている一部の法令により、ファンドの事業および営業に重大な変更が必要となるか、またはファンドにその他の悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、ドッド・フランク法ならびに関連するCFTCおよびSEC規則（これらの多くについて、未だに最終決定がなされていない。）により、スワップ市場は、一定のスワップ取引に関する中央集約的決済および執行の強制ならびにマージン規制の強化の可能性を含むがこれらに限られない大幅な規制に従うことになった。ドッド・フランク法に規制されるスワップ市場は、過去においてOTCデリバティブ市場として知られていたすべての市場を概ね含む。また、将来の法律により、ファンドに重大な税金その他の費用が生じ、または、ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更が必要となる可能性がある。これらの新規則は、費用増大、利鞘の縮小および投資機会の減少などをもたらす可能性があり、これらの事態はすべて、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

さらに、かかる法律（ドッド・フランク法および当該法律に基づき策定が必要になる規則を含む。）については重大な不確定要素があり、このため当該法律が最終的にファンドおよびファンドが直接または間接的に取引および投資を行う市場に及ぼす影響について完全には把握できない。当該不確定要素およびこの結果生じる混乱自体が、市場の効率的な機能および一部の投資戦略の成功に弊害をもたらす得る。ファンドの存続期間中に予想される法律、税制および規制上の変更に加えて、予測されない変更が行われる場合もある。ヘッジ・ファンド、投資アドバイザーおよびこれらが利用する投資商品（デリバティブを含むがこれに限られない。）に対する法律、税制および規制に関する環境は、常に変化している。さらに、ファンドの取引戦略遂行能力は、ゴールドマン・サックスのその他の活動のために賦課される要件（ゴールドマン・サックスがBHCとして規制を受けることを選択した結果として賦課される要件を含むが、これに限られない。）または一定の投資家もしくは一定のタイプの投資家によるファンドへの投資の結果として賦課される可能性のある要件などの規制要件の追加、またはファンドに適用される規制要件の変更により、悪影響を受ける可能性がある。この点については、下記「銀行持株会社としての規制」および下記「ボルカー・ルール」の項をご参照されたい。ゴールドマン・サックスおよび/またはファンドに適用ある現行規則への変更または新規則は、ファンドに重大な悪影響（ファンドに対する重大な税金もしくはその他の費用を課すこと、ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更を要求すること、またはファンドをその他の方法により制限することを含むが、これらに限られない。）を与える可能性がある。

米国を源泉とする利息または配当のファンドに対する一定の支払い（およびその他の類似の支払い）ならびに米国国税庁（United States Internal Revenue Service）（以下「IRS」という。）により今後制定される規則の外国金融機関による導入から2年後に外国金融機関またはその他の外国組織に対する一定の支払いが行われる場合、様々な報告要件が充足されない限り、当該支払金に30%の源泉徴収税が課せられる。特に、これらの報告要件は、ファンドがIRSに登録し、その受益者から一定の情報を入手し、ケイマン諸島税務情報当局またはIRSに当該情報の一部を開示する場合に充足される。要求された情報を提出しない受益者は、ファンドが支払う買戻金または配当金の全部または一部についてこの源泉徴収を課される可能性がある。ファンドがこの源泉徴収税を課されないという保証はない。受益者はこの源泉徴収税が与える可能性がある影響について自身の税務顧問に相談するべきである。

各投資予定者は、税法および税規則は常に変更されており、遡及的に変更される可能性もあることに留意するべきである。さらに、一部の税務当局による税法および税規則の解釈および適用は、明確性、一貫性または透明性に欠ける場合がある。税法における不確実性により、ファンドは、ファンドが最終的にかかる税債務を課されることを予想しない状況であっても、潜在的な税債務を計上することを要求される可能性がある。さらに、会計基準および/または関連する税金報告義務は変更される可能性があり、これにより追加の増加額および/またはその他の債務が生じる可能性がある。各投資予定者はまた、米国およびその他の地域における税法のその他の進展は受益者またはファンドに対する税効果に重大な影響を及ぼす可能性があること、ならびに、受益者はファンドに対して一定の追加の情報（これはIRSその他の税務当局に提供される場合がある。）を提供するよう要求される可能性があり、税法のかかる変更の結果としてその他の不利な影響を受ける可能性があることにも留意するべきである。

さらに、ファンド、投資顧問会社もしくはその関係会社、および/またはファンドもしくは投資顧問会社の業務提供会社もしくは代理人は、随時、ファンドが保有する投資対象、受益者の名称および受益権のレベルを含むが、これに限られないファンドおよび受益者に関する一定の情報を()開示当事者に対して管轄権を有し、もしくは管轄権を主張する法域の規制当局および税務当局、もしくはファンドが直接もしくは間接的に投資を行う法域の一もしくは複数の規制当局および税務当局、または()投資顧問会社もしくはその関係会社もしくはファンドの取引相手方もしくは業務提供会社に対して、開示するよう要請され、または、自らの単独の裁量により、開示するのが望ましいと判断することがある。取得申込契約の締結により、各受益者は、当該受益者に関するかかる開示につき合意したこととなる。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

法務、税務および規制上の変更は、ファンドの存続期間中に起こることも予想され、ファンド(ファンドがその投資目的を達成し、その投資戦略を遂行する能力を含む。)に重大な悪影響を及ぼすこともある。ドッド・フランク法の制定および欧州評議会のAIFM通達(それぞれ、以下に定義する。)の採択を含む法律ならびに提案されている一部の法令により、ファンドの事業および営業に重大な変更が必要となるか、またはファンドにその他の悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、ドッド・フランク法ならびに関連するCFTCおよびSEC規則(これらの多くについて、未だに最終決定がなされていない。)により、スワップ市場は、一定のスワップ取引に関する中央集約的決済および執行の強制ならびにマージン規制の強化の可能性を含むがこれらに限られない大幅な規制に従うことになった。ドッド・フランク法に規制されるスワップ市場は、過去においてOTCデリバティブ市場として知られていたすべての市場を概ね含む。また、将来の法律により、ファンドに重大な税金その他の費用が生じ、または、ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更が必要となる可能性がある。これらの新規則は、費用増大、利鞘の縮小および投資機会の減少などをもたらす可能性があり、これらの事態はすべて、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

(中略)

法律顧問

受託会社、ファンド、投資顧問会社、総販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問(以下「法律顧問」という。)を起用している。これらの者の代理につき、各法律顧問は、受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

受託会社、ファンド、投資顧問会社、日本における販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問(以下「法律顧問」という。)を起用している。これらの者の代理につき、各法律顧問は、受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

法務、税務および規制上のリスク、受益者に関する情報開示

法務、税務および規制上の変更は、ファンドの存続期間中に起こることも予想され、ファンド(ファンドがその投資目的を達成し、その投資戦略を遂行する能力を含む。)に重大な悪影響を及ぼすこともある。ドッド・フランク法の制定および欧州評議会のAIFM通達(それぞれ、以下に定義する。)の採択を含む法律ならびに提案されている一部の法令により、ファンドの事業および営業に重大な変更が必要となるか、またはファンドにその他の悪影響が及ぶ可能性がある。例えば、ドッド・フランク法ならびに関連するCFTCおよびSEC規則(これらの多くについて、未だに最終決定がなされていない。)により、スワップ市場は、一定のスワップ取引に関する中央集約的決済および執行の強制ならびにマージン規制の強化の可能性を含むがこれらに限られない大幅な規制に従うことになった。ドッド・フランク法に規制されるスワップ市場は、過去においてOTCデリバティブ市

場として知られていたすべての市場を概ね含む。また、将来の法律により、ファンドに重大な税金その他の費用が生じ、または、ファンドの組成もしくは運営方法の重大な変更が必要となる可能性がある。これらの新規則は、費用増大、利鞘の縮小および投資機会の減少などをもたらす可能性があり、これらの事態はすべて、ファンドのパフォーマンスに悪影響を与える可能性がある。

(中略)

法律顧問

受託会社、ファンド、投資顧問会社、日本における販売会社およびそれらの一部の関係会社は、助言を与える各法律顧問(以下「法律顧問」という。)を起用している。これらの者の代理につき、各法律顧問は、受益者を代表したことはなく、また代表するものではない。ファンドは、受益者を代表する独立した法律顧問を起用していない。

(後略)

潜在的利益相反

<訂正前>

ファンドに關係する利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「潜在的利益相反」において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社ならびにこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員を、総称して「ゴールドマン・サックス」という。)は、世界的なフルサービスの投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービスに係る業務を提供する組織であり、世界金融市場の重要な参加者である。そのため、ゴールドマン・サックスは、法人、金融機関、政府および個人を含む数多くの多様なクライアントに対して広範囲の金融サービス業務を提供している。ゴールドマン・サックスは、ブローカー・ディーラー、投資アドバイザー、投資銀行、引受業者、リサーチ提供会社、管理事務代行者、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、トレーダー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、清算代理人、貸主、取引相手方、代理人、プリンシパル、販売会社、投資家としてまたはアカウントもしくは会社もしくは関係のあるもしくは無関係の投資信託(合同運用投資ビークルおよびプライベート・ファンドを含む。)のためのその他の商業上の立場において行為する。こうした立場およびその他の立場でゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引においてクライアントおよび第三者に助言を行い、これらと取引を行い、またゴールドマン・サックスのアカウントならびにクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフのアカウントのために、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、指数、バスケットその他の金融商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有および推奨する。また、ゴールドマン・サックスは、グローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場その他の市場において、直接または間接的に利害関係を有している。一定の場合において、ゴールドマン・サックスは、以下に詳述するとおり、ファンドを含むアカウント(以下に定義する。)をして、ゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言するかまたはゴールドマン・サックスが直接もしくは間接的に利害関係を有する商品および戦略に投資させ、または、その他の方法によりアカウントがかかる投資を行うことを制限する。これに関して、その他のクライアントおよび第三者とのゴールドマン・サックスの活動および取引は、ファンドに不利益を与える形および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウントに利益をもたらす形でファンドに影響を及ぼすことがある。さらに、以下に記載するとおり、投資顧問会社は、そうすることがゴールドマン・サックスのかかる当事者との関係または事業取引に不利となる場合に、ファンドを代理して一定の措置を講じることまたは講じることの差し控えることの決定に関連して、ゴールドマン・サックスの関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。また、ゴールドマン・サックスの投資顧問業務のクライアントではない一定のその他の組織を代理するゴールドマン・サックスの行為に関連しては、かかる組織を一方として、アカウント(ファンドを含む。)を他方として、両者の間で、ファンドおよびその他のアカウントの間で発生する上記の利益相反と同一または類似の利益相反が生じる。上記の結果として生じる利益相反の管理において、GSAM LPIは、通常、受託者責任に服する。以下は、GSAM

LPおよびゴールドマン・サックスが、クライアント（ファンドを含む。）または自己のために行う第三者への助言またはこれらとの取引において得ることがある金銭上その他の利害関係に関する特定の利益相反および潜在的利益相反の説明である。「アカウント」とは、ゴールドマン・サックス自身のアカウント、ゴールドマン・サックスのスタッフが利害関係を有するアカウント、個別に運用されるアカウント（または個別のアカウント）を含むゴールドマン・サックスのクライアントのアカウント、および、ゴールドマン・サックスが後援し、運用し、または助言する各ファンドを含む合同運用投資ビークル（本「潜在的利益相反」の目的において、個別に、かつ、総称して、各ファンドまたはマスター・ファンドのその他のサブ・ファンドを意味する各ファンドを含む。）のアカウントを意味する。

本書における相反事項は、GSAM LPまたはゴールドマン・サックスが現在または将来において有する可能性のある金銭上その他の利害関係に関連する相反事項の完全な一覧または説明であることを意図したものではない。投資顧問会社およびゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反についての追加情報は投資顧問会社のフォームADVに記載されており、受益者となる予定の者はこれを受益証券購入前に検討すべきである。投資顧問会社のフォームADVのパート1およびパート2 Aの写しはSECのウェブサイト（www.adviserinfo.sec.gov）で入手することができる。投資顧問会社のフォームADVのパート2 Bの写しは、請求に応じて受益者および受益者となる予定の者に提供される。受益者はファンドに投資することによって、ゴールドマン・サックスに関する潜在的利益相反およびこのような利益相反に直面しながらファンドが運営されることを承諾したとみなされる。

受益証券の販売および投資機会の配分

ゴールドマン・サックスの金銭上その他の利害関係が、ゴールドマン・サックスによる受益証券の販売を促進させるインセンティブとなる可能性

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフは、ファンドの受益証券の販売促進について利害関係を有し、かかる販売から得る報酬はその他のアカウントの持分の販売に関する報酬よりも大きいことがある。したがって、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフには、その他のアカウントにおける持分に対して、ファンドの受益証券の販売促進に関する金銭上の利害関係を有することがある。

投資顧問会社はファンドのための投資運用行為につき成果ベースの報酬を受け取ることはないが、ファンドについて受領するものよりも多額の手数料その他の報酬（成果ベースの手数料および割当てを含む。）を受領するアカウントを同時に運用することがある。より多額の手数料その他の報酬の支払いがあるアカウントおよびファンドの同時運用により、投資顧問会社がより多くの手数料を受領する可能性のあるアカウントを選好するインセンティブを持つため、利益相反が生み出される。例えば、投資顧問会社は、成果ベースの手数料を支払うアカウントからより多額の手数料を得る可能性を前提として不十分な投資機会を配分する際、利益相反に直面することがある。こうした種類の利益相反に対処するため、投資顧問会社は方針および手続きを採用しており、これらに基づき投資顧問としての自己の義務および受託義務に一致すると考える方法で投資機会を配分する。下記「ファンドおよび他のアカウント間における投資機会および経費の配分」をご参照されたい。ただし、ファンドによる投資の利用可能性、金額、時期、構成または条件がその他のアカウントの投資およびパフォーマンスと異なることにより、その他のアカウントよりもパフォーマンスが低くなることがある。

ゴールドマン・サックスにおける仲介業者との金銭上その他の関係によって生じる販売のインセンティブおよびこれに関連する利益相反

ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ（投資顧問会社の従業員を含む。）は、アカウント（ファンドを含む。）に提供され、かつ、ファンドの販売に関連する業務に対し、便益を受け、手数料および報酬を得る。かかる手数料および報酬は、通常、当該アカウント（ファンドを含む。）の運用に関連して投資顧問会社に支払われる手数料から直接的または間接的に支払われる。さらに、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ（投資顧問会社の従業員を含む。）は、ファンドとの取引またはファンドのための取引を推奨し、またはこれらに従事する販売業者、コンサルタントおよびその他の者と関係（ファンドの関与の有無を問わない。また募集、仲介、投資顧問および

取締役として関わる関係を含むがこれらに限られない。)を有することがある。かかる販売業者、コンサルタントおよびその他の当事者は、かかる関係に関連して、ゴールドマン・サックスまたはファンドから報酬を受け取ることがある。こうした関係により、販売業者、コンサルタントおよびその他の当事者は、ファンドの販売促進をするインセンティブをもたらす利益相反を有する。

ゴールドマン・サックスおよびファンドは、ファンドの販売促進のために、認可ディーラー等の金融仲介機関および販売員に対して随時支払を行うことがある。上記の支払は、ゴールドマン・サックスの資産の中から、またはゴールドマン・サックスに支払われる金額の中から支払うことができる。上記の支払は、ファンドを強く奨励するインセンティブを当該者にもたらすことがある。ファンドおよび他のアカウント間における投資機会および経費の配分

投資顧問会社は、ファンドと同一のまたは類似する投資目的を有し、ファンドと同一の有価証券等の商品、セクターまたは戦略に対する投資またはこれらの売却を試みる複数のアカウント(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む可能性がある。)につき運用または助言をする。これによって、特にかかる投資機会の利用可能性または流動性が限られる状況(例えば、地方市場および新興市場、高利回り債、確定利付証券、規制を受ける業界、不動産資産、プライベート投資ファンドへの募集時の投資およびプライベート投資ファンドの売出時の持分、プライベート投資ファンドへの直接投資または間接投資およびプライベート投資ファンドと並行した共同投資、石油およびガス業界のマスター・リミテッド・パートナーシップへの投資ならびに新規株式公募/新規発行)では、潜在的利益相反が生じる。

潜在的利益相反に対処するため、投資顧問会社は、投資顧問会社が後援し、運用し、または助言するアカウントのポートフォリオ決定を下す投資顧問会社のスタッフが投資顧問会社の受託義務に準じてかかるアカウントのために投資決定を行い、かかるアカウント間において投資機会を配分することを定めた配分に関する方針および手続きを策定した。このような方針および手続きの結果として、限られた投資機会につき、特定のポートフォリオ運用チームが運用する適格なアカウント間に(投資顧問会社が決定した基準で)これを比例配分する場合もあるが、その他の場合には、かかる配分は比例的ではないことがある。

ファンドおよびその他のアカウントのための配分に関する決定は、一または複数の要因を参照して行う。要因には、アカウントのポートフォリオならびにその投資期間、投資目的(ポートフォリオ構築に関するものを含む。)、投資ガイドラインおよび投資制限(一部のアカウントまたは複数のアカウントにわたる保有に影響する法律上および規制上の制限を含む。)、顧客の指示、特定の戦略に対する様々な適正エクスポージャー水準を含む戦略の適合性およびその他のポートフォリオ運用上の留意事項、関連するファンドおよび該当するアカウントの予想される将来的能力、投資顧問会社の仲介に関する裁量の制限、現金・流動性のニーズおよびその他の留意事項、その他の適切な投資機会またはほぼ同様の投資機会の利用可能性(またはかかる利用可能性の欠如)、ならびにアカウント間でのベンチマーク要因およびヘッジ戦略の相違が含まれることがある。適格性の問題、評判の問題等も検討の対象となることがある。

一または複数のアカウントが、特定の取引戦略に焦点を当てた投資顧問会社の主要な投資ピークルとなる予定であるか、または特定の取引戦略に関して優先権を得る予定である場合、その他のアカウント(ファンドを含む。)は、かかる戦略にアクセスすることができないか、またはその他の場合よりもアクセスが制限されることがある。かかるアカウントが投資顧問会社以外のゴールドマン・サックスの部門により運用される限りにおいて、かかるアカウントは、投資顧問会社の配分方針に服しない。かかるアカウントによる投資は、ファンドの投資機会の利用可能性を低下させ、もしくは排除し、またはその他ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに、一または複数のアカウントが、特定の取引戦略もしくは特定の種類の投資に焦点を当てたGSAM LPの主要な投資ピークルとなる予定であるか、または特定の取引戦略もしくは特定の種類の投資に関して優先権を得る予定である場合、かかるアカウントは、一または複数の投資に関してかかるアカウントとともに投資する機会(以下「共同投資機会」という。)を得るアカウントまたはその他の個人に関し、個別の方針またはガイドラインを有する。そのため、一部のアカウントまたはその他の者は、通常ファン

ドが利用することができない共同投資機会への配分を受け、またはかかる共同投資機会に投資する権利を得る。

また、投資顧問会社は、投資顧問会社とは関係なく独自に投資決定を行うアカウントに対して投資に関する推奨を行うことがある。ある投資機会の利用可能性が限定される場合において、かかるアカウントがファンドと同時に、またはファンドより早く当該投資機会に投資する場合、投資顧問会社の投資配分に関する方針に関係なく、当該ファンドの当該投資機会の利用可能性は減少する。特定の場合、投資顧問会社にアカウントを保有していない個人または組織は、投資顧問会社と当該個人または組織の間に投資顧問関係がない場合であっても、当該個人または組織が投資顧問会社アカウントを保有しているかのように投資顧問会社から投資機会の配分を受け、投資顧問会社の配分手続の対象となる。かかる場合には、投資顧問会社が様々な業務(事業戦略および事業運営に関する管理業務およびその他の業務を含む。)を提供する特定の組織、アカウント(ファンドを含む。)が直接的もしくは間接的な利害関係を有する特定の組織、アカウント(ファンドを含む。)が取引関係もしくはその他の関係を有する特定の組織、および/または投資顧問会社もしくは投資顧問会社のスタッフが投資関連業務もしくはその他の業務(かかる業務には運営委員会または諮問委員会の委員を務めることが含まれることがある。)を提供する特定の組織が含まれるがこれらに限られない。かかる者または組織は、ファンドの投資目的または投資プログラムと同一であるか、または類似する投資目的または事業戦略を有していることがあり、ファンドと同一の有価証券またはその他の商品、セクターもしくは戦略への投資を行うか、またはかかる投資を売却することを目指すことがある。特定の投資機会がかかる者または組織およびファンドの双方にとって適切である場合(ファンドが当該者もしくは組織に対する利害関係を有するか、または当該者もしくは組織と関係を有する場合を含むがこれらに限られない。)があるが、当該投資機会は、投資顧問会社の配分に関する方針および手続きに従い、アカウントを保有していない者または組織に全部または一部が配分されることがある。さらに、規制上またはその他の考慮事項により、かかる者または組織が投資機会を得ることによって、ファンドがかかる者もしくは組織に対する利害関係を有するか、またはかかる者もしくは組織と関係を有する場合に、当該ファンドが同一の投資機会の配分を受ける能力を制限され、または限定されることがある。

投資顧問会社は、随時、新たな取引戦略を策定および実行するか、または新たな取引戦略および投資機会への参加を試みる。これらの戦略および投資機会は、かかる戦略または投資機会がアカウントの目的と一致する場合であっても、すべてのアカウントにおいて用いられず、またはかかる戦略および投資機会を使用するアカウントの間において比例的に用いられていない。さらに、他のアカウントの取引戦略に類似するか、またはこれと同一である、ファンドのために用いられる取引戦略は、時として実質的に異なる形で実施されることがある。例えば、ファンドは、取引戦略が同一もしくは類似の他のアカウントとは異なる有価証券もしくはその他の資産に投資するか、または同一の有価証券およびその他の資産に対してであってもかかる他のアカウントとは異なる割合で投資することがある。ファンドの取引戦略の実施は、様々な要因(アカウントの取引戦略の運用に關与するポートフォリオ・マネージャー、様々なポートフォリオ運用チームの配置場所に伴う時差、ならびに上記の要因および投資顧問会社のフォームADVのアイテム6(「成果ベースの手数料および並行運用 — アドバイザリー・アカウントの並行運用、投資機会の配分」)に記載される要因を含む。)に依拠する。

異常な市場環境の期間中、投資顧問会社が通常の取引配分に関する慣行とは異なった取扱いを行うことがある。例えば、レバレッジを掛けているアカウントおよび/またはロング・ショートのアカウントと並行して運用されることの多いレバレッジを掛けていないアカウントおよび/またはロング・オンリーのアカウントの運用に関して、このような異なった取扱いが生じることがある。かかる期間中、投資顧問会社は、配分(ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフが利害関係を有するアカウントに対する配分を含む。)の決定について統制の取れたプロセスの実施を図る。

GSAM LPおよびファンドは、様々な理由により、第三者から投資機会に関する通知を受領するか、または第三者からの投資機会に参加することを申し出ることがある。ファンドの投資の条件に基づき先買権または株主割当等の契約上の要件に従って投資機会を得る場合を除き、投資顧問会社は、

その単独の裁量により、当該ファンドがかかる投資機会に参加するか否かを決定し、投資家は、当該ファンドがかかる投資機会に参加すると期待すべきではない。一部またはすべてのアカウント(ファンドを含む。)には、随時、GSAM LP以外のゴールドマン・サックスの事業を通じて利用可能な投資機会が提供されることがある。

この点につき、ゴールドマン・サックスがかかる投資の条件および価格設定を管理するか、もしくはその他これらに影響を及ぼす限りにおいて、かつ/または、かかる条件および価格設定に関連してその他の便益を保持する限りにおいて、利益相反が存在する。ただし、GSAM LP以外のゴールドマン・サックスの事業は、ファンドに対して投資機会を提供する義務またはその他の責務を負っておらず、通常、ファンドに対して投資機会を提供することを予定していない。さらに、GSAM LP内の特定のポートフォリオ運用チーム内で調達された投資機会は、当該チームまたはその他のチームが運用するアカウント(ファンドを含む。)に配分されないことがある。また、一部のポートフォリオ運用チームは、アカウントのためにゴールドマン・サックスとの間で取引を行うが、その他のポートフォリオ運用チーム(ファンドのポートフォリオ運用チームを含む可能性がある。)はこれを行わない。そのため、一部のアカウントは、ファンドが利用することができない一定の投資機会(新規公開/新規発行およびその他の収益性の高い投資を含む。)の配分を受ける。ファンドまたはGSAM LPが運用するその他のアカウントに配分されない(または十分に配分されない)投資機会は、ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)が引き受ける(ゴールドマン・サックスのアカウントのために引き受ける場合を含む。)か、またはその他のアカウントもしくは第三者に提供されることがあり、ファンドは、当該投資機会に関連するいかなる補償も受領しない。投資顧問会社の配分方針に関する追加情報は、投資顧問会社のフォームADVのアイテム6(「成果ベースの手数料および並行運用 — アドバイザリー・アカウントの並行運用、投資機会の配分」)に記載されている。

上記の様々な留意事項により、ファンドがある投資機会の配分を受けない時に一部のアカウント(ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスのスタッフが利害関係を有するアカウントを含む。)が当該投資機会の配分を受ける場合、またはファンドが当該投資機会の配分を受けるが、その他のアカウントとは異なる条件(かかる条件は不利なものであることがある。)による場合が生じる。これらの留意事項が該当する場合、ファンドの戦略と同一または類似の戦略を用いる異なるアカウントのパフォーマンスに差異が生じることがある。

複数のアカウント(ファンドを含む。)は、特定の投資に参加するか、アカウントの運営もしくは運用に関連して適用される経費を負担するか、またはその他複数のアカウントに配分可能な費用もしくは経費(かかる費用または経費には、リサーチ費、技術費、債券保有者グループ、事業再編、集団訴訟およびその他の訴訟への参加に関する経費ならびに保険料が含まれることがあるがこれらに限られない。)を負担することがある。GSAM LPは、比例的にまたは別の方法により投資関連経費およびその他の経費を配分することがある。一部のアカウントは、個々のケースに応じて、当該アカウントの条件またはGSAM LPの決定によりかかる経費の割当額を負担せず、さらに、GSAM LPは、一部のアカウントとの間で、当該アカウントが負担する経費の金額(または特定の種類の経費の金額)に上限を設けることに合意しており、これにより、当該アカウントは、上記のとおり本来であれば負担したであろう経費の割当額の全額を負担しないことになる。そのため、他のアカウントが経費を一切負担しないか、または経費の割当額の全額を負担しない一方で、ファンドは、異なる金額または高額の経費を負担することにつき責任を負う場合がある。GSAM LPは、その単独の裁量により決定するとおり、一部のアカウントのためにかかる経費を負担し、他のアカウントのためには負担しないことがある。

投資顧問会社によるファンドの運用

ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する留意事項

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス内の異なる部門間において情報の共有に取り組むための一定の情報障壁その他の方針を確立している。情報障壁の結果として、投資顧問会社による顧客のための商取引(投資分野、銀行業務分野、プライムブローカレッジ分野およびその他

の一定の分野の取引を含む。)に関するゴールドマン・サックスの他の分野の一定の情報およびスタッフへのアクセスは、原則として禁止され、または限られており、また、投資顧問会社は、原則としてかかる他の分野が保有する情報による利益を受けながらファンドを運用することはしない。ゴールドマン・サックスは、そのプライムブローカレッジ事業およびその他の事業に基づく投資信託、市場および有価証券へのアクセス権およびこれらに関する知識により、ファンドがファンドにとって不利となる可能性のある方法で（直接的または間接的に）保有する種類の投資対象の持分に関する情報に基づく決定を下したり、またはかかる持分に関して行為を行ったり（もしくは行わなかったり）することがあり、投資顧問会社と情報を共有する義務またはその他の責務を負わない。

ただし、事業リスクおよびレピュテーション・リスクの管理目的のための場合を含む限られた状況において、かつ、方針および手続きに従い、情報障壁の一方の側のスタッフが情報障壁の反対側の情報およびスタッフに「壁を越えて」アクセスすることができる場合がある。投資顧問会社は、このように壁を越えるか否かを判断する際に利益相反に直面する。このように壁を越えることに関連して入手された情報は、投資顧問会社がファンドのために取引を行い、またはその他ファンドのために取引を実施する（壁を越えなくても本来投資顧問会社がファンドのために売買した可能性がある有価証券の売買を含む。）能力を限定し、または制限する可能性がある。上記により生じる利益相反を管理する際、投資顧問会社は、通常、受託者要件に服する。

また、情報障壁は、投資顧問会社内の一定の事業間にも存在し、情報障壁に関して、ならびにその他ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社に関して本書に記載される利益相反は、投資顧問会社内の事業にも該当する。投資顧問会社の一部のポートフォリオ運用チームが保有する情報により、投資顧問会社がファンドのための行為または取引を制限する場合（ファンドが当該情報を保有するチーム以外のポートフォリオ運用チームによって運用される場合を含む。）が生じることもある。

また、情報障壁の有無にかかわらず、ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスの取引活動、戦略もしくは見解に関する情報または他のアカウントのために用いた活動、戦略もしくは見解に関する情報をファンドの利益のために提供する義務またはその他の責務を負わない。さらに、投資顧問会社が、ゴールドマン・サックスおよびそのスタッフ、または投資顧問会社のその他の部門が開発したファンダメンタル分析および独自のテクニカル・モデルまたはその他の情報にアクセスすることができる限りにおいて、投資顧問会社は、かかる分析およびモデルに従ってアカウント（ファンドを含む。）のために取引を実施する義務またはその他の責務を負わない。ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社がファンドと一定の情報を共有しないことを選択する場合、ファンドは、ゴールドマン・サックスまたは投資顧問会社がかかる情報を提供した場合にファンドが下したであろう投資決定とは異なる投資決定を下すことがあり、当該投資決定はファンドにとって不利益なものとなる可能性がある。

投資顧問会社およびゴールドマン・サックスの様々な部門は、投資顧問会社およびゴールドマン・サックスの他の部門とは異なる見解を取り、異なる決定または推奨を行う。投資顧問会社内の様々なポートフォリオ運用チームが、ファンドとは異なる方法またはファンドに不利益な方法で、かかるチームが助言を行うアカウントに関する情報に基づく決定を下したり、またはかかるアカウントに関して行為を行ったり（もしくは行わなかったり）することがある。かかるチームは、ファンドのポートフォリオ運用チームと情報を共有しないことがあり（一定の情報障壁およびその他の方針による場合を含む。）、情報を共有する義務またはその他の責務を負わない。

ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックス・セキュリティーズ・サービスズ（以下「GSS」という。）と称する事業を営んでおり、これは、顧客（一もしくは複数のアカウントが投資する投資信託（合同運用投資ビークルおよびプライベート・ファンドを含む。）（以下「投資先ファンド」という。）またはアカウントが投資する市場および有価証券と関連することがある。）に対し、プライムブローカレッジ業務、管理事務代行業務およびその他の業務を提供するものである。GSSおよびゴールドマン・サックスの他の部門は、特定の市場、投資および投資信託の現状に関する情報ならびに投資顧問会社には入手不可能なファンド・オペレーターに関する詳細な情報に幅広くアクセスすることができる。さらに、ゴールドマン・サックスは、一または複数の投資先ファ

ンドのプライムブローカーとして行為することがあり、その場合、ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社には入手不可能な当該投資先ファンドの投資および取引に関する情報を入手する。これらの活動およびその他の活動により、ゴールドマン・サックスの諸部門は、市場、投資対象、ゴールドマン・サックスと関係を有するか、または関係を有しない投資アドバイザーおよび投資先ファンドに関する情報(かかる情報が投資顧問会社の知るところとなった場合、投資顧問会社は、アカウントが保有している投資対象の処分、保持もしくは買増しを行おうとするか、アカウントのために一定のポジションを取得しようとするか、またはその他の行為を行おうとする可能性のあるもの)を保有する可能性がある。ゴールドマン・サックスは、投資顧問会社またはアカウント(ファンドを含む。)の意思決定に関与するスタッフに対して、かかる情報を提供する義務またはその他の責務を負わない。

ファンドの投資対象の評価

投資顧問会社は、ファンドにおいて保有される有価証券および資産に関係する一定の評価業務を行う。投資顧問会社は、自己の評価方針に従ってかかる評価業務を行う。同一の資産につき、ゴールドマン・サックス内の他の部門またはユニットがこれを評価するのは異なる形で投資顧問会社がこれを評価することがあるが、それは、かかる他の部門またはユニットが、投資顧問会社とは共有していない情報もしくは投資顧問会社の情報とは異なる情報を有しているか、または投資顧問会社とは共有していない評価方法および評価モデルもしくは投資顧問会社の評価方法および評価モデルとは異なる評価方法および評価モデルを使用しているから等の理由による。特に、これは評価が困難な資産の場合に該当する。投資顧問会社は、様々なアカウントの同一の資産を異なる形で評価することもあるが、それは、それぞれの準拠契約に従って様々なアカウントが異なる評価ガイドライン(例えば、異なるアカウントに適用される特定の規制上の制限に関連するもの)に服しているから等の理由による。評価の差異は、アカウントの評価業務を行うために異なる第三者ベンダーが起用されること、異なる評価方針または評価手続を採用しているGSAM LP内の異なるポートフォリオ運用チームがアカウントにつき運用または助言を行うことその他が理由となって生じることもある。投資顧問会社は、評価が投資顧問会社の手数料その他の報酬に及ぼす影響を一般的な理由として、評価に関して利益相反に直面する。

ゴールドマン・サックスおよび投資顧問会社によるその他のアカウントのための行為

ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)、ゴールドマン・サックスが助言を提供するクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフは、ファンドの投資目的またはポートフォリオと類似するか、関連するかもしくは反対の投資目的もしくは投資ポートフォリオを有するアカウントに対して利害関係を有しており、かかるアカウントに助言を提供する。ゴールドマン・サックスは、当該アカウントから、ファンドから受領するより多額の手数料またはその他の報酬(成果ベースの報酬を含む。)を受領することがある。かかる場合、ゴールドマン・サックスは当該アカウントを厚遇するインセンティブを有する。さらに、ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)、ゴールドマン・サックスが助言を提供するクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフは、アカウントとの間で商業的取り決めまたは取引に従事(または従事を検討)する場合があります、および/またはファンドと同種の企業、資産、有価証券およびその他の証書における商業的取り決めまたは取引について競合する場合があります。かかる取り決め、取引または投資は、例えば、かかる活動に従事するファンドの能力を制限するか、または、かかる取り決め、取引もしくは投資の価格設定もしくは条件に影響を及ぼすことにより、ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。さらに一方でファンド、他方でゴールドマン・サックスまたは他のアカウントが、同一の有価証券に関して、異なる票を投じたり、異なる措置を講じたり、異なる措置を講ずるのを控えることもあり、これがファンドに不利益をもたらすことがある。さらに、以下に記載されるとおり、ファンドのための一定の行為についての実施または実施を控える決定に関連して、かかる決定がゴールドマン・サックスとある当事者との関係またはその他の事業取引に不利益をもたらす場合、投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスのかかる関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。

当該アカウントによる取引、当該アカウントへの助言および当該アカウントの行為(投資決定、議決および権利の行使に関連するものを含む。)はファンドが投資する企業、有価証券その他の資

産もしくは商品と同様か、または関係のある企業、有価証券その他の資産もしくは商品を伴うことがあり、当該アカウントがある戦略を行い、ファンドがそれと同一のまたは異なる戦略を実行することがあるが、いずれの場合も、ファンド(その取引または他の行為に従事する能力を含む。)に直接的または間接的に不利益をもたらすことがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ファンドとの取引を検討しているアカウントに助言を提供することがあり、ゴールドマン・サックスはファンドとの取引を遂行しないよう助言するか、またはその他潜在的取引に関連して、ファンドに不利益な助言をアカウントへ提供することがある。さらに、ファンドが有価証券を購入し、アカウントが同一有価証券または類似証券のショート・ポジションを構築する場合がある。このショート・ポジションは、ファンドが保有する有価証券の価格を低下させるか、当該有価証券の価格の下落から利益を得よう意図されている場合がある。ファンドは、ファンドがショート・ポジションを構築し、その後アカウントが同一有価証券または類似証券にロング・ポジションを構築する場合、同様に悪影響を受ける可能性がある。さらに、ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)は、アカウント(ファンドを含む。)のために特定証券に関連する株主集団訴訟または類似する事象に関連して届出を行うが、同一証券を保有しているか保有していたか、または同一発行体の資本構成の異なる部分に投資されているかもしくは信用を供与した別のアカウント(ファンドを含む。)のためには、当該届出を行わない場合がある。逆に、ゴールドマン・サックスは、ファンドのために当該届出を行うが、他のアカウントのためには当該届出を行わない場合がある。ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)またはアカウントを一方とし、ファンドを他方として行われる、一発行体の資本構成の異なる部分への投資および信用の供与に関連する追加的利益相反については、下記「ゴールドマン・サックスがファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する可能性—発行体の資本構成における異なる部分に対する投資およびこれに関する助言」を参照のこと。

ファンドは、様々な取引相手方と直接または間接的に取引を行う予定である。かかる取引相手方の一部は、GSAM LPまたはその他のゴールドマン・サックスの事業体によって運用されるその他のアカウントとの取引にも関与する。例えば、ファンドが取引相手方から資産を直接または間接的に購入し、これと同時に当該取引相手方(またはその関連会社)が別のアカウントからの別資産の購入につき交渉を行っていることがある。これにより、特に売却の条件および購入価格に関して潜在的な利益相反が生じる。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウントによる資産の売却に関して手数料その他報酬を受領することがあり、これにより、ファンドが購入者である取引におけるかかる資産のより高額な購入価格を交渉するためのインセンティブが生じる。かかる潜在的な利益相反に対処するために、GSAM LPは、かかる状況において、一切の取引がGSAM LPの受託者義務に準拠することを確保するための方針および手続きを実施する。

ファンドおよびゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)が運用する他のアカウントは、同一の発行体または提携関係のない投資アドバイザーとの投資について異なる権利を有するか、流動性に関する権利を含むがこれに限られない異なる権利を持つ同一発行体の異なるクラスへ投資することがある。かかる他のアカウントのためのゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)による権利の行使の決定は、ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

受益者は、複数の異なるゴールドマン・サックスの事業(ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エル・エル・シーおよびGSAM LPを含む。)を通して助言サービスの利用を提供される場合がある。ゴールドマン・サックス内の様々な助言事業は、異なる戦略に従いアカウントを運用し、さらに同一戦略もしくは類似する戦略に異なる基準を適用し、同一の発行体もしくは有価証券または他の投資対象について異なる投資見解を有することがある。同様に、投資顧問会社内の一定の投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーは、同一の発行体または有価証券について異なるまたは相反する投資見解を有することがあり、ファンドの投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーがかかるファンドについて構築するポジションは、投資顧問会社の他の投資チームまたはポートフォリオ・マネジャーが助言するアカウントの利益および活動と整合しないかまたはこれらによって悪影響を受けることがある。調査、分析または見解は、様々な時点でクライアントまたはクライアント候補者に提供される。ゴールドマン・サックスは、特定の時点または一般に公表する

前にファンドに対して調査・分析を提供する義務またはその他の債務を負わない。投資顧問会社は、ファンドのために投資決定を下すことに責任を負っているが、かかる投資決定はゴールドマン・サックスがその他のアカウントのために行う投資決定または推奨とは異なり得る。

ゴールドマン・サックスが、自らまたはそのクライアント(アカウントを含む。)のために実行または推奨する取引の時期は、ファンドにマイナスの影響を及ぼすか、または、一定のその他のアカウントに利益をもたらすことがある。例えば、ゴールドマン・サックスが一または複数のアカウントのために、投資決定または投資戦略を、同様の投資決定または投資戦略がファンドのためになされる前後またはそれと同時期に実行した場合(当該投資決定が同一のリサーチ分析またはその他の情報に基づくか否かを問わない。)、かかる実行により、市場インパクトまたはその他の要因に起因して、流動性制限が生じるか、または、ファンドが良好な投資成果もしくは取引成果を得られない、もしくは負担する費用が増加することがある。同様に、ゴールドマン・サックスは、それによりファンドの有価証券が購入(または売却)され、他のアカウントが既に保有している当該有価証券の価値が増加する(またはかかる他のアカウントが購入予定である当該有価証券の価値が下落する)結果となりうる投資決定または戦略を実行し、かかるその他のアカウントに利益が生じることがある。

ゴールドマン・サックスはその裁量により、一定の場合において、ファンドが、()ゴールドマン・サックスの元従業員、()ゴールドマン・サックスまたは他のアカウントの関連会社もしくは他の投資先企業、()ゴールドマン・サックスの従業員の家族構成員および/もしくは親戚ならびに/またはそれらの一定の投資先企業、または()アカウントの投資者、ゴールドマン・サックスまたはアカウントの投資先企業もしくは業務提供者と上記以外の関連性を有する者との継続的な事業取引、取り決めまたは契約を行うよう推奨する。ファンドは、かかる取引、取り決めまたは契約のコストを直接または間接的に負担する場合がある。これらの推奨およびかかる取引、取り決めまたは契約の継続に関する推奨は、利益相反を生み、ゴールドマン・サックスとかかる者との関係性による様々なインセンティブに基づいている可能性がある。特に、ファンドのために行われし、決定を行う際、投資顧問会社は、かかる者とゴールドマン・サックスとの関係および事業取引の維持におけるゴールドマン・サックスの利益を考慮する可能性がある。その結果、投資顧問会社は、ファンドのための一定の行為の実施もしくは実施を控えることの決定に関連して、かかる決定がゴールドマン・サックスとかかる者との関係またはその他の事業取引に不利益をもたらす場合、ゴールドマン・サックスのかかる関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。

投資顧問会社は、投資顧問会社のスタッフおよび投資顧問会社を支援するゴールドマン・サックスの特定の追加スタッフが、適用ある米国証券法に従い、個人の有価証券取引を行う際にクライアントの利益を第一に据える旨を規定するために考案された米国投資顧問法ルール204A-1に基づいた倫理規定(以下「倫理規定」という。)を採用している。倫理規定は、利益相反を回避するため、倫理規定被適用者の個人口座における有価証券取引について一定の制限を課している。倫理規定の制限に従って、倫理規定被適用者は、有価証券その他の投資対象(ファンドへの投資を含む。)を自己勘定で売買することができ、またファンドが(直接または間接的に)取るポジションと同様のポジション、当該ポジションとは異なるポジション、または当該ポジションとは違う時期に建てられるポジションを取ることができる。さらに、ゴールドマン・サックスの全スタッフ(投資顧問会社のスタッフを含む。)は、機密および専有の情報、情報規制、民間投資、外部での事業活動および個人取引に関する全社員対象の方針および手続きに従う。

追加投資に関する潜在的相反

投資顧問会社は、一定のアカウントが既に投資している企業に投資する機会をアカウント(ファンドが含まれる可能性がある。)に随時、提供する。当該追加投資は、新規投資およびアカウント(ファンドを含む。)間における投資機会の割当の条件決定など、利益の相反を創出する可能性がある。ファンドが発行体に既存の投資を行っていない場合でも、ファンドは追加投資機会を利用することができ、その結果、ファンドの資産が他のアカウントに価値を提供するか、その他の方法で他のアカウントの投資対象を支援する可能性がある。またアカウント(ファンドを含む。)は、他のアカウントが既に投資しているか、今後投資する企業に関連するリレバレッジ、資本再構成およ

び類似する取引に参加することがある。これらおよびその他の取引における利益相反は、企業に既存の投資を行っているアカウント（ファンドを含む。）と当該企業に対して後続して投資を行うアカウントとの間で、両アカウントが、価格決定およびその他の条件について相反する利益を有する可能性があることから生じる。後続する投資により、既に投資されたアカウント（ファンドを含む。）の利益が希薄化されるか、またはその他不利な影響を受けることがある。

受益者の多様な利害関係

適用ある範囲において投資顧問会社およびその関連会社を含む、ファンドの様々な種類の投資家および受益者は、ファンドの持分について、対立する投資、税金およびその他の利害関係を有することがある。ファンドに関する投資を検討する際、投資顧問会社は通常、特定の投資家または受益者の投資目的ではなく、ファンドの投資目的を検討する。投資顧問会社は、ある種類の投資家もしくは受益者にとって他の種類の投資家または受益者より有益な、または投資顧問会社およびその関係会社にとって投資顧問会社と関連のない投資家もしくは受益者より有益な、税務関連事項に関連するものを含む決定を随時下す。さらに、ゴールドマン・サックスは源泉徴収義務者としての場合を含め、ファンドが保有するポジションに基づく一定の税務リスクに直面する。ゴールドマン・サックスは、このような場合にファンドまたは他のアカウントに不利益な行為（実際の、または潜在的税金債務を負担するための金額を差し引くことを含む。）を、自らおよびゴールドマン・サックスの関係会社のために実施する権利を留保する。

マルチ戦略に関する取り決め

GSAM LPIは、マルチ戦略またはマルチ・アセット・クラス投資プログラムの一部として、GSAM LPのプラットフォームの商品の範囲で出資を約束する、特別な取り決めを投資家と締結することがある。かかる投資プログラムは、当該投資家のファンドに対する出資約束金が他の投資家のファンドに対する出資約束金より少ないことがあるにもかかわらず、優先条件（投資プログラム全体に適用された場合にファンドの投資家に通常適用されるものより低い可能性がある混合手数料および成功報酬レートを含む。）を含むことがある。当該投資家との特別な取り決めはまた、ファンドの他の投資家に適用される条件より有利な条件の共同投資に係る権利を含むことがある。

サイド・レターまたは類似する取り決め

投資顧問会社は、適用法およびGSAM LPの方針に従い、他の投資家の承認または決議なしに、非公開サイド・レターまたは類似の契約もしくは他の取り決めを特定の投資家と締結し、それにより当該投資家に適用される経済的、法的またはその他の条件を変更、修正または補足する。投資顧問会社は、非公開サイド・レターまたは類似の契約もしくはその他の取り決めを通じてカスタマイズされた条件をファンドの投資家に付与するか否かを決定するにあたり、多くの要因を検討し、優先的条件を受ける投資家は、(a) ファンドに対して比較的大量の申込みを行ったか、行うことを提案した投資家、(b) ファンドにレバレッジを提供する投資家、(c) ゴールドマン・サックスとの間でマルチ戦略、マルチ・アセット・クラスまたはマルチ商品投資プログラムを有する投資家、(d) 特定の法律、税務もしくは規制上の地位または適用を受けるその他の要件もしくは方針に従う投資家および(e) GSAM LPがその裁量により合理的と考える他の基準に適合する投資家を含む。これらの契約には、とりわけ以下が含まれる。（ ）申込みの量または時期に基づく様々な経済的取り決め、（ ）投資家一般が受領する情報および報告に加えて、またはそれらより迅速に、カスタマイズされた情報および報告を受領する特定の投資家、（ ）特定の投資家の代理人に投資顧問委員会の一員となる許可を付与し、投資顧問委員会に外部のカウンセルその他のアドバイザーの雇用を許可する合意、（ ）ファンドの持分を販売または譲渡する権利、（ ）該当する場合において、ファンドによって分配される有価証券またはその他の資産の転売の補助、（ ）特定の税務、法務、規制上もしくは公的方針またはその他の留意事項を遵守するために必要な規定、（ ）該当する場合において、特定の投資に適用される不参加もしくは排除権またはファンドからの買戻権（適用ある場合、将来の投資について、他の投資家の持分割合および、他の投資家の出資義務を増加させ、ファンド全体の規模を減少させることがある。）、（ ）共同投資機会の提供または共同投資機会における持分の確認、（ ）一定の機密保持義務の免除および投資先投資家、公衆または規制当局に一定の情報を開示する権利、（ ）該当する場合、ファンドの義務に関連して当該投資家が返還しな

くてはならない分配に関する要件、(xi) ファンドにレバレッジを提供する一定の投資家に対する追加的権利または条件、(x) 取得申込契約の変更、(x) 投資家の補償義務に関する異なる取り決め、(x) 受益者が第三者（貸付人を含む。）に提供することを要求される可能性がある情報および文書に関連する一定の義務の放棄または変更、ならびに(xv) 投資者の不参加または不履行による不足額補填のために要求される資金の上限。

戦略的取り決め

GSAM LPIは、アカウントの既存の投資者または第三者との間で、かかる投資者に、GSAM LPおよびその関連会社と共に複数のアカウントにおいてかつ有利な条件で投資する機会を与える戦略的関係を締結する。かかる戦略的関係は、一定のアカウント（ファンドを含む。）に対する補完を意図するものではあるが、アカウントに投資機会の共有を求め、または本来アカウントが得られたであろう投資機会の金額の制限を求めることがあり、潜在的な共同投資機会に対して悪影響を与える可能性がある。さらに、かかる関係は、一定のリスクおよび利益相反をもたらすと予想でき、アカウント（ファンドを含む。）への投資機会または減額手数料もしくは無手数料による特定の投資、トレーニングの機会、投資家諮問委員会の代表もしくは共同投資機会への参加の提供など、ファンドの他の投資家に付与される条件より有利な条件を含む。

業務提供会社の選任

ファンドは、一定の場合にゴールドマン・サックスおよびその他のアカウントにも業務を提供する業務提供会社（弁護士およびコンサルタントを含む。）を使用する予定である。

さらに、GSAM LP、ファンドまたはその投資先企業への特定の業務提供会社は、GSAM LPまたはその他のアカウントの投資先企業もしくは他の関連会社でもある（例えば、ファンドが他のアカウントの投資先企業を使用している場合がある）。投資顧問会社は、専門知識および経験、関連もしくは類似する商品に関する知識、サービスの質、市場における評価、投資顧問会社、ゴールドマン・サックスまたはその他との関係、ならびに価格を含む多くの要素に基づきこれらの業務提供会社を選任する予定である。これらの業務提供会社は、ゴールドマン・サックス（そのスタッフを含む。）との間に事業、財務その他の関係を持つ（GSAM LP、ゴールドマン・サックスまたはアカウントの投資先企業またはその他の形態で関連する企業であることを含む）。これらの関係は、投資顧問会社によるファンドのための業務提供会社の選任に影響することがある。かかる状況において、ファンドがこれらの業務提供会社を使用しないこと、または使用を継続しないことを決定する場合、（ファンドのために行為する）ゴールドマン・サックスとファンドの間、またはファンドと他のアカウントとの間で利益相反が生じる。ファンドに対する一定の業務提供について、投資顧問会社は、一または複数の第三者をしてかかる業務を提供させるのではなく、自らこれを提供し、または投資顧問会社の関連会社をして提供せしめることを、その単独の裁量により決定することがある。ファンドの条件に従い、投資顧問会社またはその関連会社は、かかる業務提供に関連して報酬を受領する。そのため、投資顧問会社は、ファンドへの業務提供会社の選任において、利益相反に直面する。さらに、投資顧問会社は、その単独の裁量により、投資顧問会社がその投資顧問業務に関してファンドに従前に提供していた業務をファンドに提供するために、第三者の業務提供会社を使用することを決定することがある。かかる場合において、ファンドは、投資顧問会社に支払うべき報酬に加えて当該業務提供会社が請求する手数料を負担する。上記にかかわらず、ファンドの業務提供会社の選任は、ファンドに対する投資顧問会社の受託義務に準じて実施される。投資顧問会社によって選任された業務提供会社は、提供された特定のサービス、サービスを提供するスタッフ、提供された業務の複雑性またはその他の要因に基づき様々な業務受領者に異なる料率で請求を行う。そのため、これらの業務提供会社についてファンドが支払う料率は、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）が支払う料率より、有利または不利となることがある。さらに、GSAM LPまたはファンドが支払う料率は、ゴールドマン・サックスの他の部門またはゴールドマン・サックスの他の部門が運用するアカウントが支払う料率より、有利または不利となることがある。ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）、そのスタッフおよび/またはアカウントは、ファンドが通常、投資する事業体に業務を提供する企業に投資することがあり、適用法に従い、GSAM LPIは、ファンド

によって保有される有価証券を発行した事業体に対し、当該企業の業務について言及または紹介することがある。

ゴールドマン・サックス・マネー・マーケット・ファンドへの投資

適用法によって認められる範囲内で、ファンドは、ゴールドマン・サックスがスポンサーとなり、運用し、または助言を提供するマネー・マーケット・ファンドに投資することができる。ファンドが投資顧問会社に支払う顧問報酬は、適用法により要求される場合を含む特定の場合を除き、当該マネー・マーケット・ファンドの運用者であるゴールドマン・サックスにファンドが支払う報酬により減額されることはない(すなわち、上記の投資に伴い、ファンドの投資家の当該マネー・マーケット・ファンドへの資産の直接的なアロケーションに関して発生するものではない、「報酬の二重負担」が発生する)。上記による場合および業務提供に関連してゴールドマン・サックスが何らかの手数料またはその他の報酬を受領した場合等においても、ファンドに対して説明を行い、または返金を行う必要は生じない。

ゴールドマン・サックスのインソースとアウトソース

適用法に従って、ゴールドマン・サックス(投資顧問会社を含む。)は、適宜、投資家に対して通知を行うことなく、管理事務代行会社等の立場においてファンドに対して提供する様々な業務に関する作業または機能の一部について、社内で行うか、または外注することができる。このようなインソースまたはアウトソースは、さらなる利益相反を引き起こすことがある。

現金以外の資産の分配

受益証券の買戻しに関して、投資顧問会社は、特定の状況下で、買戻しを許可または制限するか否か決定する裁量を有することがあり、ならびに、適用法によって認められる場合および投資顧問会社が、買い戻された受益証券について現金で買戻代金を支払うために最善の努力を払う責任があることを条件として、有価証券またはその他の資産の形で買い戻された受益証券について買戻代金を支払うか否か、およびこの場合には当該買戻代金の構成を決定する裁量を有することがある。かかる決定を下す際、投資顧問会社は、受益証券の買戻しを要求する受益者およびその他の受益者に対して、潜在的に相反する二分した状態の忠実義務および責任を負うことがある。

ゴールドマン・サックスがファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する可能性

貸付およびローン・シンジケーションに関する潜在的利益相反

ゴールドマン・サックスは、レバレッジド・ファイナンス市場を含む債券市場で活動し、資金調達、資本増強およびその他の取引のため、シンジケート・ローン市場およびハイ・イールド市場でシニアおよびメザニン・ファイナンスの積極的アレンジャーとして行為する。ファンドは、ゴールドマン・サックスがアレンジャーとして行為し報酬を受領する取引に投資することがある。一定の場合には、ファンドは、ローンおよび/または債務証券を購入し、ボロワーから直接、表明および保証を受ける一方で、他の場合において、ファンドはゴールドマン・サックスの私募目論見書またはその他に依拠する必要がある、当該ローンおよび/または債務証券を当該ローンの他の購入者とは異なる時期および/または条件で購入することがある。ファンドが当該ローンをゴールドマン・サックスから購入し、ゴールドマン・サックスが当該ファンドへのかかるローンおよび/または債務証券販売についてボロワーまたは発行体から報酬を受領する場合、一定の利益相反が生じることがある。

発行体の資本構成における異なる部分に対する投資およびこれに関する助言

一方でゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)またはアカウントが、および他方でファンドが、単一の発行体の資本構成の異なる部分に投資または融資を行う場合がある。

この結果、ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)またはアカウントは、ファンドに悪影響を及ぼす行為を行うことがある。さらに、場合によっては、ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)はアカウントに対し、ファンドが投資するのと同じ発行体の資本構成の異なる部分、または劣後もしくは優先するクラス証券について助言することがある。

ゴールドマン・サックス(GSAM LPを含む。)は、ファンドが投資している発行体について自らもしくは他のアカウントのために、権利を追求し、助言を提供し、またはその他の行為に関与するか、

または権利の追求、助言の提供もしくは他の行為への関与を行わないことがあり、当該行為（または行為を行わないこと）は、ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

例えば、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントが、ファンドがある発行体に対して有する資産に優先する、同一発行体の資本構成におけるローン、証券またはその他のポジションを保有し、発行体が財務上、または経営上の問題を有する場合、自らまたはアカウントのために行うゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）は、ファンドが発行体に対して有する資産の利益に悪影響を及ぼすか、その他利益が相反する可能性がある、当該発行体の清算、組織再編もしくは業務再編、または上記に関連する条件を求めることがある。当該清算、組織再編もしくは業務再編に関連して、ファンドが発行体に対して有する資産は、消滅するか、大幅に希薄化することがある一方、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）または別のアカウントは、それらに発生する金額の一部もしくは全部の回収金を受領することがある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントが参加する発行体に関する貸付契約に関連して、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントは、ファンドにとって不利益となる、該当するローン契約またはその他の書類に基づく権利の行使をすることがある。または、ファンドが、他のアカウントが保有するポジション（GSAM LPを含む、ゴールドマン・サックスのポジションを含むことがある。）と比較して、財政上またはその他の問題を抱える発行体の資本構成に、優先するポジションを保有する場合、投資顧問会社は、当該ファンドが利用可能な措置および救済策を実施しないこと、または、優先順位が低いポジションを保有するアカウントにとって不利になり得る特定の条件を実施しないことを決定することがある。さらに、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントが、ファンドがローン、債券もしくはその他の信用関連資産または証券を保有する発行体の議決権付証券を保有する場合、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントは、当該ファンドが保有するポジションに悪影響を与える形で、一定の案件について投票することがある。逆に、ファンドは、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントが信用関連資産または証券を保有する発行体の議決権付証券を保有することがあり、投資顧問会社は、ファンドに代わり、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）またはアカウントに不利な形で投票しないことを決定することがある。最後に、ゴールドマン・サックスは、ファンドが保有するポジションに悪影響を与える可能性がある行為または取引の従事をゴールドマン・サックスに行わさせる発行体、当該発行体の信用関連資産もしくは証券の他の保有者、または他の取引参加者との関係もしくはその他のビジネス取引を有することがある。

これらの潜在的問題は、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）が、ファンド、およびゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）または他のアカウントが、単一の発行体の資本構成の異なる部分に投資するか、融資をしている場合に直面する利益相反の例である。ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）は、特定の状況に基づきこれらの問題に対処する。例えば、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）は、様々なゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）のビジネス・ユニットまたはポートフォリオ運用チーム間における情報障壁に依拠することを決定することがある。ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）は、ファンドに代わり自ら行為するよりも、またはこれに関連して、類似する立場にあるローン保有者または証券保有者の行為に依拠することを決定することがある。上記の様々な利益相反および関連ある問題、ならびに利益相反が必ずしも、ファンドの利益になるよう解決されとは限らないことにより、ファンドは、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）および他のアカウント（GSAM LPがスポンサーとなる、運用または助言されるアカウントを含む。）が一般的にまたは同一発行体における特定の保有資産に関して利益を実現している期間中に、損失を被るか、上記の利益相反が存在しない場合より低い収益を達成するか、または高い損失を被る可能性がある。上記のマイナス効果は、小型株、新興市場、ディストレスト戦略または流動性が低い戦略における取引、またはこれらのファンドによる活用に関連してより顕著になる場合がある。

本人取引とクロス取引

適用法および投資顧問会社の方針で認められる場合、ファンドのために行う投資顧問会社は、ゴールドマン・サックスとの、もしくはゴールドマン・サックスを通じた、または投資顧問会社もしくはその関係会社が運用するアカウントにおいて、有価証券およびその他の商品の取引を行うことができ、ファンドをして、投資顧問会社が本人として自己のために行う取引(本人取引)、投資顧問会社が取引の両当事者に助言を行う取引(クロス取引)および投資顧問会社が取引の一方の当事者であるファンドと取引の相手方当事者である証券取引口座のブローカーを務め、両方から手数料を受け取る取引(代理人クロス取引)に従事せしめることができる(が、その義務もしくはその他の責務はない。)。ファンドのためにこれらの取引に従事するためのGSAM LPによる決定を制限するおそれのあるこれらの取引に関する潜在的利益相反、規制上の問題またはGSAM LPの内部規則に含まれる制限がある。ゴールドマン・サックスが特定の市場における唯一または数名の参加者の一人であるか、当該参加者のうち最大規模の一つであるなど一定の状況において、当該制限は、ファンドによる投資機会の利用可能性を排除または低減させるか、当該投資機会に関連する取引が実施される価格または条件に影響することがある。

さらに、クロス取引は、アカウントによる投資資産の取得後に他のアカウントに共同投資機会を提供する事に関連して生じることがある。この場合、共同投資機会を提供されるアカウントは、通常、別アカウントによって取得される投資資産の一部を購入する。アカウント(ファンドを含む。)が共同投資機会に関連して投資資産を取得する際の価格はコストに基づき、利息部分を含むことも含まないこともあり、売り手であるアカウントによる取得後における投資資産の価額調整を反映することがある。さらに、クロス取引は、GSAM LPがアカウントに、別のアカウントから一または複数のポートフォリオ企業における持分の全部または一部を取得せしめる(新アカウントがGSAM LPによってこの目的のためだけに設立される場合を含む。)か、アカウントの既存のポートフォリオ企業を別アカウントのポートフォリオ企業と併合せしめる場合に生じることがある。当該取引は、GSAM LPが当該取引の各サイドにおけるアカウントおよび/またはポートフォリオ企業を支配しているため、利益相反にいたることがある。

一定の場合、ゴールドマン・サックスは、適用法に許可される範囲内で、「リスクレス・プリンシパル」としてアカウントのために証券の売買を行う。例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント(ファンドを含む。)がこれらの証券の購入に関心があることを承知の上で、第三者から当該証券を購入し、即座に当該アカウントに購入した証券を売却することがある。さらに、一定の場合に、アカウント(ファンドを含む。)は、適用ある現地規制要件を遵守するため、ゴールドマン・サックスにプリンシパルとして証券を購入し、アカウントに参加権または類似する持分を発行するよう要求することがある。

ゴールドマン・サックスは、かかる取引において(当該取引を行うことの決定ならびに評価、ブライシングおよびその他の条項に関連するものを含む。)当事者に対して潜在的に相反する二分した状態の忠実義務および責任を負うことがある。投資顧問会社は、かかる取引および利益相反に関する方針および手続きを策定している。しかしながら当該取引が実施されること、または当該取引が当該取引の当事者であるファンドに最も有利な方法で実施されるという保証はない。クロス取引は、アカウントが取得するマーケットセーピングスの相対的金額のため、ファンドを含む他のアカウントと比較して一部のアカウントに利益が偏ることがあり、クロス取引は、当該アカウントに適用される様々な法的小および/または規制上の要件のため、異なるアカウントについて異なる価格で実施されることがある。本人取引、クロス取引または代理人クロス取引も、受託義務および適用法(開示および承諾を含む場合がある。)に従って実行される。受益者は、取得申込契約を締結することによって、適用法で最大限に認められる範囲内において、関連するファンドが行う本人取引、クロス取引および代理人クロス取引を承諾する。

取得申込契約に従い、かつ、適用法により認められる範囲において、受託会社および/または投資顧問会社は、受託会社または投資顧問会社の承認を要する事項または受託会社もしくは投資顧問会社がファンドおよび受益者のために承認を求めることを決定する事項に関する検討および承認または否認を行うことについて制限のない権限を付与されている(ただし、決してこれを行う義務は

ない。）。合意は、さらに受益者の運営組織もしくは委員会またはファンドのために行為する独立個人によって認められることがあり、この場合、他の受益者は、提案された取引について合意を提供するか合意を撤回する機会を持たない。

ゴールドマン・サックスが複数の商業的な立場において行動する可能性

ゴールドマン・サックスは、ファンドまたはファンドが保有する有価証券の発行体のブローカー、ディーラー、代理人、カウンターパーティー、貸付人もしくは投資顧問を務めることまたはその他の商業的な立場において行動することがある。ゴールドマン・サックスは、ファンドまたはファンドによって保有される証券の発行体に対する業務提供に関連して報酬を受ける権利を有するが、ファンドはかかる報酬を受ける権利を有しない。ゴールドマン・サックスは、ゴールドマン・サックスにとって有利となるこれらの業務に関連した手数料その他の報酬を得る際に利害関係を有し、当該業務の提供に関連して、自己の利益のための商業的な措置を講じるか、業務提供先の当事者に助言をするか、その他の行為を行うことがある。当該行為は、ゴールドマン・サックスに利益を与えることがある。

例えば、ゴールドマン・サックスは、アカウント（ファンドを含む。）が持分を保有する企業から貸付けの全部または一部の返済を要求することがあり、このため、当該企業をして義務を履行せず、その資産のより性急な清算を義務付ける可能性があり、当該企業の価値および当該企業に投資しているアカウントの価額に悪影響を及ぼす可能性がある。ゴールドマン・サックスは、さらに、当該企業に対して、その資本構成の変更を助言することがあり、その結果、ファンドが（直接または間接に）保有する証券の価格または優先順位が低下する場合がある。さらに、当初募集の引き受け・募集代理人またはマネジャー（ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシーを含む。）は、企業の私募証券を保有するアカウントに対して、当該企業の株式公開前後の一定期間、当該証券の転売を制限するロックアップ契約を当該企業のIPO前に締結するよう要求することがある。

その結果、投資顧問会社は、より有利な価格でファンドのために証券を売却することを制限されることがある。他の種類の取引についてゴールドマン・サックスが行う、またはゴールドマン・サックスが行うよう助言する措置も、ファンドにとって重大な結果となる場合がある。ゴールドマン・サックスは、多くの業務を提供しており、ファンドが投資する企業ならびにその関連・非関連会社（またはその人員）と多くの商業関係を有しているため、ファンドに対する業務の提供および選択において、利益相反に直面する。ファンドおよびファンドが投資する企業（またはその人員）への業務提供により、ゴールドマン・サックスの様々な当事者との関係が強化されること、さらなる事業の発展が促進されること、ゴールドマン・サックスがさらなる取引を獲得すること、および／または収益を創出することがある。

ファンドは、ゴールドマン・サックスの事業に対する当該利益に関連する報酬を受ける権利を有さない。さらに、当該関係は、例えば、下記のとおり、潜在的投資機会を制限する場合、当該事業関係に不利益となる場合に投資顧問会社がファンドのために一定の措置を取るか取らないことを誘因付けることとなる場合、ならびに／または投資顧問会社の投資商品および／もしくは戦略の選択に影響する場合など、ファンドに悪影響を及ぼすことがある。

さらに、ゴールドマン・サックスが顧客のために行う投資活動は、一般的にファンドが利用可能な投資機会を制限することがある。例えば、ゴールドマン・サックスは、ファンドにとって潜在的投資機会となり得る商業取引に関連して、金融顧問会社として、または金融もしくはその他の業務を提供するため企業に起用されることがある。ゴールドマン・サックスが当該企業に起用されることにより、ファンドは当該取引に参加できない状況が生じることがある。ゴールドマン・サックスは、ファンドに対する潜在的悪影響にかかわらず、当該状況においてこれら企業のために行う権利を留保する。さらにゴールドマン・サックスは、米国破産法第11章（b）（および米国以外の破産法に相当する法律）に基づく手続きにおいて、またはこれらの申請前に債権者または債務者たる企業を代表する。

ゴールドマン・サックスは、随時、債権者または株主委員会の一員を務める。これらの行為（ゴールドマン・サックスはこの行為について報酬を受けることがある。）は、ファンドが別途、その他

の資産およびこれらの企業が発行する証券の売買を行わなければならない場合があるというように柔軟性を妨げることがある。上記「投資顧問会社によるファンドの運用—ゴールドマン・サックスが保有する情報に関する留意事項」および下記「ゴールドマン・サックスおよびファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性」も参照のこと。

適用法に従い、投資顧問会社は、ファンドを、ゴールドマン・サックスと関連があるか、ゴールドマン・サックスから助言を受ける企業、またはゴールドマン・サックスもしくはアカウントが株式、債券またはその他の持分を有する企業の証券、バンク・ローンまたはその他の債券に投資させるか、ゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントが債務を免れさせるか、投資資産を売却することになるような投資取引に関与させることがある。例えば、ファンドは、シンジケート購入もしくは流通市場での購入により直接もしくは間接にゴールドマン・サックスと関連がある企業の証券または債務を取得するか、または手取金をゴールドマン・サックスが融資したローンの返済に充てる企業に対して融資を行うか、当該企業から証券を購入することがある。ファンドによるこれらの行為は、当該企業に対する投資および当該企業に関連する行為に関与するゴールドマン・サックスまたはその他のアカウントの収益性を向上させることがある。ファンドは、この収益性向上の結果、報酬を受ける権利はない。

適用法に従い、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）およびアカウント（ゴールドマン・サックスの人員による投資を容易にするため設定されるアカウントを含む。）は、ファンドに、またはファンドと共同で投資することがある。これらの投資は、ファンドの他の投資家の条件より有利な条件で行われ、ファンドの多くの割合を占め、ファンドとの共同投資が行われない場合より少額の割合がファンドに割り当てられることとなる場合がある。契約にこれと異なる別段の定めがない限り、ゴールドマン・サックスまたはアカウントは、ファンドの受益証券の買戻しまたはファンドの持分の償還を、他の投資家に通知することまたは当該ファンドのポートフォリオへの影響を顧みることなく、どの時点においても行う可能性があり、当該ファンドのポートフォリオは、かかる買戻しまたは償還によって悪影響を受ける場合がある。短期間でのゴールドマン・サックスによる大量の買戻し請求または償還請求により、ファンドは、買戻しもしくは償還を賄うための現金を調達するため、そうでなければ望ましいであろう場合より早急に投資資産を清算することを要する可能性があり、当該ファンドおよび受益者に悪影響が及ぶ場合がある。例えば、ボルカー・ルールの要件およびBHCAのその他の要件により、ゴールドマン・サックスおよび一定のゴールドマン・サックスの人員は、上記の悪影響を持つ買戻しによる場合を含む、集団投資ビークルにおける投資資産を大量に処分しており、今後も処分を継続する。下記「ゴールドマン・サックスおよびファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性」を参照のこと。

ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）は、ファンドに關係するデリバティブ商品、ファンドの基礎となる有価証券もしくは資産に關係するデリバティブ商品、またはその他ファンドのパフォーマンスに基づくデリバティブ商品もしくはこのようなパフォーマンスの再現もしくはヘッジをめざすデリバティブ商品を設定し、売り建て、販売し、発行し、これに投資し、またはこれの募集代理人もしくは販売業者を務めることができる。かかるデリバティブ取引および関連するヘッジ活動は、ファンドの持分とは異なり、またファンドの持分にとって不利になることがある。

ゴールドマン・サックスは、公開または非公開に保有される証券またはその他の資産（顧客が有するファンドの受益証券を含む。）により担保される（または担保されない）貸付けまたは信用取引、資産その他に基づく信用供与もしくはその他同様の取引を顧客、企業または個人との間で行うことがある。これらのボロワーの一部は、公開もしくは非公開企業、またはファンドが（直接または間接に）投資する企業の創業者、役員または株主であり、当該ローンは、当該企業の証券によって担保され、かかる証券は、ファンドが（直接または間接に）保有する持分と同等、または優先もしくは劣後することがある。

ゴールドマン・サックスは、レンダーとしての権利に関連して、自らの商業持分を守るために行われ、ボロワーに悪影響を及ぼす行為（ボロワーのために有価証券の清算を行うか、これをせしめること、ゴールドマン・サックスの名義の当該証券の差し押さえおよび清算を含む。）を遂行することがある。当該行為は、ファンドに悪影響を及ぼすことがある（例えば、証券の大半が清算される

場合、他の潜在的悪影響の中でも、当該証券の価格が急速に低下し、ファンドの価額が、これを受けて低下するか、有利な価格で当該証券のポジションを清算することができないか、全く清算することができなくなる場合がある。）。

上記「ゴールドマン・サックスがファンドの投資顧問会社以外の立場で行動する可能性 - 発行体の資本構成における異なる部分に対する投資およびこれに関する助言」を参照のこと。さらに、ゴールドマン・サックスは、受益者に対して、受益者が保有する受益証券に質権または担保権を設定して貸付けまたはそれに類する取引を行うことができ、これにより受益者が債務不履行に陥った場合には、ゴールドマン・サックスは、受益証券の買戻しを請求する権利を有することもある。このような取引および関連する買戻しは、その規模が大きくなることがあり、また受益者に対して通知がなされることなく行われることがある。

投資顧問会社による議決権の代理行使

投資顧問会社は、助言を提供するクライアント（ファンドを含む。）のために投資顧問会社が行う議決権の代理行使に関する決定に与える影響による利益相反を防止するとともに、このような決定が投資顧問会社のクライアントに対する受託義務に適合していることを確保するために考案された手続きを実施している。このような議決権の代理行使に関する手続きにもかかわらず、ファンドが保有する有価証券について投資顧問会社が下した議決権の代理行使に関する決定が、ゴールドマン・サックスおよび/またはファンド以外のアカウントの持分に利益をもたらすことがある。

ゴールドマン・サックスおよびファンドの投資機会および投資活動が制限される可能性

投資顧問会社は、様々な状況（適用される規制要件、GSAM LPまたはゴールドマン・サックスが保有する情報、他の顧客に関連するおよび資本市場におけるゴールドマン・サックスの役割（当該顧客にゴールドマン・サックスが与える助言、または当該顧客もしくはゴールドマン・サックスによって行われる商業取引決めまたは商業取引に関連するものを含む。）、ゴールドマン・サックスの内部方針ならびに/またはアカウント（ファンドを含む。）に関連するレピュテーション低下のリスクを含む。）において、特定のファンドのために行う投資顧問会社の投資決定および投資活動を制限することができる。投資顧問会社は、ファンド外でのゴールドマン・サックスの投資活動、規制要件、内部規則およびレピュテーション・リスクの評価のため、ファンドのために取引もしくは他の活動に従事できないか、または一定の権利を行使することができないことがある。

さらに、ファンド（ゴールドマン・サックスおよび他のアカウントと合算となる可能性がある。）が一定の所有持分を超過するか、一定水準の議決権もしくは支配権を有するか、他の持分を有する場合、投資顧問会社がファンドの投資額を制限または減額するか、投資顧問会社が取得するか行使する支配権または議決権の種類を制限する場合がある。例えば、当該制限は、ポジションまたは取引が、申請もしくは許可、または他の規制上もしくは企業の合意を要する場合があり、この結果、特に、ゴールドマン・サックス（GSAM LPを含む。）または他のアカウントに追加費用、および開示義務が生じたり、規制上の制限が課されるか、または基準超過が禁止されている際は、規制上そのほかの制限が課されることとなる場合がある。一定の場合に、規制または制限は、当該基準への接近を回避するため適用される。当該規制または制限が生じる場合は、以下を含むがこれらに限定されない。

（ ）発行体の証券の一定割合を超える所有の禁止

（ ）上限を超えた場合にファンドの保有資産に希薄化の影響を与える可能性がある「ポイズン・ピル条項」

（ ）ゴールドマン・サックスを発行体の「利害関係株主」とみなさせることがある規定

（ ）ゴールドマン・サックスを発行体の「関係会社」または「支配者」とみなさせることがある規定

（ ）（定款変更、契約その他による）発行体または（法律、規則、解釈もしくはその他の指針による）政府組織、規制組織もしくは自己規制組織によるそのほかの制限または規制の賦課

上記の制限に直面する際、ゴールドマン・サックスは、通常、基準超過がGSAM LPまたはゴールドマン・サックスが事業活動を遂行する能力に悪影響を及ぼす可能性があるため、基準超過を回避する。さらに投資顧問会社は、利用可能性が限定される投資機会、またはゴールドマン・サックス

が、類似する投資戦略を実施する他のアカウントが投資機会における持分を取得することができるように一定の規制上またはその他の要件に鑑み合計投資額に上限を設けることを決定した場合に、投資機会に対するファンドの持分を削減するか、ファンドがこれに参加することを制限することができる。投資顧問会社は、適用法を遵守してファンドにとって有益な取引または行為に従事することが投資顧問会社に多大な費用、または管理事務負担を生じさせることになるか、取引またはその他の過誤に関する潜在リスクを生み出すことから、かかる行為に従事しないことを決定することができる。ファンドおよびもしくは複数の登録投資信託が並行投資を行う状況において、当該ファンドのために行う行為するゴールドマン・サックスは、適用法に基づき交渉の対象とする取引の条件で制限されることがある。場合によっては、これはファンドが一定の取引に従事する能力を限定する効果があるか、または他の場合よりファンドにとって不利な条件に帰結する。

投資顧問会社は、上場有価証券に関連する、ファンドのために行われる取引において売買を実行する際に非公表の重大な情報を使用することを通常、許可されていない。投資顧問会社は、ゴールドマン・サックス（GSAM LPまたはその人員を含む。）が情報を保有する結果を含む、ファンドが他の場合に従事することがある行為または取引（売買取引等）を制限することがある。例えば、ゴールドマン・サックスの取締役、役員および従業員は、ゴールドマン・サックスがファンドのために投資する企業の取締役会に参加するか、かかる企業に関する取締役会オブザーバー権を有することがある。ゴールドマン・サックスの取締役、役員および従業員が公開会社の取締役会に参加するか、かかる企業に関する取締役会オブザーバー権を有する範囲において、投資顧問会社（またはその投資チームの一部）は、当該企業の証券を取引する能力について制限および／または限定されることがある。さらに、ポートフォリオ企業の取締役会のメンバーであるゴールドマン・サックスの当該取締役、役員または従業員は、GSAM LPがファンドに対して有する義務と相反する、取締役としての資格におけるポートフォリオ企業に対する義務を有することがあり、ファンドに不利益をもたらすか、ファンドに害となる行為、ならびに／またはポートフォリオ企業および／もしくはゴールドマン・サックスに利益となる行為を行うことがある。GSAM LPが発行体に関する重大な非公開情報へのアクセスを拒否するか、これを受領しない場合、GSAM LPは、当該発行体の証券に関する投資決定を公開情報に基づくことができ、これにより、当該投資決定に関して、GSAM LPが入手可能な情報量を制限することがある。

さらにGSAM LPは、その行為に直接適用される経済および貿易制裁に関連する義務（当該義務は、必ずしもファンドが対象となる義務と同一ではない。）の一般的な遵守を確保するよう合理的に構築されたプログラムを実施する。当該経済および貿易制裁は、主に、一定の国々、領域、組織および個人との取引およびかかる国々への直接的または間接的な業務提供を禁止する。これらの経済・貿易制裁、およびGSAM LPによるこれらに関連する遵守プログラムの適用は、ファンドの投資活動を制限または限定する可能性がある。

投資顧問会社は、レピュテーションその他の理由により、ファンドのための取引および行為を制限するか、これらにまったく従事しないことを決定することがある。当該決定が下される場合の例としては、ゴールドマン・サックスがかかる投資活動または取引に関与する組織に助言または業務を提供している（もしくは提供する可能性のある）場合、ゴールドマン・サックスまたはいずれかのアカウントが、ファンドに関して検討されている取引と同じまたは関連する投資活動または取引に従事しているかもしくは従事する可能性がある場合、ゴールドマン・サックスまたはいずれかのアカウントがかかる投資活動または取引に関与する組織に持分を有している場合、当該投資活動または取引の当事者もしくはその他の参加者に関連する政治的、公的関係またはその他のレピュテーションに関する留意事項がある場合、またはファンドのためのもしくはファンドに関するかかる投資活動または取引が有形もしくは無形の形で、ゴールドマン・サックス、GSAM LP、アカウントまたはそれらの投資活動に影響を及ぼすおそれがある場合を含むがこれらに限定されない。

ファンドのために行う取引に従事するため、投資顧問会社はさらに、投資顧問会社が証券、デリバティブまたはその他の商品を取引する際の行為地の規則、条件および／または条項に従う（か、当該ファンドに従わせしめる。）。これは、投資顧問会社および／またはファンドが取引所、執行プ

プラットフォーム、取引施設、決済機関および他の行為地の規則を遵守しなければならないが、当該行為地の司法権に合意しなければならない場合を含むがこれらに限定されない。当該行為地の規則、条件および/または条項により、投資顧問会社および/またはファンドが、特に、委託証拠金、追加報酬およびその他の手数料、懲戒手続、報告および記録、ポジション制限およびその他のほかの取引制限、当該行為地に記載される取引に関する決済リスクおよびその他の関係条件の対象となることがある。

ファンド、投資顧問会社またはその関係会社および/もしくはそれらの業務提供者もしくは代理人は、随時、ファンドについての情報(ファンドが保有する投資資産ならびにその実質的所有者(および当該実質的所有者の実質的所有者)の氏名ならびに持分割合、を含むがこれに限定されない。)を第三者(地方政府機関、規制組織、課税当局、市場、取引所、決済機関、カストディアン、ブローカーおよび投資顧問会社の取引相手、または業務提供者を含む。)に開示することを義務付けられるか、または開示することが望ましいと決定することがある。投資顧問会社は、通常、電子デリバリー・プラットフォームによる開示を含む、投資顧問会社が決定する情報の開示要請を遵守することを予定しているが、投資顧問会社は、要求された開示を行わず、ファンドのために資産の売却を行わせる決定を下すことがあり、かかる売却は、価格決定その他の観点から不適切なタイミングで行われる可能性がある。さらに、投資顧問会社は、ファンドの投資活動、またはファンドに関連するパフォーマンスもしくは他の測定基準に関する総合データを第三者に提供することがあり、投資顧問会社は当該情報の提供についてかかる第三者から報酬を受領することがある。

BHCAに従い、GSAM LPがファンドの投資顧問会社として、または他の資格において行為する限りにおいて、投資資産が保有される期間は限定される。その結果、ファンドは、BHCAが適用されなかった場合より早期に投資資産の処分を要求されることがある。さらに、ボルカー・ルールに従い、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの人員が一定の種類の投資信託に保有する持分の規模は、限定されており、一定の人員は、かかる投資信託の持分保有を禁止される。その結果、ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの人員は、買戻し、第三者もしくは関係者に対する売却その他(ファンドの他の投資者に投資信託の投資資産を処分する機会がない場合を含む。)、ファンドの投資資産の全部もしくは一部を処分しなければならないか、処分しつづければならぬ。

ゴールドマン・サックスおよびゴールドマン・サックスの人員による受益証券のかかる処分は、ゴールドマン・サックスおよびファンドの他の投資者との持分の調整を低減させ、当該ファンドに悪影響を及ぼす可能性がある。

ゴールドマン・サックスは、ファンドの投資活動に影響を及ぼし得る事業活動に対する追加的制限の対象となることがある。さらに、投資顧問会社は他のアカウント(GSAM LPがスポンサーとなり、運営または助言するアカウントを含む。)ではなく特定のファンドのために、投資決定および投資活動を制限することがある。

仲介取引

投資顧問会社は、投資顧問会社、ファンド、投資顧問会社の関係会社およびその他のゴールドマン・サックスの人員に、投資顧問会社が運用決定プロセスにおいて投資顧問会社に適切な支援を提供すると考える独自のまたは第三者による仲介・調査サービス(以下、総称して「仲介・調査サービス」という。)を提供するブローカー・ディーラー(投資顧問会社の関係会社を含む。)をしばしば選定する。これらの仲介・調査サービスは、特定のブローカー・ディーラーによって提供される取引執行、清算または決済サービスと一体化されることがあり、適用法に従い、投資顧問会社は当該仲介・調査サービスに対し、クライアント・コミッション(または「ソフト・ダラー」)手数料を支払う場合がある。

投資顧問会社が仲介・調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを用いる場合、投資顧問会社は、仲介・調査サービス自体について、その提供または支払いを行う必要がないため利益を得る。その結果、投資顧問会社は、最善の価格またはコミッションを受ける際におけるクライアントの利益のみならず、仲介・調査サービスを当該ブローカー・ディーラーから受領する投資顧問会社の利益に基づきブローカー・ディーラーを選定または推薦するインセンティブを有する。

さらに、投資顧問会社が関係会社から独自の調査サービスを受けるためにクライアント・コミッションを用いる場合、投資顧問会社は、これらのサービスに対して支払うため、より多くのソフト・ダラーまたはコミッションを割り当てるインセンティブを有する。ブローカー・ディーラー（投資顧問会社の関係会社を含む。）に支払われる「コミッション」（SECによる広義の定義に従って、マークアップ、マークダウン、コミッション同等物または特定の条件におけるその他の報酬を含む。）は、投資顧問会社に提供する仲介・調査サービスの価値と比較して、合理的な額であることを誠意を持って判断する投資顧問会社の義務に従い、投資顧問会社は一定の場合に、ファンドに、投資顧問会社がソフト・ダラー利益を受領した結果、他のブローカー・ディーラーによって請求されるコミッションより高いコミッションを支払わせる場合がある。

ブローカー・ディーラーが提供する仲介・調査サービスについての投資顧問会社の評価は、一定の場合において、取引を執行するためのブローカー・ディーラーの選定における重大な要因となる場合がある。このため、投資顧問会社は、一定のポートフォリオ運用チームが参加する決議手続を確立しており、これに基づき投資顧問会社の人員が仲介・調査サービスを提供するブローカー・ディーラーを評価する。最善執行を追求する投資顧問会社の職務および適用ある法令に従い、投資顧問会社は決議手続の結果に応じて、ブローカー・ディーラー間に取引を配分する。

アカウントは、仲介・調査サービスに対して支払うか否かおよびどの程度支払うかの点で、コミッションを通じた差異があり、適用法に従い、仲介・調査サービスは、特定のファンドおよびGSAM LP全体の他のアカウント（仲介・調査サービスに係る取決めに関連するブローカー・ディーラーにコミッションを支払わないアカウントを含む。）のいずれかもしくは全部にサービスを提供するため使用されることがある。その結果、仲介・調査サービス（ソフト・ダラー利益を含む。）は、関連するファンドが支払うコミッションの相対的金額に基づき、当該ファンドより他のアカウント、特に、仲介・調査サービスについて支払いを行わないか、より少額に限り支払う（調査費用の上限予算の設定（および、上限に達した場合のエクセキューション・オンリー・プライシングへのスイッチング）に関する場合を含む。）、これらのアカウントに利益が偏る場合がある。適用法によって要求される場合を除き、投資顧問会社は、クライアント間にソフト・ダラー利益を案分すること、または仲介・調査サービスの利益と特定のアカウントまたはアカウント・グループに関連するコミッションとの関連性について調査を行うことはない。

ブローカー・ディーラーから仲介・調査サービスを受けることに関連して、投資顧問会社は、「ミクスト・ユース」サービスを受けることがあり、その場合、かかるサービスの一部が投資顧問会社の投資決定プロセスにおいて投資顧問会社を支援し、一部が他の目的に使用される。サービスが「ミクスト・ユース」の場合、投資顧問会社は、その利用に応じて費用を合理的に割り当て、投資顧問会社をその投資決定において支援する製品またはサービスの部分についてのみ支払うためクライアント・コミッションを使用する。投資顧問会社は、投資顧問会社自身の資金からではなく、クライアント・コミッションから当該費用を支払うため、投資顧問会社は「ミクスト・ユース」の範囲を過小に評価するか、投資顧問会社をその投資決定において支援する使用に費用を割り当てるインセンティブを有する。

プライムブローカレッジ・サービスをファンドおよびアカウントに提供するブローカー・ディーラーの投資顧問会社による選定およびこれらに支払うべき委託料、証拠金およびその他の手数料に関する投資顧問会社による交渉について紛争が生じる。プライムブローカーは、追加コスト無しで、将来の顧客を紹介し、または一部の適格投資家に対するサービスに関してプレゼンテーションを行う機会を投資顧問会社に提供し、または市場相場以上または以下の価格で他のサービス（即ち、有価証券の決済取引、募集代行サービス、保管サービス、および信用証拠金の提供などを含む。）を提供することがある。このような資本導入の機会およびその他のサービスの提供は、投資顧問会社（ファンドおよびアカウントではない。）に対し、当該プライムブローカーの選定についてのインセンティブまたは便益を提供する。さらに、投資顧問会社は、投資顧問会社のクライアントであるプライムブローカーの選定を奨励されることがある。

投資顧問会社による注文の統合

投資顧問会社は方針および手続きに従い、注文が同時に執行されるよう、複数のアカウント（ゴールドマン・サックスまたはゴールドマン・サックスの人員が持分を有するアカウントを含む。）のために同一有価証券もしくは他の証書に対する買付または売却注文を集約または統合（バンチングと呼ばれるもの。）することがあり（ただし、その義務はない。）、当該注文のブロックトレード扱いは、利用可能な場合に選択する場合がある。投資顧問会社は投資顧問会社がオペレーション上、実現可能で適切でかつクライアント全般の利益になると考える場合に、注文を統合し、利用可能な場合にブロックトレード扱いを選択する。さらに、一定の場合に、ファンドの注文は、ゴールドマン・サックスの資産を含むアカウントに対する注文と統合することがある。

一日の終了時点で、集約された注文もしくはブロックトレードが完全に執行された場合、または注文が部分的にのみ執行された場合、投資顧問会社は通常、ファンドの相対的規模に基づき、参加アカウント間で買い付けられた証券もしくはその他の証書、または売却金を案分して配分する。特定のブローカー・ディーラーまたは他の取引相手に対する注文が、複数取引を通して複数の異なる価格で執行される場合、通常、端株取引および四捨五入後に市場慣行に従い、すべての参加アカウントが平均価格を受領し、平均コミッションを支払う。集約または統合された注文においてすべてのアカウントが同一のコミッションまたはコミッション等価物レートを請求されるとは限らない場合（調査サービスに支払うクライアント・コミッションの利用に関する適用法に基づく制限を含む。）もある。

投資顧問会社は、注文に関連するポートフォリオ運用決定が異なるポートフォリオ運用チームによって行われる場合、または異なるポートフォリオ運用プロセスが異なるアカウント・タイプに使用される場合、投資顧問会社の運営その他の視点から、バンチング、統合、ブロックトレード扱いの選択またはネッティングが不適切または実行不可能な場合、または、かかる行為が適用ある規制上の検討事項に鑑み適切ではない場合、常に、異なるアカウント（ファンドを含む。）の注文を集約もしくは統合、ブロックトレード扱いを選択、またはファンドの売却注文および買付注文をネッティングするとは限らない（ただし、一定の場合に行う場合がある。）。投資顧問会社は、統合されないアカウントの注文よりも、統合注文により有利な価格および低いコミッションについて交渉できる場合があり、また差額決済によらない注文に比べ差額決済注文について低い取引コストを負担することがある。投資顧問会社は、特定の注文について、統合またはネッティングする義務もしくはその他の職務を負わない。

関連するファンドの注文が他の注文と統合されない場合、または当該ファンドもしくは他のアカウントの注文とネッティングされない場合、当該ファンドは、注文が統合またはネッティングされていた場合に利用可能であった場合より有利な価格および低いコミッション・レートまたは低い取引コストの恩恵を受けない可能性がある。注文の統合およびネッティングは、アカウントが取得するマーケット・セービングの相対額のため、他のアカウントに比べて一部のアカウント（ファンドを含む。）に利益が偏ることがある。投資顧問会社は、EU市場における第二次金融商品市場指令（以下「MiFID」という。）の対象となるアカウント（以下「MiFID アカウント」という。）の注文を、MiFID の対象ではないアカウント（ソフト・ダラー・コミッションを支払うアカウント（ファンドを含む。）、およびソフト・ダラーの利用を制限するアカウントを含む。）の注文と統合することがある。MiFID アカウントとの統合注文に含まれるすべてのアカウントは、証券について同一の平均価格および同一の執行費用（料率によって評価される。）を支払う（または受領する。）。しかしながら、統合注文に含まれるMiFID アカウントは、MiFID の対象ではない統合された注文に含まれるアカウントが支払う総コミッション・レート以下の「エグゼキューション・オンリー」レートでコミッションを支払うことがある。

受託会社に関連する潜在的対立

受託会社は、特定のファンドについて、信託宣言または一般法に基づき授權された取引を締結し遂行する権限または裁量を行使する方法もしくはその結果または当該取引の方法もしくはその結果において、（個人的利益または単一受託者もしくはいずれか他のサブ・トラストまたはファンドに関する受託者を含む他のトラストの一受託者としての資格における利益であるか否かにかかわらず）異なるまたは相反する利益を有する場合でも、当該権利または裁量を行使することがあり、結

果として当該資格における受託会社が達成またはもたらした利益について説明責任がない。ただし、() 受託会社は、常に善意において行為するものとし、() 受託会社は、受託会社が異なるまたは相反する利益を有する事項における正式な当事者である場合を除き行為することを控えることがある。

受託会社および受託会社の取締役、パートナー、役員および従業員は、当状況もしくは職場が正当に、または受託会社の受託会社としての地位、もしくは、受託会社が保有するまたはファンドに関連する株式、財産、権利もしくは権限によって、もしくはこれらを理由に既に取得したか保有または維持する場合であっても、ファンドと関連する方法で、いずれかの企業、組織または会社の取締役、パートナー、役員、従業員、代理人またはアドバイザーとして得た合理的報酬またはその他の合理的便益について説明責任がない。

資産の一部を構成する現金が(バンカーまたはその他の金融機関である)受託会社または受託会社の関係会社の預託口座に譲渡される場合、当該バンカーまたはその他の金融機関は、類似する金額および期間の、類似する地位の機関における預金に対する実勢金利に類似する利率で、かかる条件の預金に関する通常の銀行業務に従い利息を許可するものとする。これに従い、当該バンカーまたはその他の金融機関は、自己の使用および便益のためにすべての通常銀行収益および為替取引収益を維持する。受託会社またはその代理人(受託会社の関係会社を含む。)は、ファンドの投資資産の有価証券の売買のブローカーとして行為するものとし、当該者はすべての通常ブローカー収益を維持し、当該業務に対する通常報酬を請求する権利を有するものとする。

受託会社または関係会社は、() 有価証券または資産が受託会社または関係会社によって異なる価格で購入されその後売却され、差額を関連するファンドに計上する必要がない場合でも、いずれかのファンドからの有価証券または資産の購入、またはいずれかのファンドに対する有価証券または資産の売却時はいつでも本人として行為することができる。ただし、当該有価証券または資産が受託会社または関係会社によって購入および/または売却される価格は、非関係会社との同等の取引時の実勢価格と比較して、受託会社または関係会社にとって少なくとも同様に有利な条件に基づくものとする。また受託会社または関係会社は、() 受託会社または関係会社が取引において職務もしくは利益の潜在的相反がある場合でも、ファンドに関する業務を提供し、ファンドに関する貸出その他の銀行業務を提供し、他のクライアントに仲介業務を提供し、有価証券の発行体の金融アドバイザーまたは貸し手として行為し、有価証券の引受人、ディーラーまたは発行代理人として行為し、有価証券または債券、受託会社または関係会社によって設立、後援、助言または運営されるミューチュアル・ファンドまたはユニット・トラスト・ファンドに投資し、ファンドの経費で、またはファンドのために、保険料の問題を手配し、為替取引の取引相手として行為し、複数の者の代理人として同じ取引において行為し、有価証券の銘柄に重大な利益を有し、または適用される信託宣言または関連契約に基づく受託会社または関係会社の業務に対してファンドに請求される報酬に加えて、これらの活動から報酬および利益を得ることができる。

受託会社および関係会社はいずれも、本項「受託会社に関連する潜在的対立」に記載される行為から受託会社または関係会社が達成またはもたらす報酬、手数料、利益または便益について受益者に説明する責任を負わないものとする。疑義を避けるため付言すると、当該行為から受託会社または関係会社が達成またはもたらす報酬、手数料、利益または便益は、受託会社が信託宣言に基づき受領する報酬に影響しないものとする。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

ファンドに關係する利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「潜在的利益相反」において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社ならびにこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員を、総称して「ゴールドマン・サックス」という。)は、世界的なフルサービスの投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービスに係る業務を提供する組織であり、世界金融市場の重要な参加者である。そのため、ゴールドマン・サックスは、法人、金融機関、政府および個人を含む数多くの多様なクライアントに対して広範囲の金融サービス

業務を提供している。ゴールドマン・サックスは、ブローカー・ディーラー、投資アドバイザー、投資銀行、引受業者、リサーチ提供会社、管理事務代行者、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、トレーダー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、清算代理人、貸主、取引相手方、代理人、プリンシパル、販売会社、投資家としてまたはアカウントもしくは会社もしくは関係のあるもしくは無関係の投資先ファンド(以下に定義する。)のためのその他の商業上の立場において行為する。こうした立場およびその他の立場でゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引においてクライアントおよび第三者に助言を行い、これらと取引を行い、またゴールドマン・サックスのアカウントならびにクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフのアカウントのために、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット・デフォルト・スワップ、指数、バスケットその他の金融商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有および推奨する。また、ゴールドマン・サックスは、グローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場その他の市場において、直接または間接的に利害関係を有している。一定の場合において、ゴールドマン・サックスは、以下に詳述するとおり、ファンドを含むアカウント(以下に定義する。)をして、ゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言するかまたはゴールドマン・サックスが直接もしくは間接的に利害関係を有する商品および戦略に投資させ、または、その他の方法によりファンドがかかる投資を行うことを制限する。これに関して、その他のクライアントおよび第三者とのゴールドマン・サックスの活動および取引(ファンドに関するものを含む。)が、ファンドに不利益を与える形および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウント(以下に定義する。)に利益をもたらす形でファンドに影響を及ぼすことがある。さらに、以下に記載するとおり、GSAM LPIは、そうすることがゴールドマン・サックスのかかる当事者との関係または事業取引に不利となる場合に、アカウントを代理して一定の措置を講じることまたは講じることの差し控えることの決定に関連して、ゴールドマン・サックスの関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。上記の結果として生じる利益相反の管理において、GSAM LPIは、通常、受託者責任に服する。「アカウント」とは、ゴールドマン・サックス自身のアカウント、ゴールドマン・サックスのスタッフが利害関係を有するアカウント、ゴールドマン・サックスのクライアントのアカウント、および、ゴールドマン・サックスが後援し、運用し、または助言するファンドを含む合同運用投資ピークル(本「潜在的利益相反」の目的において、個別に、かつ、総称して、各ファンドまたはマスター・ファンドのその他のサブ・ファンドを意味する各ファンドを含む。)のアカウントを意味する。

(後略)

<訂正後>

ファンドに關係する利益相反の概要

ゴールドマン・サックス(本「潜在的利益相反」において、ゴールドマン・サックス・グループ・インク、投資顧問会社ならびにこれらの関係会社、取締役、パートナー、受託者、経営者、メンバー、役員および従業員を、総称して「ゴールドマン・サックス」という。)は、世界的なフルサービスの投資銀行、ブローカー・ディーラー、資産運用および金融サービスに係る業務を提供する組織であり、世界金融市場の重要な参加者である。そのため、ゴールドマン・サックスは、法人、金融機関、政府および個人を含む数多くの多様なクライアントに対して広範囲の金融サービス業務を提供している。ゴールドマン・サックスは、ブローカー・ディーラー、投資アドバイザー、投資銀行、引受業者、リサーチ提供会社、管理事務代行者、金融業者、アドバイザー、マーケット・メーカー、トレーダー、プライム・ブローカー、デリバティブ・ディーラー、清算代理人、貸主、取引相手方、代理人、プリンシパル、販売会社、投資家としてまたはアカウントもしくは会社もしくは関係のあるもしくは無関係の投資先ファンド(以下に定義する。)のためのその他の商業上の立場において行為する。こうした立場およびその他の立場でゴールドマン・サックスは、あらゆる市場および取引においてクライアントおよび第三者に助言を行い、これらと取引を行い、またゴールドマン・サックスのアカウントならびにクライアントおよびゴールドマン・サックスのスタッフのアカウントのために、有価証券、デリバティブ、ローン、コモディティ、通貨、クレジット

ト・デフォルト・スワップ、指数、バスケットその他の金融商品を含む多岐にわたる投資対象を購入、売却、保有および推奨する。また、ゴールドマン・サックスは、グローバル債券市場、為替市場、商品市場、株式市場、銀行ローン市場その他の市場において、直接または間接的に利害関係を有している。一定の場合において、ゴールドマン・サックスは、以下に詳述するとおり、ファンドを含むアカウント(以下に定義する。)をして、ゴールドマン・サックスが後援、運用もしくは助言するかまたはゴールドマン・サックスが直接もしくは間接的に利害関係を有する商品および戦略に投資させ、または、その他の方法によりファンドがかかる投資を行うことを制限する。これに関して、その他のクライアントおよび第三者とのゴールドマン・サックスの活動および取引(ファンドに関するものを含む。)が、ファンドに不利益を与える形および/またはゴールドマン・サックスもしくはその他のアカウント(以下に定義する。)に利益をもたらす形でファンドに影響を及ぼすことがある。さらに、以下に記載するとおり、GSAM LPIは、そうすることがゴールドマン・サックスのかかる当事者との関係または事業取引に不利となる場合に、アカウントを代理して一定の措置を講じることまたは講じることを差し控えることの決定に関連して、ゴールドマン・サックスの関係および事業取引から生じる利益相反に直面する。上記の結果として生じる利益相反の管理において、GSAM LPIは、通常、受託者責任に服する。「アカウント」とは、ゴールドマン・サックス自身のアカウント、ゴールドマン・サックスのスタッフが利害関係を有するアカウント、ゴールドマン・サックスのクライアントのアカウント、および、ゴールドマン・サックスが後援し、運用し、または助言するファンドを含む合同運用投資ビークル(本「潜在的利益相反」の目的において、個別に、かつ、総称して、各ファンドまたはマスター・ファンドのその他のサブ・ファンドを意味する各ファンドを含む。)のアカウントを意味する。

(後略)

(3) リスクに関する参考情報

以下のとおり更新されます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
 - すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 - 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。
- ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株: 東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)
 先進国株: MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI 国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

(3) 管理報酬等

<訂正前>

(i) 管理報酬

ファンドは、管理会社に対して、ファンドの資産から年間37,500米ドルの固定報酬を毎年払いで支払うほか、年間17,250米ドルを上限とする変動報酬を四半期ごとに後払いで支払う。当該報酬は、ファンドの運営管理およびそれに付随する業務等の対価として管理会社が得る報酬である。

(ii) 投資顧問報酬

投資顧問契約の規定に基づき、ファンドは、投資顧問会社に対して、各評価日におけるファンドの純資産価額の年率0.85%の投資顧問報酬を支払う。投資顧問報酬は、日々発生し、毎月後払いで支払われる。投資顧問会社は、投資顧問報酬から副投資顧問会社に対する報酬を支払う。当該報酬は、ファンド資産の運用、リスク管理等の対価として投資顧問会社が得る報酬である。

(注)「評価日」とは、管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議の上で異なる決定を行わない限り、各ファンド営業日をいう。

(iii) 販売会社報酬

受益証券総販売契約の規定に基づき、ファンドは、総販売会社に対して、各評価日におけるファンドの純資産価額の年率0.85%の販売報酬を支払う。販売報酬は、日々発生し、毎月後払いで支払われる。総販売会社は、販売報酬から日本における販売会社に対する報酬を支払う。当該報酬は、販売および買戻しの取扱い、受益者への通知等の対価として販売会社が得る報酬である。

(iv) 代行協会員報酬

代行協会員契約の規定に基づき、ファンドは、代行協会員に対して、各評価日におけるファンドの純資産価額の年率0.03%の代行協会員報酬を支払う。代行協会員報酬は、日々発生し、四半期ごとに後払いで支払われる。当該報酬は、日本証券業協会が定める規則に従い、目論見書等の販売会社への配布、純資産価格の公表、外国投資信託受益証券に関する選別基準の確認および通知業務等の対価として代行協会員が得る報酬である。

(v) 受益者サービス報酬

受託会社は、受益者サービス代行会社に対して、ファンドの純資産価額の年率0.05%または年間20,000米ドルのいずれか低い金額を超えない報酬を支払う。当該報酬は、受益者による取得および換金申込みや支払い等について適切に処理が行われるようファンドの関係法人与連携して行う支援の対価として受益者サービス代行会社が得る報酬である。受益者サービス報酬は毎月後払いされる。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

(i) 管理報酬

ファンドは、管理会社に対して、ファンドの資産から年間37,500米ドルの固定報酬を毎年払いで支払うほか、年間17,250米ドルを上限とする変動報酬を四半期ごとに後払いで支払う。当該報酬は、ファンドの運営管理およびそれに付随する業務等の対価として管理会社が得る報酬である。

(後略)

<訂正後>

(i) 管理報酬

ファンドは、管理会社に対して、ファンドの資産から年間37,500米ドルの固定報酬を毎年払いで支払うほか、年間17,250米ドルを上限とする変動報酬を四半期ごとに後払いで支払う。当該報酬は、ファンドの運営管理およびそれに付随する業務等の対価として管理会社が得る報酬である。

(後略)

(4) その他の手数料等

設立費用

<訂正前>

トラストの設立費用(信託証書および英文目論見書の作成、関係法人との交渉および契約の締結、目論見書および販売用資料の印刷費用ならびに専門家に支払う報酬および立替費用を含む。)(以下、「トラスト設立費用」という。))は、5年間または管理会社が投資顧問会社と協議の上、定めるそれより短い期間で償却される。

ファンドは、ファンドに関する補遺信託証書の作成、関係法人との交渉および契約の締結、補遺目論見書および販売用資料の印刷費用ならびに専門家に支払う報酬および立替費用を含む設立費用(以下「ファンド設立費用」という。))を負担するとともに、受益証券の募集および販売に関連して生じた当初費用および継続的費用(印刷費用、販売費用、弁護士報酬、取得申込契約その他の関連書類の検討に関して生じた費用を含む。)、ならびに管理会社、受託会社、投資顧問会社、保管会社、登録・名義書換代行会社、総販売会社および管理事務代行会社に対する報酬(以下、「募集関連費用」と総称する。))を負担する。また、ファンドは、トラストの費用のうち自己の配分可能額を負担する。トラストの当初設立費用及び募集費用は約200,000米ドルで、現在、当初取得申込日(2013年4月1日頃)からの5年間または管理会社が投資顧問会社と協議の上決定するこれより長いかもしれない短い期間において償却されている。

(注)上記のトラスト設立費用ならびにファンド設立費用および当初の募集関連費用は、クラス証券を含むトラストおよびファンド全体の設立および当初募集に係る費用である。
2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

トラストの設立費用(信託証書および英文目論見書の作成、関係法人との交渉および契約の締結、目論見書および販売用資料の印刷費用ならびに専門家に支払う報酬および立替費用を含む。)(以下、「トラスト設立費用」という。))は、5年間または管理会社が投資顧問会社と協議の上、定めるそれより短い期間で償却される。

(後略)

<訂正後>

トラストの設立費用(信託証書および英文目論見書の作成、関係法人との交渉および契約の締結、目論見書および販売用資料の印刷費用ならびに専門家に支払う報酬および立替費用を含む。)(以下、「トラスト設立費用」という。))は、5年間または管理会社が投資顧問会社と協議の上、定めるそれより短い期間で償却される。

(後略)

(5) 課税上の取扱い

(A) 日本

< 訂正前 >

2021年 6月30日 現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

< 訂正後 >

2021年 9月30日 現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

(後略)

[次へ](#)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

(1) 海外における販売

申込み

受益証券は、総販売会社が、各ファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議の上、取得申込みを受け付ける日として定めたその他の日(以下「取得申込日」という。)または、当該日がファンド営業日でない場合は、その直前のファンド営業日の午後2時(中央ヨーロッパ時間)(以下「取得申込締結時間」という。)までに記入済みの取得申込契約を受領した場合、投資者に対して発行することができる。

受益証券の発行

発行価格は、購入申込が受け付けられた取得申込日における受益証券1口当たり純資産価格とする。

取得申込みの制限

管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、その絶対裁量により、受益証券の取得申込みの全部または一部を受け付けられないことができる。受益証券の取得申込みが受け付けられなかった場合、取得申込金は、取得申込者の費用およびリスク負担において取得申込者に返金されるものとし、当該返金については、利息またはその他の賠償は支払われないものとする。

マネー・ロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

マネー・ロンダリング防止に係るファンドの責務の一貫として、受託会社、管理事務代行会社、保管会社、管理会社、投資顧問会社もしくは上記それぞれの者の関係会社またはその委託を受けた者は、申込者の身元および支払の源泉に関して詳細な証明を要求する場合がある。各申込の状況により、以下の場合には詳細な証明は要求されないことがある。

1. 申込者がマネー・ロンダリング防止規則(改訂済)の遵守を義務付けられた関連する金融業者であるか、または当該事業の過半数所有子会社である場合。
2. 申込者が活動中の事業について、規制当局が規制機能を行行使し、かかる事業が、(i)ケイマン諸島マネー・ロンダリング防止運営委員会に記載される国、もしくは(ii)マネー・ロンダリング防止規則(改訂済)に従い、2020年8月4日以降にファンドによりマネー・ロンダリングおよびテロリストへの資金提供のリスクが低いと評価される国(以下「ロー・リスク国」という。)のいずれかにおいて行われている、または当該申込者の過半数所有子会社である場合。
3. 申込者がケイマン諸島またはロー・リスク国内の中央もしくは地方の政府組織、法定団体または政府機関である場合。
4. 申込者が承認された証券取引所に上場され、実質的所有権について十分な透明性確保義務を課す開示要件に従う企業または当該企業の過半数所有子会社である場合。
5. 申込者が職能団体、労働組合の年金基金または1項から4項に規定する組織の従業員のために行う場合、または
6. 申込が1項から5項のうち1項目に該当する仲介業者を通じて行われる場合。この場合、ファンドは、()事業およびその実質的所有者について申込者に対する必要な身元確認および検証手続が実施されたこと、()業務関係の性質および意図された目的、()仲介業者が事業の申込者の資金源を特定したこと、および()仲介業者が身元確認および検証データまたは情報および関連文書の写しを利用可能にすることを確認する仲介業者からの書面による保証に依拠することができる。

また、購入代金の支払がケイマン諸島の銀行またはロー・リスク国において規制を受ける銀行の申込者名義の口座(または共同口座)から送金される場合、購入時に詳細な証明を要求されない場合がある。この場合、ファンドは、金銭が移転された銀行の支店または事務所を特定する証拠を要

求し、口座が申込者の名義であることを確認し、その詳細についての書面による記録を保持することがある。ただし、買戻し前には詳細な証明を行う必要がある。

受託会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、日本における販売会社、投資顧問会社もしくはそれらの関連会社、子会社または関係会社は、申込者の身元を確認するために必要な情報を請求する権利を留保する。申込者が検証のために必要な情報の提出を遅延し、または情報を提出しなかった場合、登録・名義書換事務代行会社は、買付申込およびそれに関連する買付代金の受理を拒否する。

ケイマン諸島に居住する者（管理事務代行会社を含む。）が、ファンドへの（買付等による）支払いに犯罪行為による収益が含まれているという疑義を持つ場合、当該者は犯罪収益法（改訂済）に基づきかかる疑義を報告することが義務付けられている。

買付により、申込者は、ケイマン諸島および他の法域の両方におけるマネー・ロンダリングおよび類似する事項に関連する要請に基づく受託会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、日本における販売会社、投資顧問会社もしくはそれらの関連会社、子会社または関係会社による規制当局および他の者に対する情報の開示に同意する。

マネー・ロンダリング防止規則（改訂済）に従い、ファンドは、マネー・ロンダリング防止コンプライアンス・オフィサー、マネー・ロンダリング報告オフィサーおよびマネー・ロンダリング報告オフィサー代理（以下「AMLオフィサー任務」という。）として行為する自然人を指定しなければならない。受託会社は、自然人がケイマン諸島法に従い、AMLオフィサー任務を遂行するために指定されていることを保証した。受益者は、AMLオフィサー任務に関する追加情報を受託会社から入手することができる。

その他の法域

ファンドは、適用される米国のマネー・ロンダリング防止規制を遵守する。さらに、多くの法域は、マネー・ロンダリング対策、禁輸および貿易制裁、または類似する法律、規制、要件（法的効力の有無を問わない。）または規制方針を変更または創設する過程にあり、多くの金融仲介業者は、対応可能な開示および遵守方針（総称して「本件要件」という。）を変更または創設する過程にあり、ファンドは、受益証券を購入しようとする申込者から一定の保証を得ること、かかる申込者に関する情報を政府、規制当局もしくはその他の当局または金融仲介業者に開示すること、または将来、デュー・ディリジェンスを実施するか、その他の関連する措置を取るよう要求されるか、または義務付けられる可能性がある。各申込者は、取得申込契約に同意しなければならず、受益証券の所有により、追加情報を提供すること、またはファンドが（受託会社の単独の判断で）本件要件、関連する法的手続または適切な要求（公式または非公式であるかを問わない。）を遵守するために必要か、または望ましいその他の行為を講じることに同意したものとみなされる。各申込者は、取得申込契約に署名することにより、ファンドおよびその代理人が、本件要件またはそれに関連ある情報請求に関連して各申込者に関する情報を関連ある第三者に開示することに同意し、また、受益証券を所有することにより、これに同意したものとみなされる。かかる請求を履行しない場合、ファンドによる買戻し、または当該申込者の受益証券の他の投資家への強制売却に到る可能性がある。

(2) 日本における販売

日本においては、各ファンド営業日に受益証券の募集が行われる。販売取扱会社は、口座約款を投資者に交付し、投資者は、当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目までに(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)、申込金額および申込手数料を販売取扱会社に支払うものとする。

発行価格は、取得申込日における受益証券1口当たり純資産価格である。日本における販売会社においては、口座毎に申込金額を受益証券1口当たりの純資産価格で除して算出した口数を合計することで申込口数の合計を算出する(ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除く。)。一方、管理事務代行会社においては、日本における販売会社からの申込金額合計額を受益証券1口当たりの純資産価格で除し、申込口数の合計を算出する。

なお、日本における販売会社または販売取扱会社の定めるところにより、上記の払込日以前に申込金額等の支払を投資者に依頼する場合がある。

日本の投資者は、各ファンド営業日の午後3時(日本時間)までに取得申込みをすることができる。

受益証券の取得申込みを希望する投資者は、申込総額または申込総口数を明記した取得申込書を当該発行日までに販売取扱会社に提出しなければならない。販売取扱会社(日本における販売会社を除く。)は、かかる取得申込注文を日本における販売会社に取り次ぎ、日本における販売会社は、原則として、該当する取得申込日の午後2時(中央ヨーロッパ時間)までに日本の投資者によりなされた取得申込書を管理事務代行会社に取り次ぐものとする。

申込単位は、販売取扱会社により異なる。申込単位の詳細については、販売取扱会社に照会することができる。

日本国内における取得申込みについては、申込金額の4.4%(税抜4%)を上限として日本における販売会社の裁量により決定される申込手数料が申込金額に加算される。

投資者は、クラス証券の保管を販売取扱会社に委託した場合、申込金額および申込手数料の支払いと引換えに、取引残高報告書または他の通知書を販売取扱会社から受領する。申込金額および申込手数料の支払は、円貨または各クラスの表示通貨によるものとする。

なお、日本証券業協会の協会員である販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等、同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができない。

受益証券は、適格投資家に対して、または適格投資家の利益のためだけに販売され、発行される。更に、ファンドの方針により、販売することが違法となる投資者に受益証券を販売してはならない。受託会社は、管理会社と協議した上で、上記の禁止事項に反して販売され、または購入された受益証券の買戻しを強制する権利を有し、かかる権利を行使する予定である。受益証券は、通常、非米国人で、かつその他の法的要件を満たす者に限り申込みを行うことができる。

なお、上記「(1) 海外における販売」中の事項は、日本における販売においても適宜準用される。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

(1) 海外における販売

申込み

受益証券は、適用される取得申込日の午後2時(中央ヨーロッパ時間)(以下「取得申込締切時点」という。)までに記入済みの取得申込契約が登録・名義書換事務代行会社により受領され、また、適用される取得申込日の3ファンド営業日後の日の午後3時(中央ヨーロッパ時間)(以下「申込代金締切時点」という。)までに申込代金が登録・名義書換事務代行会社により受領された場合、投資者に対して発行することができる。

(後略)

(1) 海外における販売

申込み

受益証券は、適用される取得申込日の午後２時（中央ヨーロッパ時間）（以下「取得申込締切時点」という。）までに記入済みの取得申込契約が登録・名義書換事務代行会社により受領され、また、適用される取得申込日の３ファンド営業日後の日の午後３時（中央ヨーロッパ時間）（以下「申込代金締切時点」という。）までに申込代金が登録・名義書換事務代行会社により受領された場合、投資者に対して発行することができる。

（後略）

2 買戻し手続等

<訂正前>

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益者は、通常、各ファンド営業日または管理会社が投資顧問会社と協議の上、随時定めるその他の日(以下「買戻日」という。)の午後2時(中央ヨーロッパ時間)(以下「買戻請求締切時間」という。)までに、管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議した上で随時決定する書式による記入済みの受益証券買戻請求書(以下「買戻通知」という。)を総販売会社に送付することにより、買戻日に買戻価格にて自らの受益証券の一部または全部の買戻しを受ける権利を有する。

投資顧問会社と協議した上で行為する管理会社(またはその受任者)は、事前に受益者に通知することによって、買戻請求締切時間を変更することができるものとし、また、買戻請求手続の処理(通知期間、最低買戻金額および最低保有額またはその他の要件に関するものを含むがこれらに限られない。)の放棄を承認することができるものとする。受益者は、管理会社が投資顧問会社と協議した上で同意する場合を除き、買戻請求を取消すことはできないものとする。

受益証券は、買い戻される受益証券に帰属する発生済みその他の関連するファンドの一切の報酬(投資顧問報酬、発行費用または販売手数料および受益者サービス報酬を含む。)、税金およびその他の債務を控除した後に、該当する買戻日または管理会社が投資顧問会社と協議の上で(当該時に終了する計算期間(後記「3 資産管理等の概要、(1) 資産の評価」において定義される。))中のファンドの純資産の増減の配分を考慮して)決定するその他の日の該当するクラス受益証券1口当たり純資産価格に基づく1口当たりの価格(以下「買戻価格」という。)で買い戻される。各買戻しは、ファンドのすべての負債に対する引当て、および予測される発生費用、債務および偶発債務の準備金(かかる準備金が会計基準によって要求されていない場合においても)に対する引当てが管理会社によって、投資顧問会社と協議した上で行われることを条件に実施されるものとする。受益証券が買戻される際の買戻価格は、かかる買戻代金が支払われるまでの期間、いつでも、管理会社が投資顧問会社と協議した上で行う調整に従うものとする。

買戻請求締切時間までに総販売会社によって受領されなかった買戻通知は、管理会社が投資顧問会社と協議した上で別段に同意した場合を除き、翌買戻日に処理されるものとする。

受益者は、投資顧問会社が別段に同意した場合を除き、結果的に受益者が保有する受益証券の合計額が最低保有額を下回るようになるような受益証券の一部の買戻しを請求することはできないものとする。

買戻代金は、通常、適用される買戻日から3ファンド営業日目の日(以下「買戻決済日」という。)を目処として支払われるものとする。管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、買戻代金を支払うための十分な手元資金を確保しておくために合理的に必要であると判断するすべての措置(許可される範囲内の資産の売却または資金の借入れを含む。)をとるものとする。かかる措置をとったにもかかわらず、買戻決済日において、ファンドが買戻代金を支払うための十分な資金を保有していない場合、管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、その後可能な限り速やかに残りの支払いを行うために合理的に必要であると判断するその他のすべての措置をとるものとする。一部の法域の受益者については、時差および電子または電信振込みの完了に要する時間により、買戻代金を受領するのがさらに遅れる可能性がある。

受益者によって異なる要求がなされ、管理会社がこれに同意しない限り、買戻代金の支払いは、受益者の費用負担において、受益者の口座宛の電信振込みにより行われるものとし、口座の詳細は、受益者が総販売会社に通知しなければならないものとする。

買戻しの制限

管理会社は、投資顧問会社と協議した上で、一定の状況(純資産価額の決定が停止された場合、買戻請求に応じるためのファンドの資産の一部もしくはすべての処分が受益者にとって不利益となると管理会社が投資顧問会社と協議した上で合理的に考える場合、または不可抗力による状況、を含むがこれらに限定されない。)において、買戻しを制限または停止することができるものとする。一切の買戻しに関し、管理会社は、投資顧問会社および受託会社と協議した上で、かかる準備金が会計基準

によって要求されていない場合においても、買戻代金から費用、債務または偶発債務のための準備金を留保することができるものとする。

受託会社は、上記の事項に関する日々の決定を行い、これを実行する権限およびその他の一定の権限を管理事務代行会社、保管会社および登録・名義書換代行会社に委託している。管理会社は、上記の事項に関する日々の決定を行い、これを実行する権限およびその他の一定の権限を投資顧問会社、総販売会社および間接的に日本における販売会社に委託している。

強制買戻し

適用法により許可される範囲において、受益者に書面通知することにより、管理会社は投資顧問会社と協議した上で、理由(規制または税務上の理由により、買戻しがアンブレラ・ファンド、ファンド、関連するファンドの他の受益者、他のファンドの受益者、投資顧問会社または投資顧問会社の関連会社(投資顧問会社と協議した上で管理会社により決定される。))の最善の利益となるためを含むがこれに限られない。)の如何および有無を問わず、管理会社が決定した日付けで受益者の受益証券の一部または全部を強制的に買い戻すことができる。以下に定める場合を除き、当該強制買戻しに関する分配は、関連するファンドの目論見書補遺記載の方法および買戻価格にて行われる。

管理会社が投資顧問会社と協議した上で、上記の発行済受益証券の全部または実質的に全部の買戻し(ファンドの運営を中止する旨の投資顧問会社の提案に従う場合を含むがこれに限られない。)を要求することを決定した範囲において、当該強制買戻しに関する分配(数回の支払いとなることがある。)は、投資対象の処分から代金を受領した後に、管理会社が投資顧問会社と協議した上で決定する比例割合に応じて受益者に対し行われる。かかる分配は、特に投資対象に適用される最低保有期間および買戻制限または譲渡制限により遅延することがあり、受益者は、当該投資対象が受託会社により処分されるまでの間、市場リスクに引き続きさらされる。また、かかる分配は、(会計基準上、関連するファンドおよびアンブレラ・ファンドの費用、債務または偶発事象の引当金が要求されていないくても、)当該引当金を設定する受託会社の裁量権(投資顧問会社と協議した上で行使される。)に基づくものであり、関連するファンドの監査が完了されるまでの間、当該強制買戻しに関する最終的な分配を行うことはできない。

(2) 日本における買戻し

日本における投資者は、各ファンド営業日に、日本における販売会社を通じ、総販売会社に対して買戻しを請求することができる。買戻請求の受付時間は、原則として午後3時(日本時間)までとする。

買戻価格は、買戻日における各クラスの受益証券の1口当たり純資産価格(適用がある限りにおいて手数料および税金控除後)である。

受益者が保有するすべての受益証券に関する買戻請求の場合を除き、買戻請求は0.001口の整数倍単位で行わなければならない。ただし、日本における販売会社は、これと異なる単位を定めることができる。受益証券の買戻しを希望する投資者は、買戻口数を明記した買戻請求通知を販売取扱会社に提出しなければならない。日本における販売会社は、原則として、該当する買戻日の午後2時(中央ヨーロッパ時間)までに買戻請求を総販売会社に取り次ぐものとする。

大量の買戻請求があった場合、上記「(1) 海外における買戻し」の「買戻しの制限」が適用されることがある。なお、上記「(1) 海外における買戻し」中の事項は、日本における買戻しにおいても適宜準用される。

日本の投資者に対する買戻代金の支払は、口座約款に基づき、原則として国内約定日から起算して4国内営業日目に行われる(ただし、日本における販売会社が日本の投資者との間で別途取り決める場合を除く。)

買戻し手数料は課されない。買戻代金の支払は、口座約款の定めるところに従って販売会社を通じて行い、円貨または各クラスの表示通貨により行われるものとする。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益者は、通常、各取引日または管理会社が投資顧問会社と協議の上、随時定めるその他の日（以下「買戻日」という。）の午後2時（中央ヨーロッパ時間）（以下「買戻請求締切時間」という。）までに、管理会社（またはその受任者）が投資顧問会社と協議した上で随時決定する書式による記入済みの受益証券買戻請求書（以下「買戻通知」という。）を登録・名義書換事務代行会社へ送付することにより、各取引日時点の受益証券1口当たり純資産価格にて自らの受益証券の一部または全部の買戻しを受ける権利を有する。

（後略）

<訂正後>

(1) 海外における買戻し

買戻し手続

受益者は、通常、各取引日または管理会社が投資顧問会社と協議の上、随時定めるその他の日（以下「買戻日」という。）の午後2時（中央ヨーロッパ時間）（以下「買戻請求締切時間」という。）までに、管理会社（またはその受任者）が投資顧問会社と協議した上で随時決定する書式による記入済みの受益証券買戻請求書（以下「買戻通知」という。）を登録・名義書換事務代行会社へ送付することにより、各取引日時点の受益証券1口当たり純資産価格にて自らの受益証券の一部または全部の買戻しを受ける権利を有する。

（後略）

3 資産管理等の概要

(5) その他

関係法人との契約の更改等に関する手続

<訂正前>

保管契約

保管契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法により解釈される。

同契約は、当事者が署名した書面による合意がある場合にのみ変更することができる。

投資顧問契約

投資顧問契約は、管理会社または投資顧問会社の90日以上前の書面による相手方当事者への通知により、違約金の支払を要することなく、解約することができる。

同契約は、当事者の書面による合意により、いつでも変更することができる。

同契約は、ニューヨーク州法に準拠し、同法により解釈される。

副投資顧問契約

副投資顧問契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも終了させることができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

登録・名義書換事務代行契約

登録・名義書換事務代行契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、90日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、当事者が書面で合意をした場合、いつでも変更することができる。

同契約は、ルクセンブルグ法に準拠し、同法により解釈される。

受益者サービス代行契約

受益者サービス代行会社契約は、一方当事者の90日前の書面による相手方当事者への通知により解約することができる。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈されるものとする。

受益権総販売契約

総販売契約は、期間満了60日前に書面で通知することにより終了する。

同契約は、両当事者が書面で合意した場合、いつでも変更することができる。

同契約は、英国法に準拠し、同法により解釈される。

代行協会員契約

代行協会員契約は、一方当事者が他方当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了する。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

保管契約

保管契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

(後略)

<訂正後>

保管契約

保管契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、60日以上前に書面による通知をすることにより終了する。

(後略)

第三部 特別情報

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(Brown Brothers Harriman Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、2,000,000米ドル(約2億1,786万円)

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドは、ケイマン諸島法に基づき1985年に設立され、ファンドの受託者(「受託会社」)として活動する。受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法(改正済)に基づいて信託会社として、およびバーミューダにおいて中央銀行の認可により、業務を行う免許を受けている。受託会社は、世界中の個人および法人に対して信託事務サービスを提供する。

(2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(Brown Brothers Harriman & Co.)(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、パートナー資本は、10億1,500万米ドル(約1,106億円)

(ロ) 事業の内容

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーは、アメリカ合衆国、ヨーロッパおよび環太平洋地域の資金センターを含む世界中の金融資産の保管、多通貨会計および資金管理業務等の多様な業務を提供するフルサービス金融機関である。

(3) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(Goldman Sachs Asset Management L.P.)(「投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、49百万米ドル(約53億3,757万円)

(ロ) 事業の内容

投資顧問会社(GSAMニューヨーク)は、1940年米国投資顧問会社法に基づき、投資顧問会社として登録されている。

(4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(Goldman Sachs Asset Management International)(「副投資顧問会社」)

(イ) 資本金の額

2020年12月末日現在、1,755,714米ドル(約1億9,125万円)

(ロ) 事業の内容

副投資顧問会社は、英国に所在するゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルである。投資顧問会社、副投資顧問会社およびその関連会社は現在、投資信託、公的年金・企業年金、各種公益基金、銀行、保険会社、事業法人、個人投資家および家族グループを含む広範囲の顧客にサービスを提供している。

(5) RBCインベスター・サービスズ・バンク・エス・エー(RBC Investor Services Bank S.A.)(「登録・名義書換事務代行会社」)

(イ) 資本金の額

2020年10月31日現在、1,282,320,000ユーロ(約1,693億円)

(注)ユーロの円換算は、便宜上、2021年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=131.99円)による。

(ロ)事業の内容

同社は、ルクセンブルグ商業および会社登録簿にB-47192として登録された公開有限責任会社(ソシエテ・アノニム)であり、「ファースト・ヨーロッパ・トランスファー・エージェンツ」の名称で1994年に設立された。同社は、金融サービス・セクターに関する1993年4月5日ルクセンブルグ法(改定済)の規定に基づき銀行業務を遂行することを認可され、保管業務、ファンドの運営および関連業務を専門に扱う。同社は、ロイヤル・バンク・オブ・カナダ(カナダ、トロント市)の全額出資子会社である。登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国のエシュ＝シュル＝アルゼットである。

(6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(Goldman Sachs Asset Management Co., Ltd.)(「代行協会員」)

(イ)資本金の額

2021年3月末日現在、4億9,000万円

(ロ)事業の内容

代行協会員は、1996年2月6日に日本法上の株式会社として設立され、同年2月23日に証券投資信託法上の委託会社としての免許を取得している。また、2002年1月18日に投資顧問会社として財務省関東財務局に登録され、同年3月29日に投資一任業務の認可を受けている。2007年9月30日に証券取引法の改正に伴う金融商品取引法上の第二種金融商品取引業、投資運用業、投資助言・代理業のみなし登録を行い、2008年1月28日には金融商品取引法上の第一種金融商品取引業者として登録された。

(7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(Goldman Sachs International)(「総販売会社」兼「受益者サービス代行会社」)

(イ)資本金の額

2021年3月末日現在、約5億9,800万米ドル(約651億円)

(ロ)事業の内容

ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「G S I」)は、英国法に基づき設立された会社で、国際的に有力な投資銀行である。

G S Iは、1999年に設立されたデラウェア州の法人であるザ・ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接子会社である。

(8) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ)資本金の額

2021年3月末日現在、405億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を行った第一種金融商品取引業者であり、有価証券の募集、引受、売買、媒介およびその他金融商品取引業に関連する業務を行っている。

(9) S M B C日興証券株式会社(「日本における販売会社」)

(イ)資本金の額

2021年3月末日現在、100億円

(ロ)事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券株式会社は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(Brown Brothers Harriman Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)
(後略)

<訂正後>

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(Brown Brothers Harriman Trust Company(Cayman)Limited)(「受託会社」)
(後略)

2 関係業務の概要

<訂正前>

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
信託証書に基づき、受託会社は、ファンドの受託業務および保管業務を行う。
- (2) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(「保管会社」兼「管理事務代行会社」)
保管契約および管理事務代行契約に基づき、ファンドの資産の保管業務および管理事務代行業務を行う。
- (3) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー(「投資顧問会社」)
投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。
- (4) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル(「副投資顧問会社」)
副投資顧問契約に基づきファンドの資産の運用に関する業務を行う。
- (5) RBCインベスター・サービス・バンク・エス・エー(「登録・名義書換事務代行会社」)
登録・名義書換事務代行契約に基づき、トラストの登録・名義書換事務代行業務を行う。
- (6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(「代行協会員」)
ファンドの代行協会員としての業務を行う。
- (7) ゴールドマン・サックス・インターナショナル(「総販売会社」兼「受益者サービス代行会社」)
クラス証券の総販売会社として販売および買戻しの取扱いならびに受益者サービス代行会社として受益者サービス代行業務を行う。
- (8) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「日本における販売会社」)
クラス証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。
- (9) SMB C日興証券株式会社(「日本における販売会社」)
クラス証券の日本における販売および買戻しの取扱いを行う。

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
(後略)

<訂正後>

- (1) ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(「受託会社」)
(後略)

[次へ](#)

別紙

定義集

< 訂正前 >

「会計基準」

国際財務報告基準、または管理会社が投資顧問会社と協議の上で選定する米国もしくは国際的その他の一般に公正妥当と認められる会計基準もしくは財務報告基準をいう。

「管理事務代行契約」

管理事務代行会社および受託会社の間で締結され、随時変更される管理事務代行契約をいう。

「管理事務代行会社」

ファンドの管理事務代行会社としての資格でのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーまたはファンドに関する管理事務代行会社として受託会社により随時任命されるその他の者をいう。

「AEOI」

1. 米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)と一般に呼ばれる1986年米国内国歳入法第1471条から第1474条および関連する法令、規則または指針、経済協力開発機構によって発行された共通報告基準(以下「CRS」という。)、または同様の税務報告および/または源泉徴収税制度の実施を目指す他の法域で制定された類似の法律、規則または指針。
2. 1項に記載される法令、規則または指針を円滑化し、施行し、または遵守するために締結される、ケイマン諸島および米国またはその他の法域との間(各関連法域の政府組織間を含む。)の政府間協定、条約またはその他の取り決め。
3. 1項および2項に掲げる事項を発効させるためにケイマン諸島において実施される法令、規則または指針。

「代行協会員」

ファンドの代行協会員としての資格でのゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社またはファンドもしくはクラスに関する代行協会員として管理会社により随時任命されるその他の者をいう。

「代行協会員契約」

代行協会員および管理会社の間で締結され、随時変更される代行協会員契約をいう。

「監査人」

ケイマン諸島のプライスウォーターハウスクーパースまたはファンドに関する監査人として指定されるその他の者をいう。

「 <u>ファンド営業日</u> 」	<u>ロンドン、ニューヨークおよび東京の銀行の営業日かつロンドンおよびニューヨーク証券取引所の取引日(土曜日および日曜日を除く。)または管理会社(もしくはその受任者)が投資顧問会社と協議の上で決定するその他の日をいう。</u>
「 <u>現金等価物</u> 」	<u>短期金融商品をいい、マネー・マーケット・ファンドの持分、ミューチュアルファンドの受益証券、リバース・レポ取引、変動利付債、預金証書、コマーシャル・ペーパー、銀行引受手形、定期預金、財務省短期・中期・長期証券、レポ取引、固定金利債およびTストリップを含むが、これらに限らない。</u>
「 <u>クラス</u> 」	<u>投資顧問会社と協議の上受託会社により創設され、投資顧問会社との協議を経て管理会社により発行されるファンドの受益証券(本書により募集される受益証券を含む。)のクラスで、信託証書および英文目論見書にその権利が記載されているものをいう。</u>
「 <u>保管会社</u> 」	<u>ファンドの保管会社としての資格でのブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニーまたはファンドに関する保管会社として受託会社により随時任命されるその他の者をいう。</u>
「 <u>保管契約</u> 」	<u>保管会社、受託会社および投資顧問会社の間で締結され、随時変更される保管契約をいう。</u>
「 <u>分配日</u> 」	<u>分配が宣言された日をいい、投資顧問会社と協議の上管理会社が決定する。</u>
「 <u>適格投資家</u> 」	<u>英文目論見書および販売契約に定める適格基準を充たす者をいう。</u>
「 <u>決算日</u> 」	<u>12月31日または英文目論見書もしくは投資顧問会社と協議の上管理会社によって定められた日をいう。</u>
「 <u>総販売契約</u> 」	<u>管理会社および総販売会社の間で締結され、随時変更される総販売契約をいう。</u>
「 <u>総販売会社</u> 」	<u>受益証券の総販売会社としての資格でのゴールドマン・サックス・インターナショナルまたはファンドに関する総販売会社としてファンドの管理会社により随時任命されるその他の者をいう。</u>
「 <u>ゴールドマン・サックス</u> 」	<u>ゴールドマン・サックス・グループ・インクならびに、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー、GSAM LP、GSMIならびにゴールドマン・サックス・グループ・インクの他の子会社および関連会社をいう。</u>

<u>「GSAMI」</u>	<u>ゴールドマン・サックス・グループ・インクの間接所有子会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナルをいう。</u>
<u>「GSAM LP」</u>	<u>ゴールドマン・サックス・グループ・インクの全額所有子会社であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーをいう。</u>
<u>「副投資顧問会社」</u>	<u>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル、投資顧問会社により随時任命される副投資顧問会社の資格における関連子会社または投資顧問会社によりその投資助言機能の全部または一部を委任されるその他の者をいう。</u>
<u>「副投資顧問契約」</u>	<u>投資顧問会社および各副投資顧問会社の間で締結され、随時変更される副投資顧問契約をいう。</u>
<u>「投資運用契約」</u>	<u>投資顧問会社および管理会社の間で締結され、随時変更される、ファンドの資産の投資運用業務に関する投資運用契約をいう。</u>
<u>「投資顧問会社」</u>	<u>ファンドの投資顧問会社としての資格でのゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーまたはファンドの投資顧問会社として随時任命されるその他の者をいう。</u>
<u>「管理会社」</u>	<u>ファンドの管理会社としての資格でのシーエス(ケイマン)リミテッドまたはファンドの管理会社として随時任命されるその他の者をいう。なお、文脈上別意に解すべき場合を除き、その適正に任命された受任者を含む。</u>
<u>「マネー・ロンダリング防止規則」</u>	<u>ケイマン諸島の改正マネー・ロンダリング防止規則をいう。</u>
<u>「ミューチュアル・ファンド法」</u>	<u>ケイマン諸島の改正ミューチュアル・ファンド法をいう。</u>
<u>「純資産価額」または「NAV」</u>	<u>英文目論見書に記載されるように計算されるファンドまたはクラスの受益証券(文脈による。)の純資産価額をいう。</u>
<u>「英文目論見書」</u>	<u>管理会社(またはその受任者)により発行される、随時変更または補足されるファンドの英文目論見書をいう。</u>
<u>「永続期間」</u>	<u>信託証書の日付から開始し、その日から150年後に満了する期間をいう。</u>
<u>「買戻日」</u>	<u>ファンド営業日または管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議の上決定をした日をいう。</u>

<u>「買戻通知」</u>	<u>管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議の上随時決定する書式の受益証券の買戻請求書をいう。</u>
<u>「登録・名義書換事務代行契約」</u>	<u>登録・名義書換代行会社および受託会社の間で締結され、随時変更される契約をいう。</u>
<u>「登録・名義書換代行会社」</u>	<u>RBCインベスター・サービシズ・バンク・エス・エーまたはファンドに関する登録名義書換代行会社として随時任命されるその他の者をいう。</u>
<u>「副販売契約」</u>	<u>日本における販売会社と総販売会社の間で締結され、随時変更される、副販売契約の基本契約をいう。</u>
<u>「日本における販売会社」</u>	<u>管理会社または総販売会社により日本における販売会社として任命された者またはファンドまたはクラスについて日本における販売会社として随時任命される者をいう。</u>
<u>「取得申込契約」</u>	<u>管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議の上で随時決定する書式の一または複数の受益証券の取得申込書をいう。</u>
<u>「取得申込日」</u>	<u>各ファンド営業日および管理会社が投資顧問会社と協議の上で受益証券の取得申込みの受付を決定するその他の日をいう。</u>
<u>「ファンド」</u>	<u>G S 米国フォーカス・グロースをいう。</u>
<u>「信託証書」</u>	<u>トラストを設定する信託証書および、文脈上別意に解すべき場合を除き、ファンドの設立についての補遺信託証書(いずれも随時変更または補足される。)をいう。</u>
<u>「受託会社」</u>	<u>ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッドまたはトラストもしくはファンドに関する受託会社として、随時任命されるその他の者をいい、信託証書のもとで権能、義務、決定権を有する者(または、文脈によっては、適正に任命された代理人または受任者)をいう。</u>
<u>「トラスト」</u>	<u>ゴールドマン・サックス(ケイマン諸島)ユニット・トラストをいう。</u>
<u>「受益証券」</u>	<u>ファンドの受益証券をいう。</u>
<u>「合衆国」または「米国」</u>	<u>アメリカ合衆国(各州およびコロンビア特別区を含む。)、その領土、属領およびその管轄権に服するその他すべての地域をいう。</u>

<u>「受益者サービス代行会社」</u>	<u>管理会社により受益者サービス代行会社として任命された者または 随時受益者サービス代行会社として任命される者をいう。</u>
<u>「米ドル」または「アメリカ合衆 国ドル」</u>	<u>米国の法定通貨をいう。</u>
<u>「評価日」</u>	<u>管理会社(またはその受任者)が投資顧問会社と協議の上で異なる 決定を行わない限り、各ファンド営業日をいう。</u>

2021年7月1日以降、以下の内容に更新される。

<u>「会計基準」</u>	国際財務報告基準、または管理会社が投資顧問会社と協議の上で選 定する米国もしくは国際的その他の一般に公正妥当と認められる会 計基準もしくは財務報告基準をいう。
---------------	---

(後略)

< 訂正後 >

<u>「会計基準」</u>	国際財務報告基準、または管理会社が投資顧問会社と協議の上で選 定する米国もしくは国際的その他の一般に公正妥当と認められる会 計基準もしくは財務報告基準をいう。
---------------	---

(後略)